

光市総合計画後期基本計画（案）

平成23年12月
光市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 目的	1
2 期間	1
3 構成	1
第2章 前期5年間の変化と市民意識	2
1 時代の潮流	2
2 市民意識（市民意向調査の結果から）	6
3 まちづくり・未来ワークショップ	12
第3章 前期5年間の成果と評価	14
1 基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち	15
2 基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち	20
3 基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち	25
4 基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営	33
5 市政に対する満足度とニーズ	37
第4章 後期基本計画が目指す姿と基本視点	39
1 後期基本計画が目指す姿	39
2 まちづくりの基本的視点	39
第5章 ひかり未来指標	42
第6章 未来創造プロジェクト	46
第7章 基本計画各論	54
1 基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち	57
2 基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち	87
3 基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち	110
4 基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営	163
第8章 財政計画	178
第9章 地域別整備計画	179
1 地域別整備計画の目的	179
2 地域の設定	179
3 地域別整備計画	180

第1章 計画の概要

1 目的

本市は、平成19年3月に新市建設計画の理念を継承する「光市総合計画」を策定し、各種施策の推進と健全財政の確保の両立を図りつつ、計画的なまちづくりを進めてきました。前期5年間は、いわば新「光市」の創成期であり、直面する様々な政策課題を克服するための道筋を明らかにしながら、合併により誕生した本市が力強く飛躍するための基礎体力を、市民と行政が一体となって培ってきたところです。

しかし、少子高齢化のさらなる進展や経済情勢の急激な変化、従来からの制度や枠組みの転換など、地方を取り巻く環境は私たちの予想を上回る速度で変貌しており、地方公共団体には、時代の要請に的確に対応できるしなやかな体力と未来を展望する広い視野がこれまで以上に求められています。

こうした中、平成23年度をもって「前期基本計画」の計画期間が終了することから、その成果や「マニフェスト推進計画」に掲げる主要事業の達成状況等を踏まえつつ、新たな5年間を見据えた後期基本計画を策定します。この計画を通じて、今後、本市が取り組むべき政策の方向性や基本的な施策等を明らかにするとともに、まちづくりを担う多くの主体との適切な役割分担のもとで計画を着実に推進し、市民一人ひとりが「幸せ」や「満足」を心から実感できる「やさしさ」にあふれた光市を創造しようとするものです。

2 期間

基本構想の後半の5年間（平成24年度～平成28年度）を計画期間とします。

3 構成

向こう5年間における具体的な政策や特に重点的に取り組むプロジェクトのほか、政策目標となる「ひかり未来指標」、財政的な裏付けを行う「財政計画」、地域別の整備の方向性を示す「地域別整備計画」などで構成します。

第2章 前期5年間の変化と市民意識

1 時代の潮流

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

平成22年国勢調査によると、わが国の人口は約1億2,806万人と過去最高でしたが、5年間の増加率は0.2%と調査開始以来最低の数値を記録しました。また、年少人口（15歳未満）割合は13.2%で、平成17年国勢調査時の13.8%から減少が進む一方、高齢化率は20.2%から23.0%に上昇するなど少子高齢化が進んでおり、国の試算では、わが国の人口は、平成58年には1億人を下回ると予測されています。

また、5年間の人口動向を見ると、首都圏をはじめとする三大都市圏への人口の集中傾向は一段と顕著になっており、地方においては、地域活力の低下や社会保障費の増大、地域コミュニティの崩壊など様々な社会的問題が懸念されます。

平成22年国勢調査によると、本市の人口は、平成17年国勢調査時の53,971人から約1,000人減少し、53,004人となっています。この間、高齢化率は23.0%から28.5%に高まる一方、年少人口割合は14.3%から13.6%に低下し、少子高齢化傾向が一段と顕著になっています。

(2) 社会経済情勢の急激な変化

バブル経済の崩壊以降、わが国経済は緩やかな景気回復を継続し、地域や業態による差異は見られたものの、企業部門を中心に、平成14年から19年の前半にかけて戦後最長といわれる好景気が続きました。しかしながら、アメリカに端を発した金融危機は世界的な同時不況を引き起こし、特に平成20年後半以降、円高や株安、消費の落ち込みなどに伴う企業収益や雇用環境の大幅な悪化が日本経済を直撃しています。100年に1度とも例えられる未曾有の状況は、国や地方公共団体の税収にも大きな打撃を与えており、国においては、平成19年度に51兆円であった一般会計税収が、平成23年度には41兆円（予算ベース）にまで落ち込んでいます。

本市においても、平成19年度には、法人市民税収入額が過去最高の約43億7千万円に達するなど市税収入は右肩上がり推移していましたが、世界的な経済金融危機後の平成21年度には、法人市民税収入額が約18億6千万円とピーク時の半分以下に落ち込んでいます。さらに東日本大震災の影響も相まって、地方財政は予断を許さない状況が続いています。

(3) 安全・安心に対する意識の高まり

平成23年3月の東日本大震災や平成7年の阪神・淡路大震災、台風や局地的な豪雨に伴う深刻な風水害などの教訓から、国や地方公共団体、国民一人ひとりに至るまで災害に対する関心が高まっており、「地域のことは地域で守る」という防災思想に基づいた危機管理体制の充実が求められています。また、インターネットを利用した詐欺商法や生活弱者を狙った犯罪の急増、食をめぐる問題など、消費者を取り巻く環境は厳しさを増すとともに、地域コミュニティが希薄になる中、地方都市でも子どもや高齢者を狙った凶悪な犯罪が発生するなど、身近な地域における安全・安心の確保が大きな課題となっています。

本市においても、台風等による沿岸の高潮や豪雨に伴う島田川の越水などの自然災害に加えて、犯罪や交通事故、健康や消費生活、安全な食の確保に関する問題など、市民生活のあらゆる場面で、安全・安心を脅かす新たなリスクが生じています。また、高齢化が急速に進む中、地域医療や高齢者福祉対策に対する市民ニーズも大変高まっています。

(4) 地球環境問題への対応

人間活動から生じた環境負荷が地球規模にまで拡大した結果、異常気象の頻発や生態系の破壊だけでなく、農業への打撃や感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動は様々な危機に直面しており、大量生産、大量消費、大量廃棄という旧来の社会システムからの早急な転換が求められています。こうした中、わが国では、京都議定書の理念や、平成21年の国連気候変動サミットで表明した、温室効果ガス排出量を平成42年までに平成2年比で25%削減するという政府目標を踏まえて、国や事業者、地方公共団体、国民など、全ての主体が参加・連携した取組みが進められており、国民の間でも、地球温暖化対策の有効な手段の一つである太陽光や太陽熱などの自然エネルギーに対する関心が高まっています。

本市では、「クリーン光大作戦」や「白砂青松10万本大作戦」などの環境保全活動をまちぐるみで展開する一方、市独自の地球温暖化対策や児童・生徒への環境教育として、住宅や小中学校への太陽光発電システムの設置を進めています。こうした結果、環境問題に対する市民意識は大変高まっていますが、一方で、波浪による海浜の侵食や身近な里山の荒廃、不法投棄の問題、廃棄物の最終処分量の抑制など多くの課題に直面しています。

(5) 成熟社会への移行とライフスタイルの多様化

私たちの社会は、精神的な豊かさや質的な充実を志向する成熟段階を迎えており、自らの知識や経験を生かして地域参加や社会貢献を果たそうとする動きや、自らが暮らすまちの歴史や自然などを大切な財産と捉え、その価値を再発見しようとする動きが活発化しています。また、居住場所や生活様式などライフスタイルの多様化が進み、定年を迎えた団塊の世代をはじめとしたU J I ターンの動きも高まっています。こうした中、多くの人々に選ばれ支持されるまちとなるためには、画一的なまちづくりから脱して、まち独自の個性や魅力を創出するとともに、様々な分野で主体的な参画や自由な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが求められています。

本市においても、多くの人に選ばれるまちとなるよう、三つの都市宣言の具現化を目指す「ひかり未来戦略」の重点的な展開など、独自の個性や特性を活かしたまちづくりに取り組むとともに、「誰のために」「何のために」を念頭に、子どもから高齢者まですべての市民が心から幸せを実感できる質の高い施策の展開に努めています。また、団塊の世代が、職域を離れて地域に戻り、豊富な知識や経験を生かして多方面で活躍し始めています。

(6) 合併後の新たなまちづくりの始まり

少子高齢化の進展や住民の日常生活圏の拡大などを背景に、市町村の規模や能力、財政基盤の強化を図るために推進された「平成の大合併」が、平成22年3月末に合併特例法の期限を迎えて終結しました。合併自治体では、新たなまちづくりが進められていますが、合併市町村に対する普通交付税の特例措置が合併後11年目から段階的に縮減されるとともに、必要な資金調達を支える合併特例債の活用も合併後10年間に限られるなど、近い将来、合併に伴う国の財政支援措置は見込めなくなります。このため、合併により生じた重複部門のスリム化や施設の統廃合を進めるなど、効率的な組織体制への移行を急ぐとともに、まちの均衡ある発展や一体性の確立を計画的に進めていくことが求められています。

平成16年10月に誕生した本市では、平成19年3月に新市建設計画の理念を継承した「光市総合計画」を策定し、「共創と協働で育む まちづくり」という理念のもと、計画の着実な推進に努めてきました。また、二つの公立病院のあり方や三島温泉健康交流施設の方向性、新たな学校給食施設の整備など、合併時からの重要課題を解決するため、積極的な取組みを進めています。

(7) 地方自治に関わる制度や仕組みの転換

機関委任事務の廃止など、国と地方を「対等・協力」の関係に転換することを目指した第一期地方分権改革から、「地方にできることは地方に」という理念のもとで進められた三位一体改革を経て、現在、国と地方の関係の見直しや地方の税財政基盤の確立などを目指した第二期地方分権改革が進められています。さらに、新たな政権のもと、自らの判断と責任で、地域の実情に応じた行政運営を行う「地域主権社会」の確立を目指した改革が進められようとしており、住民に最も身近な行政機関である地方自治体として、自立的な財政力や政策形成能力を高め、自己決定・自己責任による行政経営を実現していくことが大きな課題となっています。

本市においても、安定した財政基盤の確立や職員の資質・能力の向上を図るなど、地方の時代にふさわしい行政組織への進化を目指す一方、市民力を活用したまちづくりを進め、行政サービスの質や効率を高めていくことが求められています。

2 市民意識（市民意向調査の結果から）

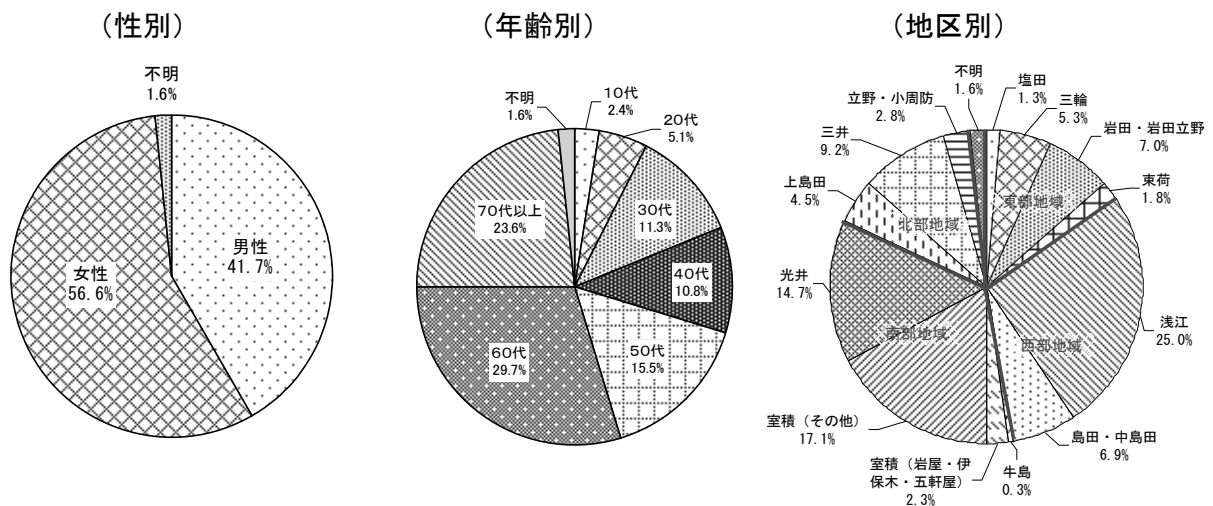
「前期基本計画」や市長マニフェストに対する評価、まちの現状などを把握し、後期基本計画策定の基礎とするため、平成22年10月に16歳以上の市民を対象とした「市民意向調査」を実施しました。

このほか、市政への「満足度」や施策の「重要度」など、市民意識の年次的な変化を把握し、「前期基本計画」の評価・検証につなげるため、計画策定後の平成19年度から毎年度、「市民アンケート」を継続的に実施しています。

【市民意向調査 配布回収状況】

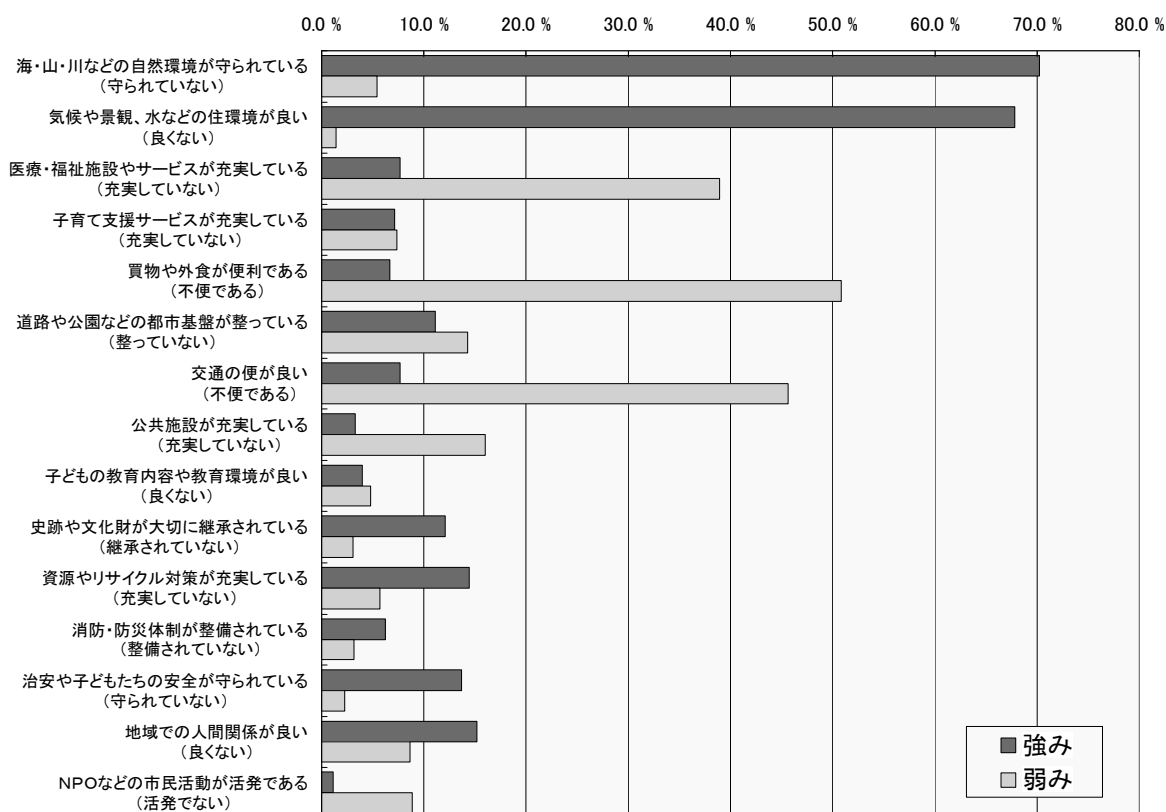
	配布数	有効配布数	回収数	回収率
市民意向調査	3,000	2,993	1,273	42.5%

【回答者の属性】



(1) まちの「強み」(誇れるもの、他市に負けてないもの)と「弱み」(まちの問題点、他市よりも劣っているもの)(市民意向調査)

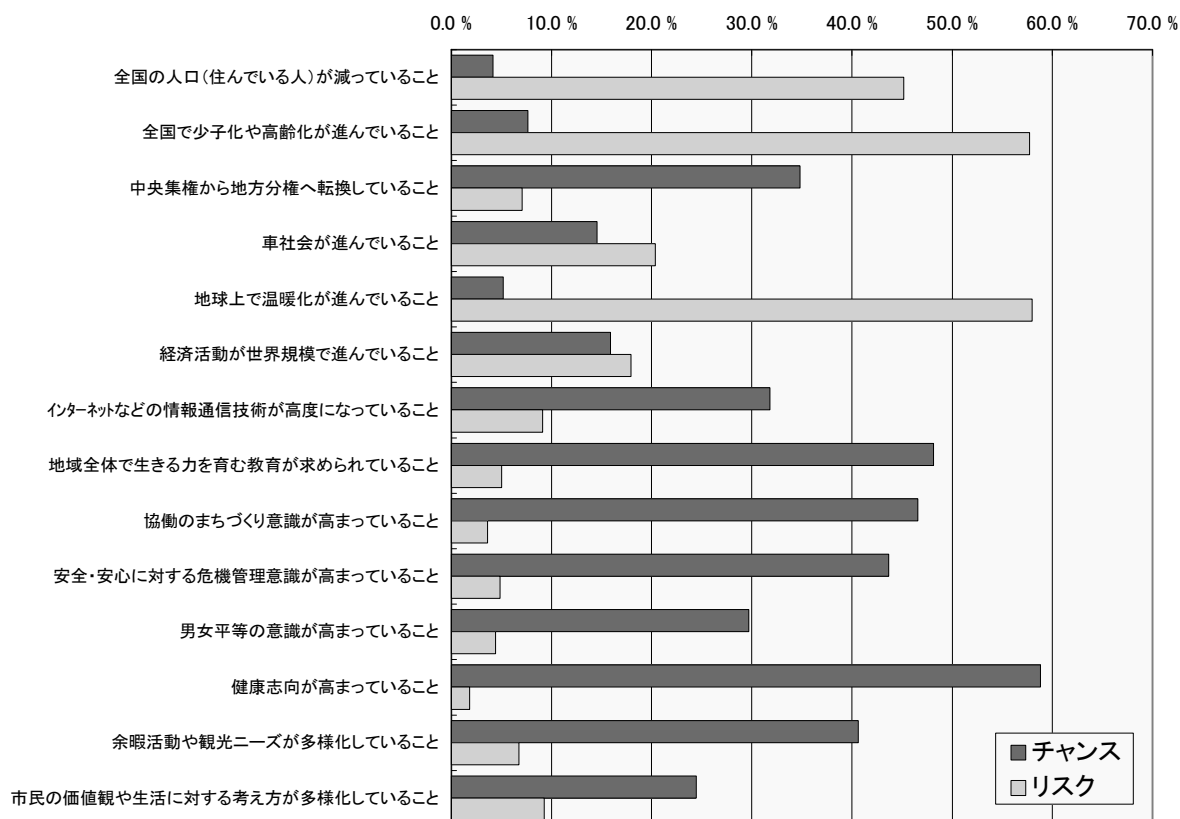
【強み(上段)と弱み(下段)】



- ・本市の「強み」としては、「海・山・川などの自然環境が守られている」(70.2%)と「気候や景観、水などの住環境が良い」(67.8%)が特に多く、自然環境、住環境の豊かさが市民の大きな誇りとなっています。
- ・本市の「弱み」では、「買物や外食が不便である」(50.8%)、「交通の便がよくない」(45.6%)、「医療・福祉施設やサービスが充実していない」(39.0%)など、生活・交通の利便性や医療・福祉に関することが上位に挙げられています。

(2) 社会情勢に対する認識（光市にとって「チャンス（好機）要因」か、「リスク（危機）要因」か）（市民意向調査）

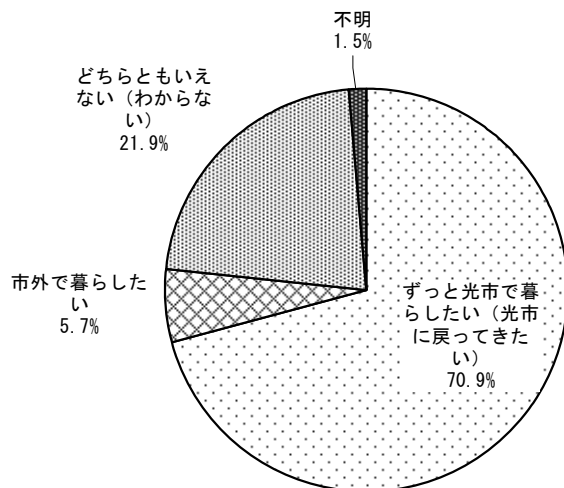
【「チャンス（好機）」（上段）と「リスク（危機）」（下段）】



- ・「チャンス要因」として、「健康志向が高まっていること」(58.8%)、「地域全体で生きる力を育む教育が求められていること」(48.2%)、「協働のまちづくり意識が高まっていること」(46.6%)、「安全・安心に対する危機管理意識が高まっていること」(43.7%)などを挙げる人が多くなっています。
- ・「リスク要因」として、「全国で少子化や高齢化が進んでいること」(57.7%)、「地球上で温暖化が進んでいること」(58.0%)、「全国の人口（住んでいる人）が減っていること」(45.2%)の三つが特に多くなっています。

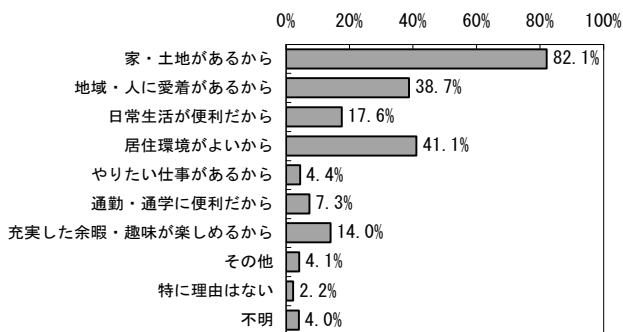
(3) 今後の居住意向 (市民意向調査)

【今後の居住意向】

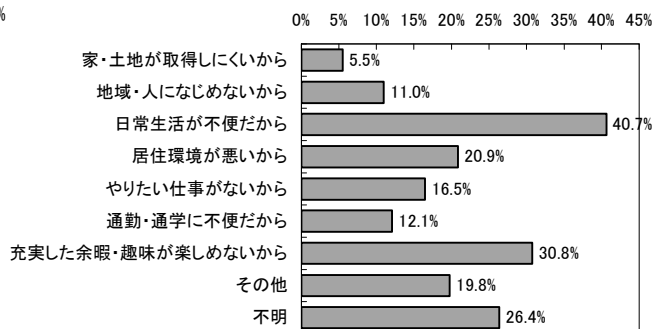


・「ずっと光市で暮らしたい (光市に戻ってきたい)」(70.9%)が多く、光市での居住意向が高いことがうかがえます。

【光市で暮らしたい理由】



【市外で暮らしたい理由】

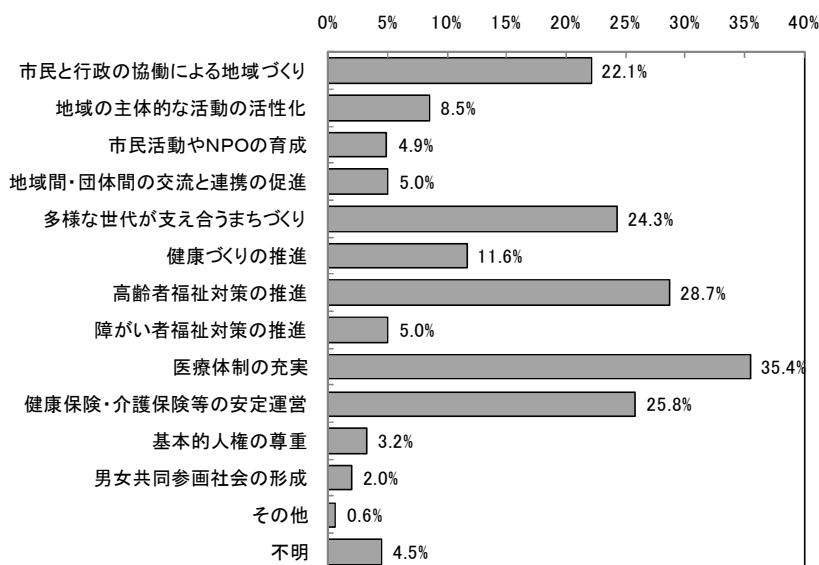


- ・光市で暮らしたい理由としては、「家・土地があるから」(82.1%)が最も多く、次いで「居住環境がよいから」(41.1%)、「地域・人に愛着があるから」(38.7%)などとなっています。
- ・市外で暮らしたい理由としては、「日常生活が不便だから」(40.7%)が最も多く、次いで「充実した余暇・趣味が楽しめないから」(30.8%)、「居住環境が悪いから」(20.9%)となっています。

(4) 基本構想に掲げる4つの基本目標を達成するために特に重要なこと

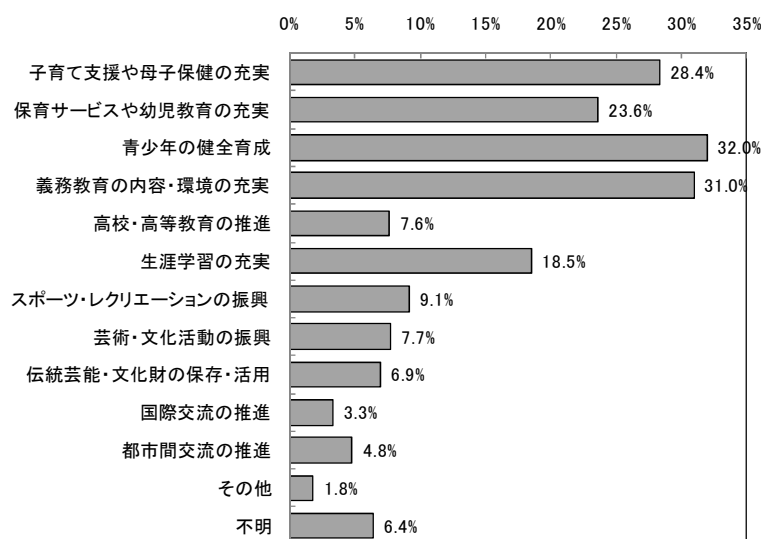
(市民意向調査)

【基本目標Ⅰ「人と地域で支えあうまち」の実現に向けて重要なこと】



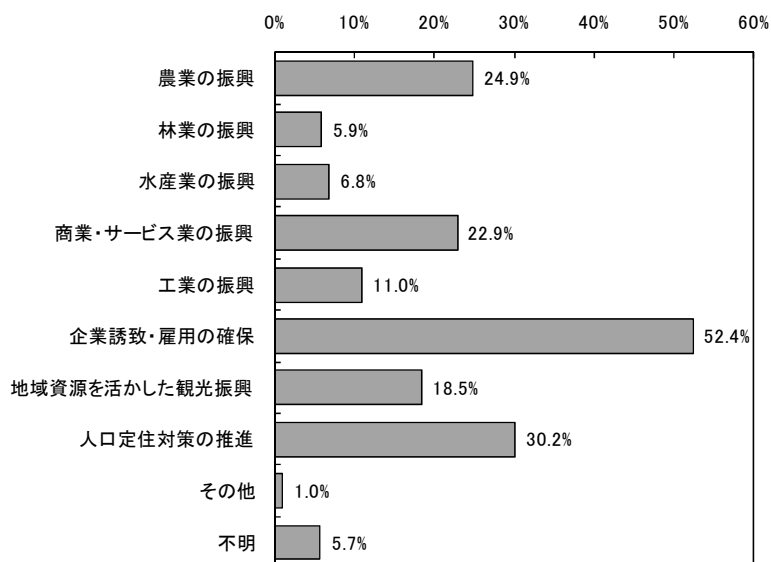
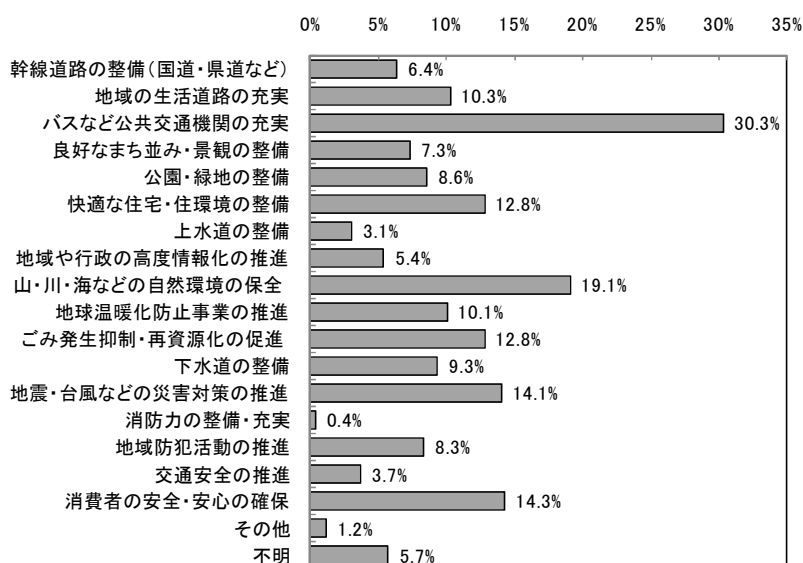
- ・「人と地域で支えあうまち（医療・福祉・コミュニティ分野）」では、「医療体制の充実」（35.4%）が最も多く、次いで「高齢者福祉対策の推進」（28.7%）、「健康保険・介護保険等の安定運営」（25.8%）などとなっています。

【基本目標Ⅱ「人を育み人が活躍するまち」の実現に向けて重要なこと】



・「人を育み 人が活躍するまち（子育て・教育・文化分野）」では、「青少年の健全育成」（32.0%）、「義務教育の内容・環境の充実」（31.0%）、「子育て支援や母子保健の充実」（28.4%）が多く、次いで「保育サービスや幼児教育の充実」（23.6%）などとなっています。

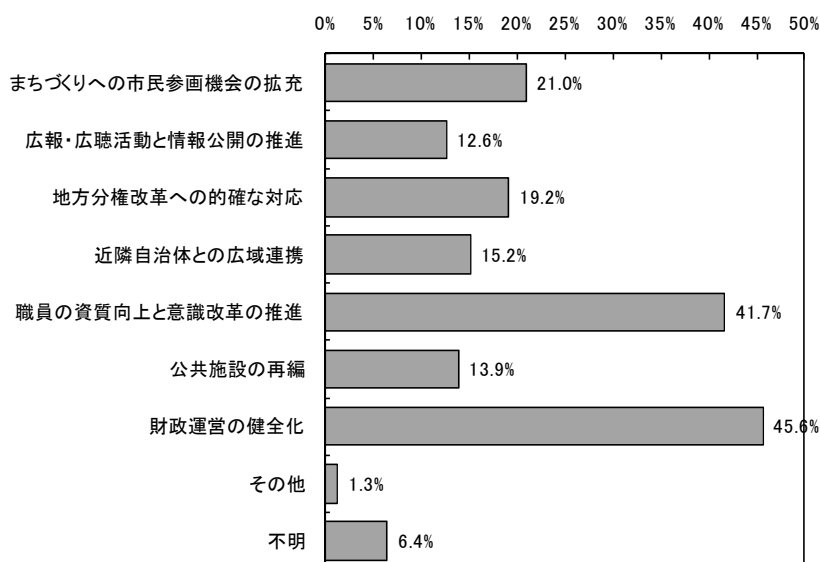
【基本目標Ⅲ「人の暮らしを支えるまち」の実現に向けて重要なこと】



・「人の暮らしを支えるまち」のうち、都市基盤・環境分野では、「バスなど公共交通機関の充実」（30.3%）が最も多く、次いで「山・川・海などの自然環境の保全」（19.1%）、「消費者の安全・安心の確保」（14.3%）となっています。

- ・「人の暮らしを支えるまち」のうち、産業・交流分野では、「企業誘致・雇用の確保」(52.4%) が特に多く、次いで「人口定住対策の推進」(30.2%)、「農業の振興」(24.9%) などとなっています。

【基本目標Ⅳ「時代を拓く新たな都市経営」の実現に向けて重要なこと】



- ・「時代を拓く新たな都市経営（市民参画・地方分権・行財政運営分野）」では、「財政運営の健全化」(45.6%) と「職員の資質向上と意識改革の推進」(41.7%) が特に多く、次いで「まちづくりへの市民参画機会の拡充」(21.0%)、「地方分権改革への的確な対応」(19.2%) などとなっています。

3 まちづくり・未来ワークショップ

「後期基本計画」などの重要な都市ビジョンの策定にあたり、市民とともに未来のまちづくりを考え、様々な夢やアイデアを計画づくりに反映させることを目的に「まちづくり・未来ワークショップ」を4回開催しました。

このうち、第1回と第2回ワークショップでは、「後期基本計画」の策定を主眼に、4グループに分かれて、まちの「弱み」や「強み」などをテーマに、今後のまちづくりの方向性を話し合いました。ワークショップの結果は次のとおりです。

なお、第3回と第4回は、「都市計画マスタープラン」と「緑の基本計画」の策定を主眼としたワークショップを行いました。

第1回 『まちの弱みと強みを出し合おう』 (平成22年10月23日)

	誰もがいきいきと健やかに暮らせる光市(福祉・医療対策など)	地域や経済に元気があふれる光市(産業・地域活性化など)	安全・安心で潤いに満ちた光市(環境・安全対策など)	心豊かでたくましい人を育む光市(子育て・教育・文化など)
まちの弱み	<p>■今、困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> 心のバリア・気持ちの通じ合いが必要 障害者や認知症の人への助け合いが必要 子育ての悩みや子どもの教育への対応 ボランティア活動の人数不足 など <p>■将来、困りそうなこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化により地域での生活が不安 個人医(開業医)の減少、予防対策への不安 人口減少により、相互の助けあい・支えあいが困難 若者の減少による子育てへの不安 など 	<p>■今、困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> 光駅前での活性化が進んでいない 市外(他県)からの観光客が少ない 農業、漁業の後継者不足 気軽に飲食できる店が少ない など <p>■将来、困りそうなこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 限界集落におけるコミュニティの維持 地元への就職難のため若者の減少 健康づくりを支える、安全な地元産食材の確保 公民館活動が減退することへの不安 など 	<p>■今、困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> 虹ヶ浜の松林の保全や管理 樹木の管理や里山の竹の繁茂 ごみの不法投棄、ポイ捨て 地震・台風などの災害対策が不十分 など <p>■将来、困りそうなこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 里山を守るか不安 住み続けたい地域になっているか不安 高齢になっても公民館、集会所等が利用できるか不安 空家、空地が増えて治安や景観が乱れる など 	<p>■今、困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの遊ぶ場所が少ない 青少年が集える施設がない 地域や家庭の教育力が低下している 子育て関係機関のネットワークがない など <p>■将来、困りそうなこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者が定住しないため、まちに活力がなくなる 教育施設(高校等)が減少することへの不安 人口減少、特に子どもの減少 今以上にコミュニティが希薄になる など
まちの強み	<p>■光市が優れていると思う点</p> <ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動の取組みが充実 子育てしやすい環境(病院・保育所など) 海、山、川周辺のウォーキングコースが多い 公民館活動やボランティア活動が盛ん など <p>■改善された、よくなったと思う点</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校の児童・生徒のあいさつがよくなった 市民活動の連携がとれるようになってきた 大和地域と光地域の食材の交流ができるようになった 健康管理の相談ができるようになった など 	<p>■光市が優れていると思う点</p> <ul style="list-style-type: none"> 二大企業が雇用の受け皿となっている 中心がないのでそれぞれの地域が頑張っている 人材が豊富で知識豊かな中高年が多い 豊かな人間性 など <p>■改善された、よくなったと思う点</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域をまたがる活動が少し容易になった 安全・防災活動(自主防災組織)が充実 虹ヶ浜のライトアップが評価されてきた 冠山総合公園の充実が図られた など 	<p>■光市が優れていると思う点</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル率が高い 虹ヶ浜から室積にかけての白砂青松の海岸の美しさ 里山、田園、街、川、海のバランスがよい 市内一斉清掃、クリーン光大作戦などの取組み など <p>■改善された、よくなったと思う点</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑のカーテンの取組み 石城山神籠石などの文化財保護の取組み 交通安全意識が高まった 下水道の普及率が高まった など 	<p>■光市が優れていると思う点</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の環境がよい 市がまとまりやすい大きさである 古くから伝わるお祭りを大事にしている 公民館活動、PTA活動が活発である など <p>■改善された、よくなったと思う点</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちのあいさつ サンホーム、あいぱーく光など公共施設が充実 病後児保育の機能が強化 学校が地域や団体などに開かれてきた など

第2回 『光市の重点施策と役割分担を提案しよう』 (平成22年11月13日)

	誰もがいきいきと健やかに暮らせる光市(福祉・医療対策など)	地域や経済に元気があふれる光市(産業・地域活性化など)	安全・安心で潤いに満ちた光市(環境・安全対策など)	心豊かでたくましい人を育む光市(子育て・教育・文化など)
改善施策	<p>高齢者の買物支援</p> <p>—役割分担—</p> <p>市民 ・近所で声かけをして買物に出かける ・となり組の復活(井戸端つきあい) など</p> <p>行政 ・買物が出来る公共交通ルートの設定と料金の低減 ・あいぱーく光を活用し、情報と人をつなぐ場づくり</p> <p>企業 ・買物タクシーの運行 ・商品の移動販売 など</p> <p>その他 ・NPOなどによる買物代行 ・地域ビジネスによる生産者の配達・直販 など</p> <p>—5年後のまちの姿— 誰もが買物に困らないまち</p>	<p>企業をまきこんだ地域の活性化とつながり強化</p> <p>—役割分担—</p> <p>市民 ・各自治会の活性化 ・公民館活動イベント(コミュニティ)への参加 ・活動の知らせ方を工夫する など</p> <p>行政 ・地域自治に対する支援 ・地場産業の誘致、中小企業の育成 など</p> <p>企業 ・人材の採用・雇用の拡大 ・地域の様々な活動に参加・協力できる社員を育成 ・地域の行事等への積極的な参加 など</p> <p>—5年後のまちの姿— 地域がそれぞれの顔をもってつながりあうまち</p>	<p>くうねるところにすむところ</p> <p>—役割分担—</p> <p>市民 ・地元ワークショップへの参加 ・組織に頼らない意識、知恵と工夫と団結力を培うなど</p> <p>行政 ・地元ワークショップへの支援 ・コミュニティへの支援と権限の移譲 ・買物・ぐるりん・病院など目的別のバス運行 など</p> <p>企業 ・地域活動・行事への理解と協力・支援 など</p> <p>—5年後のまちの姿— 市民と行政の連携がうまくいっている 光かがやく人と地元、自助・共助・公助など</p>	<p>人間関係をつくるための公民館・教育施設の活用方策</p> <p>—役割分担—</p> <p>市民 ・休日に、公民館で「昔の遊び塾」などを開催 ・光まつりで各公民館のPR、地域性のある催し物 ・地域イベントの企画・運営に、子どもを加えるなど</p> <p>行政 ・施設の利用手続きを簡単にする ・牛島で交流会・体験学習を開催 ・公民館活動の頻繁な情報発信 など</p> <p>企業 ・中学生の職場体験学習への協力 ・企業見学会の実施 など</p> <p>—5年後のまちの姿— 町全体がお友達 子供のことを、未来をもっと考えるようになる</p>
成長施策	<p>自然環境を活かした健康増進のまちづくり</p> <p>—役割分担—</p> <p>市民 ・イベントを企画し、積極的に参加 ・グリーンツーリズムの宿を開く ・ウォーキング・森林浴体験の場づくりに協力など</p> <p>行政 ・観光を基軸とした体験ツアー(農業・漁業)実施 ・空き施設の情報公開・施設の開放 ・自然観察・植物・昆虫のマップづくり など</p> <p>企業 ・地産農産物を効率よく地元消費者へ提供できるシステムの構築 など</p> <p>—5年後のまちの姿— うまいもの食べて、生きがいを感じて、楽しく、 自然を満喫して、健康に暮らせるまち</p>	<p>豊かな自然環境・地域性を生かした観光立市</p> <p>—役割分担—</p> <p>市民 ・地域住民自らが、地元イベントに積極的に参加 ・まちを汚さない など</p> <p>行政 ・観光大使をつくり、全国に光市をアピール ・観光地にバス駐車場を整備する ・一日遊べる充実した観光マップの作成 ・虹ヶ浜海水浴場のライトアップを続ける など</p> <p>企業 ・気軽に工場見学を受け入れる体制をつくる ・花火大会へのバスツアーの企画 など</p> <p>—5年後のまちの姿— 観光倍増!</p>	<p>地域コミュニティ・自然コミュニティ</p> <p>—役割分担—</p> <p>市民 ・地域主導型のクリーン活動の実施 ・景観に配慮した活動を進める ・自然敬愛都市宣言を再認識 など</p> <p>行政 ・小中学校や公民館を地域活動の拠点とし、利用促進を図る ・行政のタテ割りを解消 など</p> <p>企業 ・社員の自然保護活動への参加を優遇 ・里山整備に協力 など</p> <p>—5年後のまちの姿— 市民の意識が向上している(共存・共栄) 地域イベント中心のクリーン作戦</p>	<p>“光の宝”人材の活用・交流</p> <p>—役割分担—</p> <p>市民 ・市民大学をつくる ・子ども向けのスポーツ体験の場づくり など</p> <p>行政 ・ボランティアバンク登録制度の充実とPR ・小・中・高校でのオープンスクールの実施 ・中学生リーダーの活動の発信 など</p> <p>企業 ・企業活動などについての出前講座の実施 ・企業の廃水・排気の更なる浄化努力 など</p> <p>—5年後のまちの姿— 生きがい・楽しみを持って生活している 市民みんなが先生</p>

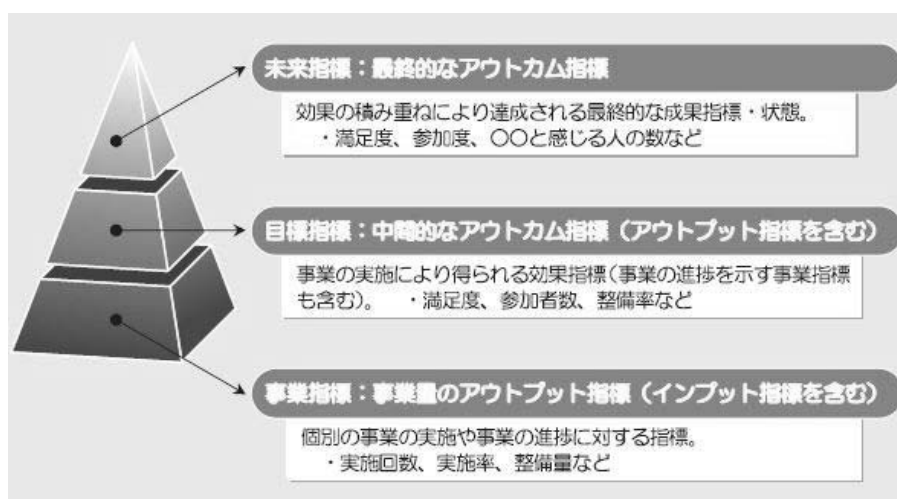
第3章 前期5年間の成果と評価

「前期基本計画」では、本市が展開する施策の代表的な目標値として、4つの基本目標ごとに全31項目からなる「ひかり未来指標」を設定し、その実現状況を明らかにすることにより、計画の実効性を確保してきました。

さらに、基本目標の下位に位置づけている「個別目標」についても、施策展開による効果や成果を測るため、全156項目からなる「まちづくりの指標」を設定しています。「ひかり未来指標」は、これらの効果や成果の積み重ねにより達成される最終的なアウトカム指標（成果指標）となるものです。

また、こうした「ひかり未来指標」や「まちづくりの指標」の達成状況を把握し、計画の評価・検証につなげるため、「前期基本計画」策定後の平成19年度から「市民アンケート」を継続的に実施しています。

【ひかり未来指標の概念】



【市民アンケート調査 配布回収状況】

	配布数	有効配布数 A	回収数 B	回収率 B/A
平成19年度	1,000	995	407	40.9%
平成20年度	1,000	995	399	40.1%
平成21年度	1,000	993	405	40.8%
平成22年度	1,000	995	427	42.9%
平成23年度				

1 基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち

【前期5年間の主な成果】

重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

- 地域コミュニティ活動や市民活動を促進するための拠点施設となる地域づくり支援センターの整備や、市内7公民館の地区自主運営方式への段階的な移行を進めるなど、基本構想に掲げるまちづくりの理念を踏まえた取組みにより、市民の自主的・主体的なコミュニティ活動や市民活動を支援しています。
- 老朽化が進む室積公民館の建替えを含めた地域コミュニティ活動の拠点施設の整備や、地域活力の低下が懸念される岩田駅周辺地区の今後のあり方などについて、市民参画のもとで検討を進めています。

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

- 三島温泉健康交流施設については、従来の計画から、施設の機能や規模を見直し、市民福祉の向上と健康づくりを目的としたコンパクトな施設として建設に着手します。
- 子宮頸がんなどの女性特有のがんを予防するため、新たに自己負担なしでワクチン接種を実施するなど、地域保健の充実を図っています。
- 緊急通報体制や地域密着型介護施設の整備など、ソフト・ハードの両面から高齢者への生活支援サービスや、障害者自立支援制度に基づいた適切な福祉サービスの提供により、誰もが健やかで安心して暮らせる社会づくりを進めています。
- 高齢者等の外出支援や地域小売業の活性化を目的に、地域への宅配サービスや、住民の移動手段を確保するためのコミュニティ交通の整備に向けたモデル事業を開始します。
- 急速な高齢化に伴う医療需要の変化に対応するため、光総合病院は急性期医療、大和総合病院は慢性期医療やリハビリ医療を担う病院へと機能分化を図ることとし、病棟の改修等に着手しました。また、病院間の連携を強化するため、二つの病院を結ぶ直通バスの運行を開始しました。

重点目標3 認めあう共生の社会を築くために

- 人権施策推進審議会の答申に沿って、「人権施策推進指針」を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けた考え方を示しました。

【ひかり未来指標】

	策定時 ① (H17.18)	近況値 ② (H22)	前期目標値@ (H23)	進捗率 (②/①-1) ×100	達成率 ②/@×100
市民活動支援に関する満足度	7.6%	11.2%	12.5%	47.4%	89.6%
市民の自治活動への参加度	42.4%	44.9%	50.0%	5.9%	89.8%
NPO 法人の数	13 団体	13 団体	20 団体	0.0%	65.0%
市民の健康づくりへの取組み	85.7%	84.5%	90.0%	△1.4%	93.9%
福祉に関する満足度	15.4%	24.4%	20.0%	58.4%	122.0%
市民の福祉活動への参加度	—	11.0%	20.0%	—	55.0%
光市への愛着感	68.2%	74.9%	75.0%	9.8%	99.9%

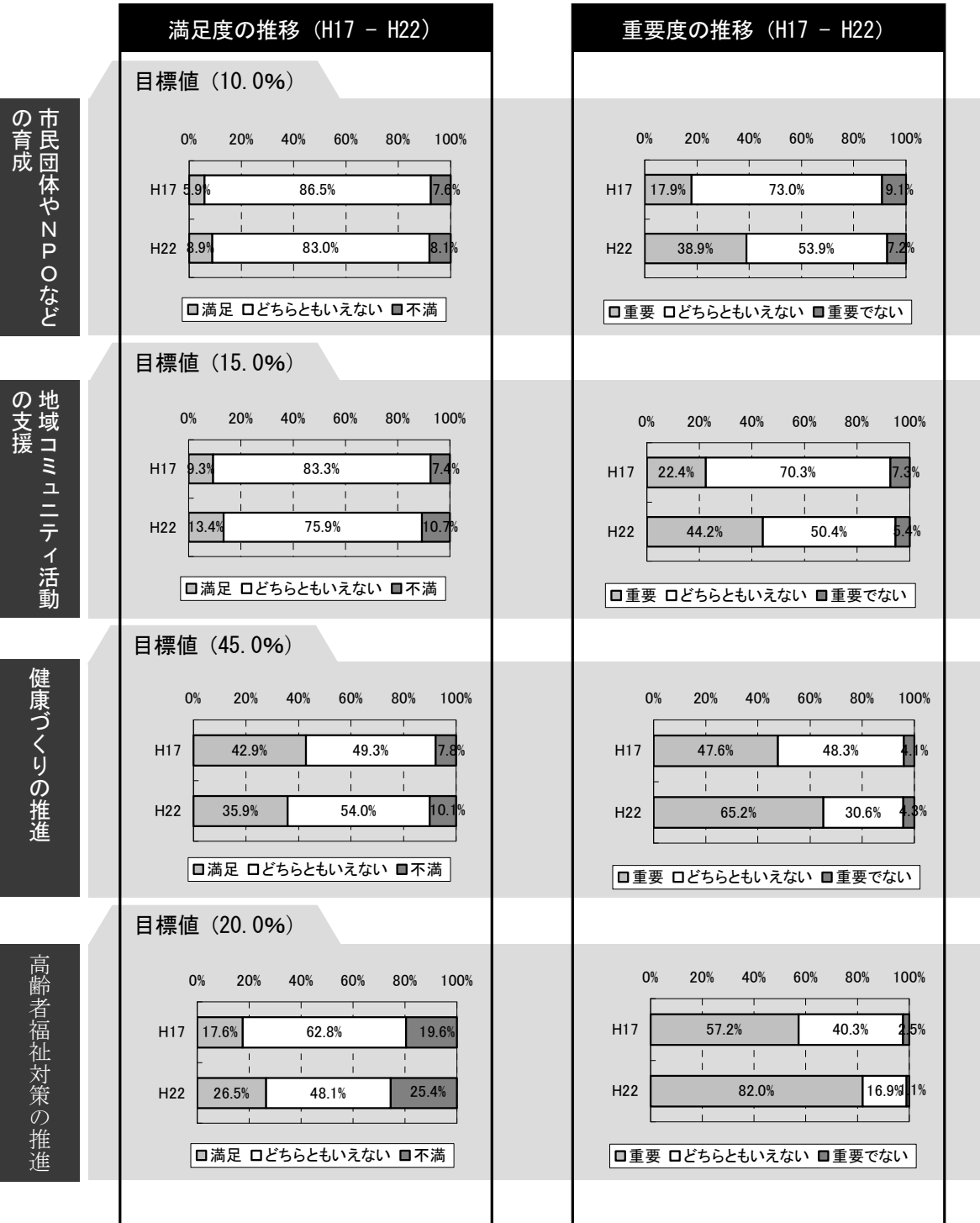
【まちづくりの指標】

	指標の数	達成率			
		100%超	80%~100%	50%~80%	0%~50%
重点目標Ⅰ コミュニティで支える地域を築くために	11	2	8	1	0
重点目標Ⅱ 互いに支えあい健やかに暮らすために	19	6	9	4	0
重点目標Ⅲ 認めあう共生の社会を築くために	5	2	1	2	0
合 計	35	10	18	7	0

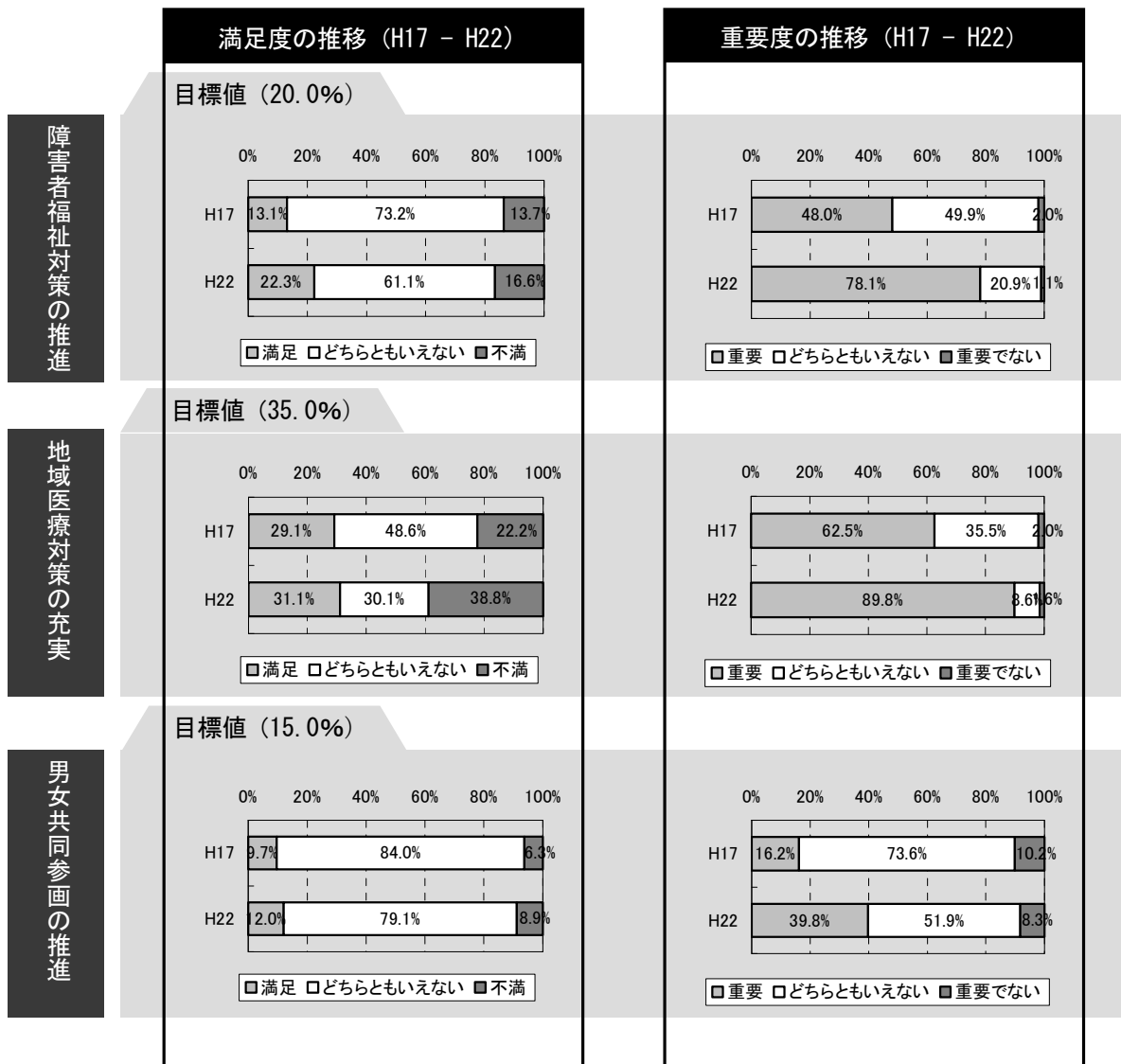
※ 「進捗率」は、総合計画策定時からの数値の伸びの度合い

※ 「達成率」は、前期目標値に対する到達の度合い（達成率が100%を超えていれば、前期の目標値に到達していると判断できます）

【満足度と重要度の推移】



※ 目標値は、満足度の前期（H23）目標値
 ※ H22の「満足」（不満）は、「満足」（不満）と「やや満足」（やや不満）を合わせた割合
 ※ H22の「重要」（重要でない）は、「重要」（不満）と「どちらかと言えば重要」（どちらかと言えば不満）を合わせた割合



【前期5年間の評価】

- 「市民団体やNPOなどの育成」や「地域コミュニティ活動への支援」など、市民活動の支援を重要と捉える市民は増える傾向にありますが、一方で、「市民活動支援に関する満足度」や「市民の自治活動への参加度」は伸び悩んでいます。このため、市民活動や地域づくりへの市民の主体的な参加を後押ししていく必要があります。
- 「市民の健康づくりへの取組み」は、目標をわずかに下回るものの高い水準にあり、日頃から健康に心掛けている人が大変多いことが分かります。一方、「健康づくりの推進に関する満足度」は低下していることから、健康づくりに対する市民ニーズを適切に見極めていく必要があります。
- 「福祉に関する満足度」は上昇しており、目標値を上回っていますが、一方で、高齢者福祉対策や障害者福祉対策について不満足と感じる人の割合も増加しています。こ

これは、福祉サービスに対するニーズが多様化していることが一因であると推察されま
す。

- 高齢者福祉対策や障害者福祉対策を重要と捉える人の割合は高い数値を示していますが、「市民の福祉活動への参加度」は目標を大きく下回っています。多様化する福祉ニ
ーズへの対応を図るための手法の一つとして、福祉ボランティアの積極的な育成など
が求められます。

「ひかり未来指標」のうち、目標値を大きく下回る「NPO法人の数」や「市民の福祉
活動への参加度」については、有効な対策が求められます。しかし、他の項目には、目
標値、あるいは目標値に近い水準に到達しており、こうした結果、「光市への愛着感」
は、目標値近くまで高まっています。「まちづくりの指標」についても、35項目中の
8割に当たる28項目で達成率が80%以上となっており、全体的には目標に沿って概ね
順調にまちづくりが進んでいると考えられます。

2 基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち

【前期5年間の主な成果】

重点目標1 子どもを生き育てるために

- 子どもの健やかな成長の応援と子育て世代の経済的負担の軽減を目的に、一定の要件のもと、幼稚園または保育園に同時に2人以上入所した場合の保育料等の無料化や、中学3年生までの児童・生徒の入院時の医療費を助成するための制度を創設しました。
- 留守家庭児童教室（サンホーム）に入所する児童の保育環境を改善するため、入所定員を超過する、浅江、島田及び光井小学校に第2留守家庭児童教室を設置しました。
- 安全で安心な教育環境を実現するため、耐震診断や耐震補強工事など小中学校施設の計画的な耐震化や、公立幼保施設の耐震診断を実施しています。
- 市独自の取組みとして、発達障害がある児童・生徒の支援を行う補助教員や、小学校5、6年生の外国語活動を支援する補助指導員を各学校に配置するなど、教育環境の充実を図っています。
- 安全で栄養バランスが取れた学校給食の提供や、学校給食を通じた食育の推進などを充実するため、老朽化が進む光・大和の学校給食センターを集約し、新たな学校給食施設の整備に着手しました。

重点目標2 彩り豊かな人づくりのために

- 山口国体の成功に向けて、おもてなしの心で花いっぱい運動やクリーン運動などの市民総参加運動を展開するとともに、セーリング、バドミントン、レクリエーション卓球の三競技を円滑に運営できるよう準備を進めています。

重点目標3 かおり高い文化を育てるために

- 「史跡石城山神籠石保存管理計画」に沿って、石城山神籠石の土塁・列石に影響を及ぼす立木の伐採や、石垣の崩落を防ぐための計測管理に着手しています。
- 伊藤博文公の没後100年を記念して、伊藤公が残した偉大な足跡を振り返るための事業を集中的に開催するなど、郷土の歴史・文化の保存や継承に取り組んでいます。

重点目標4 人の繋がりを広げるために

- 神籠石を有する自治体との連携による神籠石サミットの開催や、自然敬愛の心をもって、日本の豊かな自然を後世に伝える「日本の森・滝・渚全国協議会」の設立など、資源やまちづくりの理念を共有する他都市と連携した取組みを進めています。

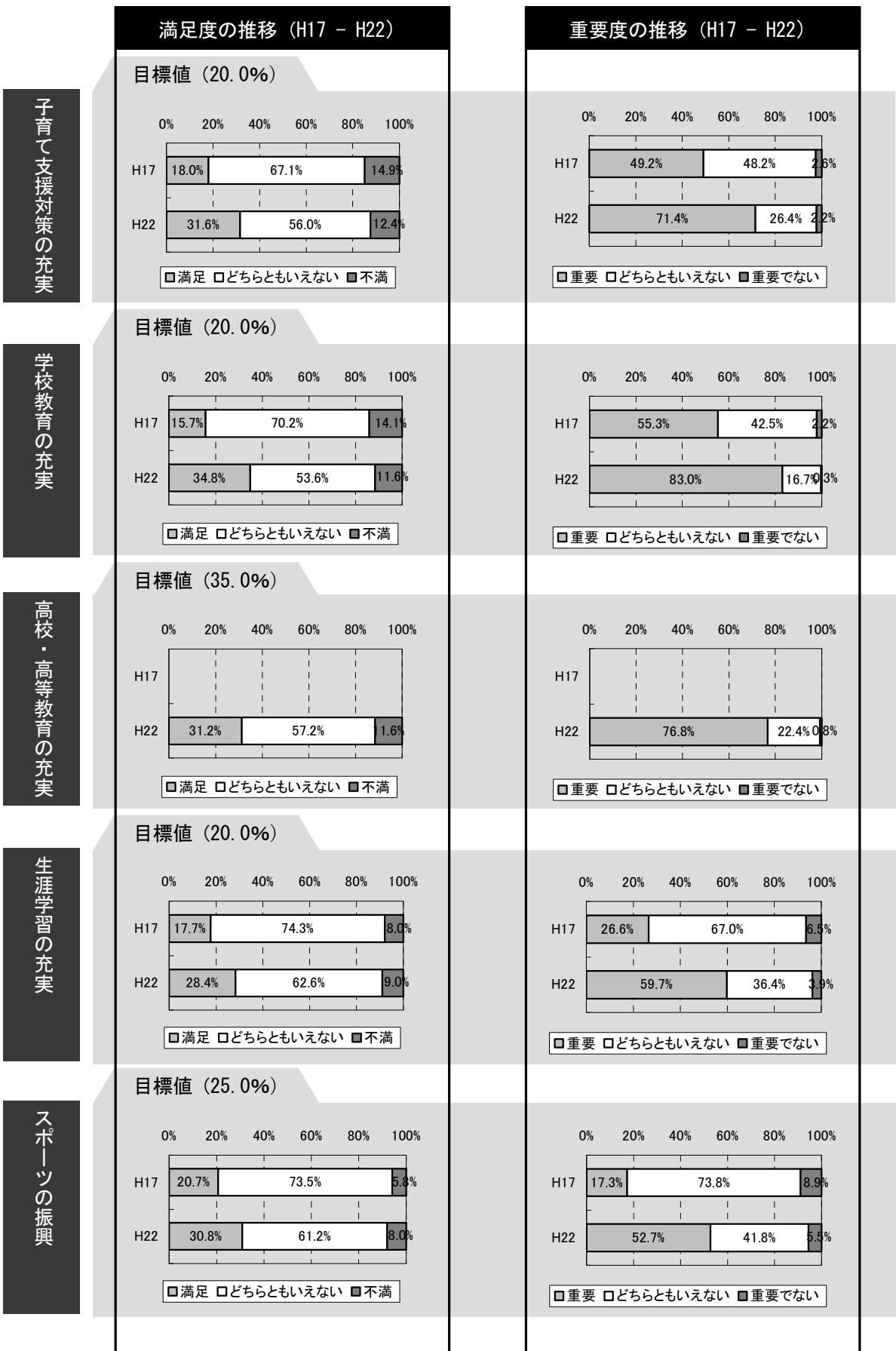
【ひかり未来指標】

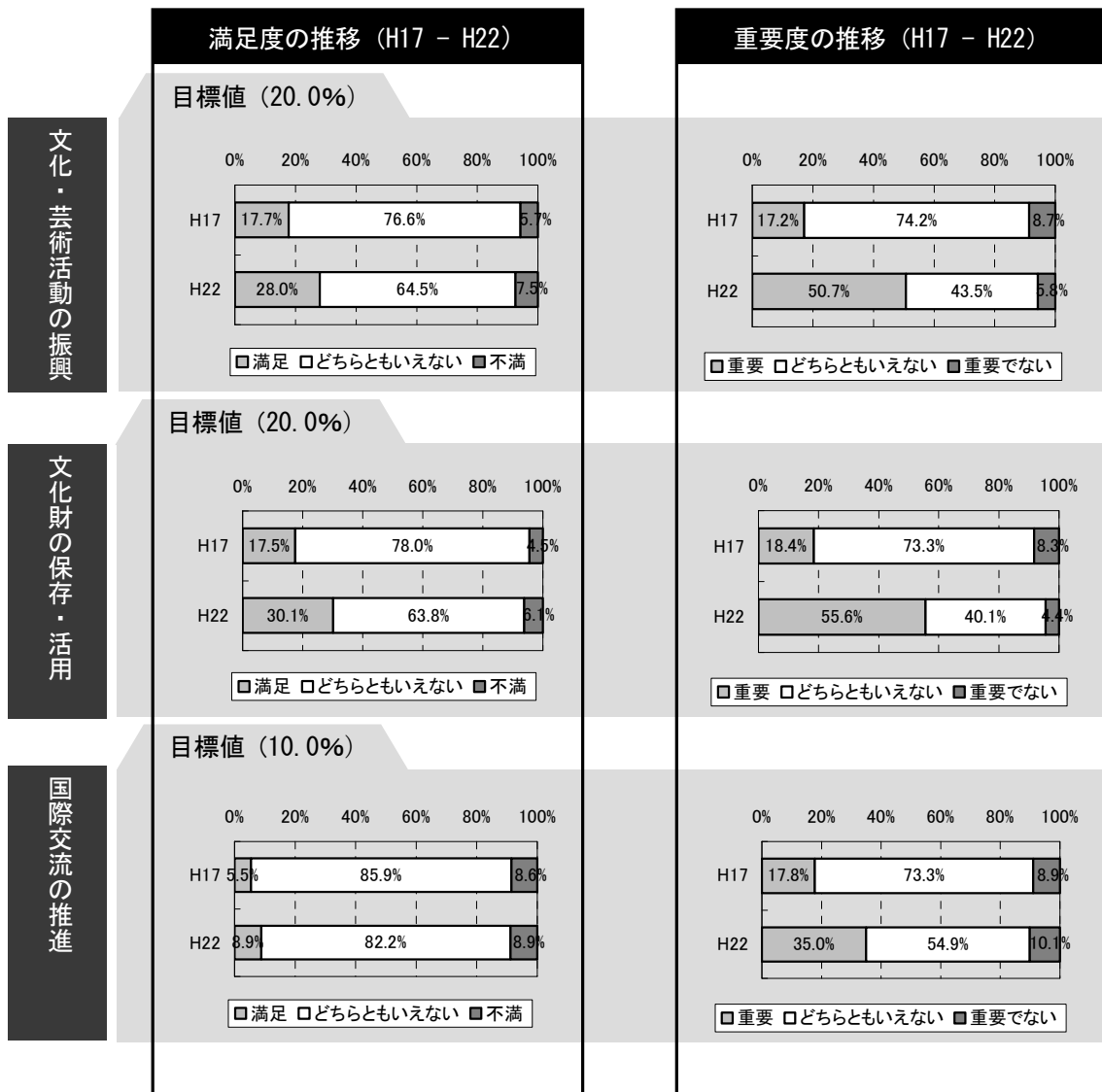
	策定時 ① (H17.18)	近況値 ② (H22)	前期目標値@ (H23)	進捗率 (②/①-1) ×100	達成率 ②/@×100
子どもの育成に関する満足度	16.9%	33.2%	20.0%	96.4%	166.0%
生涯学習・文化・スポーツ振興に関する満足度	18.7%	29.0%	21.7%	55.1%	133.6%
保育環境に関する充実度 ①（待機児童数）	0人	0人	0人	—	100.0%
保育環境に関する充実度 ②（特別保育実施率）	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
不登校児童生徒の割合	0.57%	0.54%	0.4%	5.6%	74.1%
青少年健全育成活動への参加率	—	8.4%	20.0%	—	42.0%
光市の住みよさ	82.2%	80.1%	85.0%	△2.6%	94.2%

【まちづくりの指標】

	指標の数	達成率			
		100%超	80%~100%	50%~80%	0%~50%
重点目標Ⅰ 子どもを生き育てるために	17	8	7	1	1
重点目標Ⅱ 彩り豊かな人づくりのために	7	5	2	0	0
重点目標Ⅲ かおり高い文化を育てるために	4	3	0	1	0
重点目標Ⅳ 人の繋がりを広げるために	4	0	2	2	0
合計	32	16	11	4	1

【満足度と重要度の推移】





【前期5年間の評価】

- 「子育て支援対策」や「学校教育の充実」を重要と考える市民が大きく増える傾向にある中、これらを合わせた「子どもの育成に関する満足度」は高まり、不満足と感じる人の割合は低下しています。このため、子どもの育成については、それぞれの成長過程を通じて一定の評価を得ており、引き続き、市民ニーズを的確に反映した施策を進めていく必要があります。
- 生涯学習・文化・スポーツ振興に関しても満足度は高くなっており、一定の評価を得ているものと考えられます。
- 青少年を取り巻く環境が悪化する中、青少年健全育成活動への市民参加率が伸び悩んでいることから、これまで以上に家庭や学校・地域が連携し、青少年を健全に育成していくための気運を盛り上げていく必要があります。

「ひかり未来指標」のうち、「青少年健全育成活動への参加率」や「不登校生徒の割合」については改善を図る必要がありますが、他の項目については、目標値に到達、あるいは目標値に近い水準にあります。「まちづくりの指標」についても、32項目中の9割近い27項目で達成率が80%以上となっており、全体的には目標に沿って概ね順調にまちづくりが進んでいると考えられます。

3 基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち

【前期5年間の主な成果】

重点目標1 快適な暮らしを営むために

- 都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線の浅江島田間や川園線などの幹線道路、市民生活に密着した生活道路の計画的な整備を進めるとともに、県の河川改修事業と連携した三島橋の架け替えに取り組んでいます。
- 冠山総合公園の園内施設や「果実の里」の整備を行うとともに、子どもが楽しめる空間として遊具を備えた「子どもの森」の整備に着手しています。
- 市営緑町住宅の建替えを計画的に進め、全84戸の整備を完了しました。
- 水道水の安定的な供給を行うため、大和簡易水道や上ヶ原簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道の上水道への統合を行いました。

重点目標2 自然を守り育むために

- 周南東部環境施設組合「エコぱーく」を拠点に、ごみの減量化や再資源化を促進するとともに、粗大ごみ等の出張収集サービスや段ボールコンポストの普及などを進めています。
- 物を大切にする「もったいない」という日本古来の文化を継承した、地球に負荷をかけないライフスタイルを普及させるため、風呂敷の活用や市民からのアイデア募集など、もったいない文化の醸成に取り組んでいます。
- 住宅用太陽光発電システムの設置費助成制度の創設や教育施設への太陽光発電システムの導入など、新エネルギーの普及や啓発に取り組んでいます。

重点目標3 安全な暮らしを守るために

- 多様化・複雑化・大規模化の傾向を強める災害に対応するため、光地区消防組合や光市消防団への資機材の計画的な配備を進めています。
- 高齢者や障害者など、避難時に支援を必要とする要援護者の安全確保のため、「自助」「互助」「共助」を基本とした避難支援体制の整備に取り組んでいます。
- 消費生活全般に関する苦情や問い合わせに対応するため、本庁舎内に消費生活センターを設置し、専門の相談員を配置しました。
- 市民や有識者等を交えて、室積海岸松原地区の海岸侵食に起因する高潮被害の防止と白砂青松の自然海岸の保全や周辺景観の維持を両立させるための対策工法等を検討し、保全施設の整備を進めています。

重点目標4 優れた価値を生み出すために

- 急激な景気後退下における緊急的な経済対策として、地元中小事業者が資金調達を行

う際の金融支援を行うとともに、市内への事業所設置や雇用の拡大に対する奨励金の拡充など、企業誘致や雇用拡大に努めています。

- 地産地消の推進や生産者と消費者の交流促進など地域農業の振興に加えて、観光や環境、教育などの分野との連携により多角的な機能を発揮できる施設として、農業振興拠点施設「里の厨」の整備を進めています。
- 国の交付金を活用し、農業集落道や農業用排水施設などの農業基盤づくりを進めるとともに、後継者不足が深刻な問題となっている農業や漁業への新たな就労者の確保対策に取り組んでいます。

重点目標 5 地域の魅力を活かすために

- 関東地方に在住する光市出身者と光市をつなぐ「ふるさと光の会」により、都会における交流の場や、ふるさとへのUターンを支援するための仕組みづくりに取り組むとともに、本市へのU J I ターン情報サイトの充実を図るなど、ホームページ等を活用した積極的な情報発信を行っています。

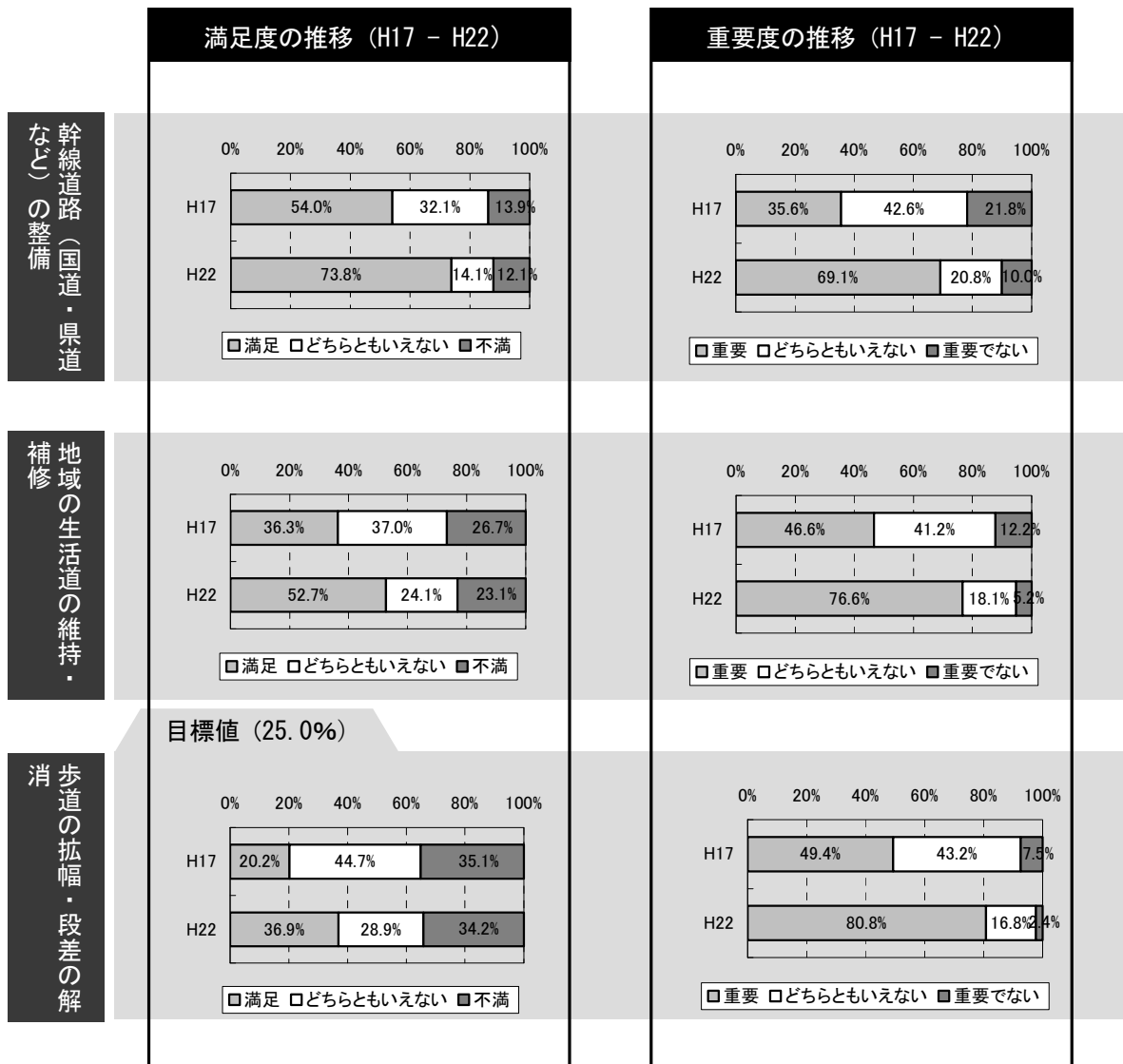
【ひかり未来指標】

	策定時 ① (H17.18)	近況値 ② (H22)	前期目標値@ (H23)	進捗率 (②/①-1) ×100	達成率 ②/@×100
快適な都市基盤の整備に関する満足度	—	40.1%	33.3%	—	120.4%
上下水道の普及率	73.7%	82.3%	81.8%	11.7%	100.6%
自然環境保全に関する満足度	20.6%	33.8%	25.0%	64.1%	135.2%
市民のごみの減量や省エネルギーへの取組み	—	92.5%	93.5%	—	98.9%
安全・安心に関する満足度	14.0%	30.4%	18.3%	117.1%	166.1%
市民の防災への取組み	32.8%	46.6%	50.0%	42.1%	93.2%
市民の地産地消への取組み	—	85.0%	90.0%	—	94.4%
産業振興や雇用に関する満足度	7.0%	11.5%	11.7%	64.3%	98.3%
今後の居留意識	69.6%	75.5%	74.5%	7.0%	99.3%

【まちづくりの指標】

	指標の数	達成率			
		100%超	80%~100%	50%~80%	0%~50%
重点目標Ⅰ 快適な暮らしを営むために	22	10	8	2	2
重点目標Ⅱ 自然を守り育むために	11	3	5	3	0
重点目標Ⅲ 安全な暮らしを守るために	16	11	5	0	0
重点目標Ⅳ 優れた価値を生み出すために	16	5	8	1	2
重点目標Ⅴ 地域の魅力を活かすために	6	0	5	1	0
合計	71	29	31	7	4

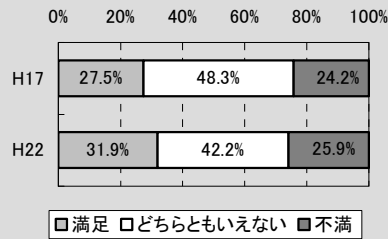
【満足度と重要度の推移】



都市公園の整備

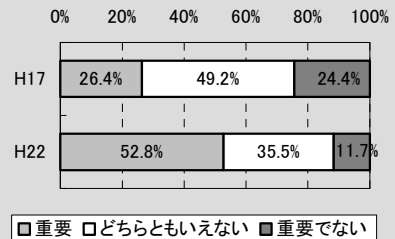
満足度の推移 (H17 - H22)

目標値 (30.0%)



□満足 □どちらともいえない ■不満

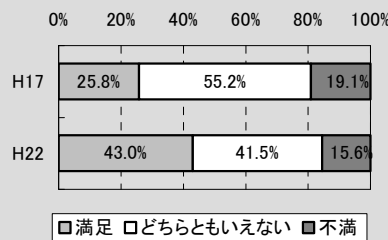
重要度の推移 (H17 - H22)



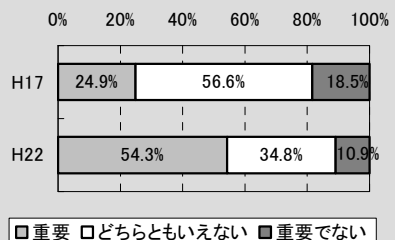
□重要 □どちらともいえない ■重要でない

まちなみ・景観の整備

目標値 (30.0%)



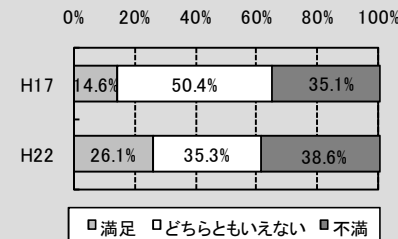
□満足 □どちらともいえない ■不満



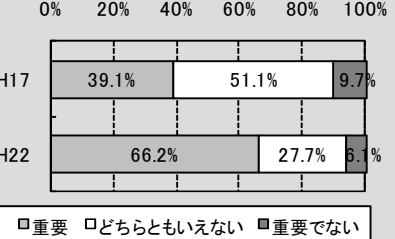
□重要 □どちらともいえない ■重要でない

バス交通網の整備

目標値 (20.0%)



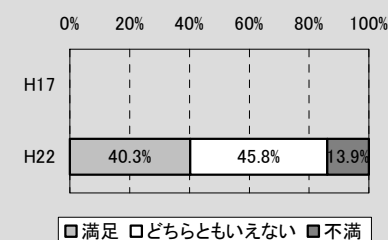
□満足 □どちらともいえない ■不満



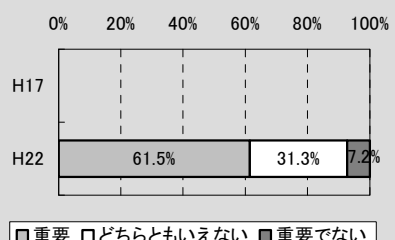
□重要 □どちらともいえない ■重要でない

快適な居住空間の整備

目標値 (45.0%)



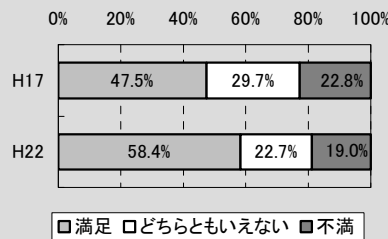
□満足 □どちらともいえない ■不満



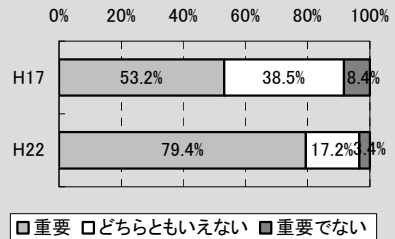
□重要 □どちらともいえない ■重要でない

上下水道の整備

目標値 (45.0%)

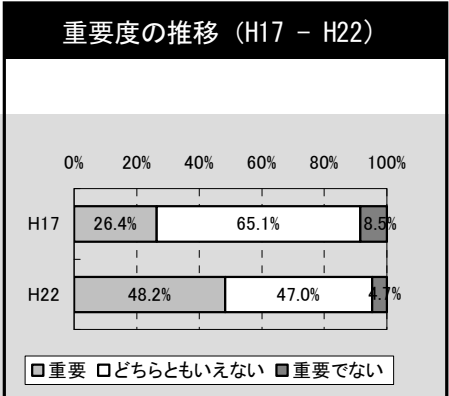
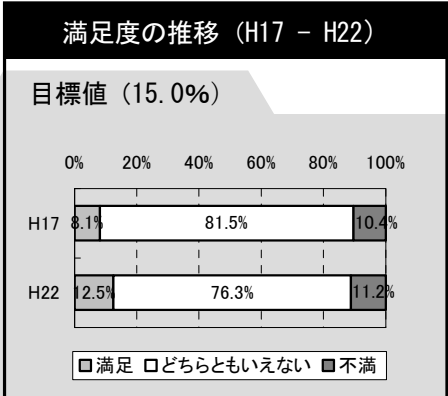


□満足 □どちらともいえない ■不満

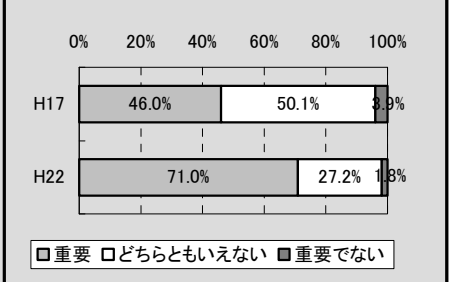
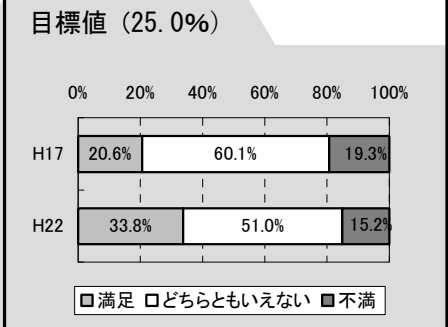


□重要 □どちらともいえない ■重要でない

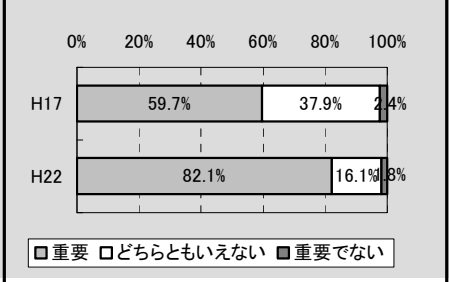
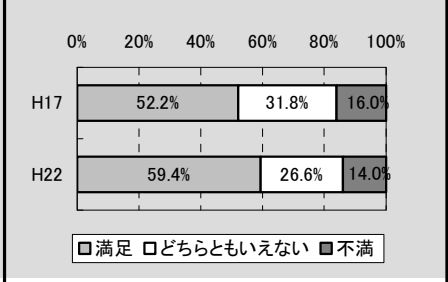
地域情報化の推進



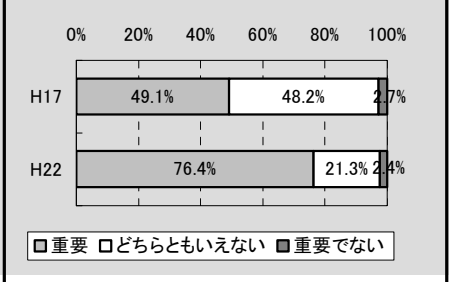
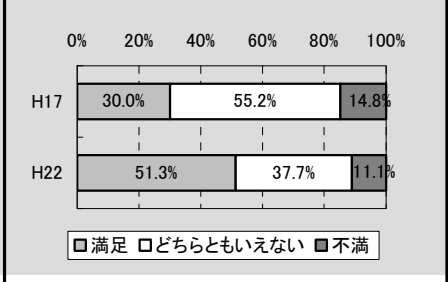
川や山などの自然環境の保全



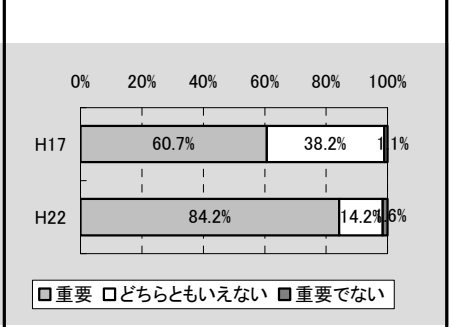
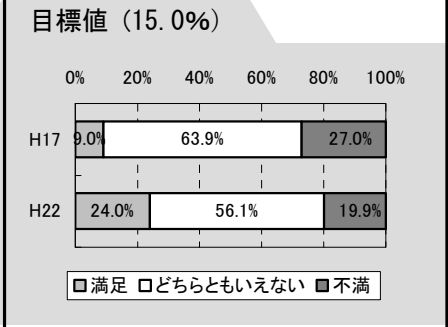
ごみの収集・処理対策の充実



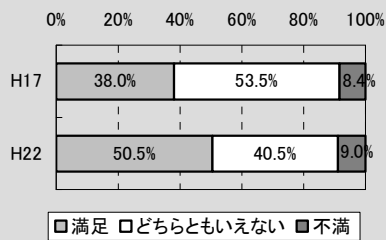
資源のリサイクル対策の充実



地震・台風などの災害対策の充実

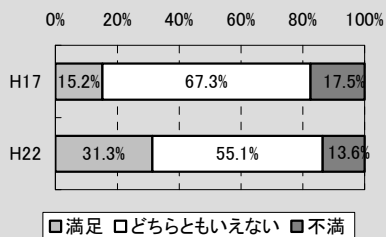


満足度の推移 (H17 - H22)



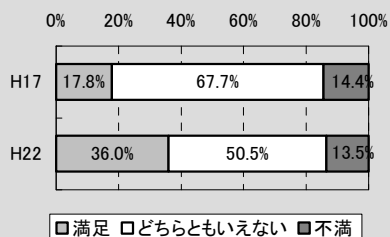
消防・防災体制の充実

目標値 (20.0%)



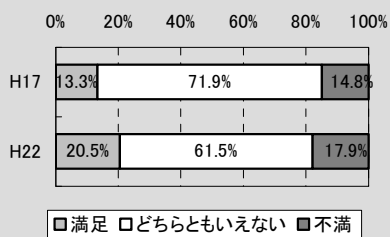
防犯対策の充実

目標値 (20.0%)

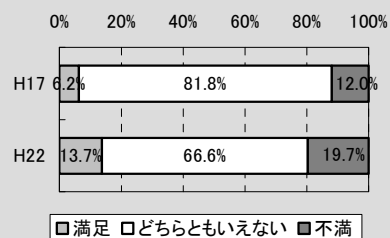


交通安全対策の充実

目標値 (25.0%)

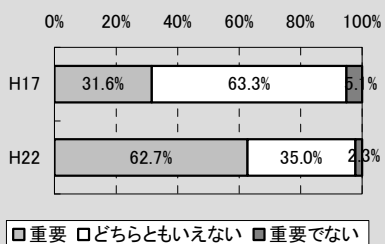
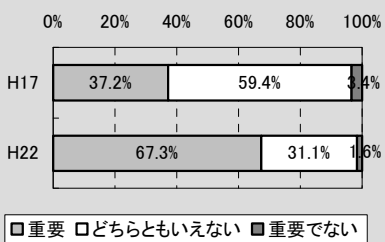
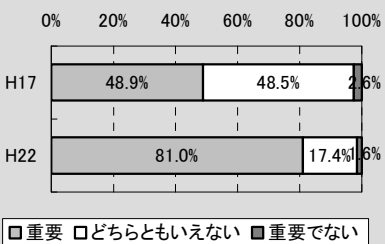
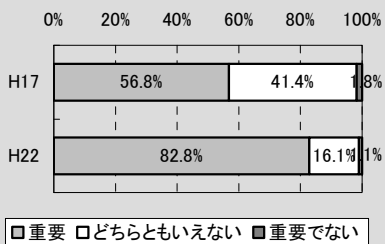
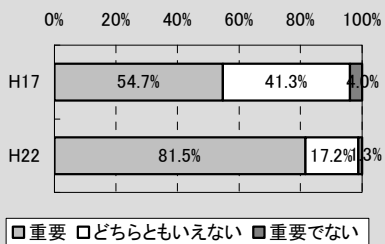


消費生活相談



農林水産業の振興

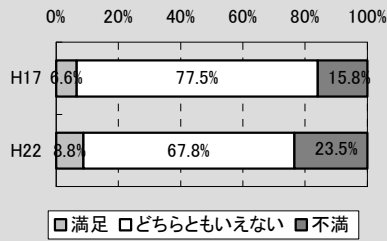
重要度の推移 (H17 - H22)



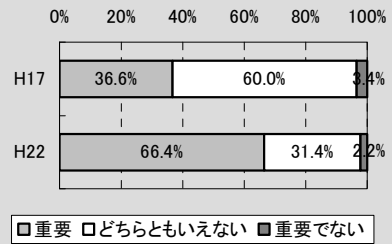
地元中小企業の支援

満足度の推移 (H17 - H22)

目標値 (10.0%)

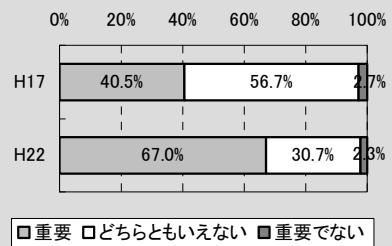
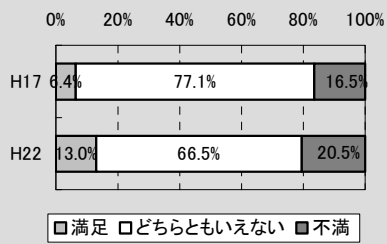


重要度の推移 (H17 - H22)



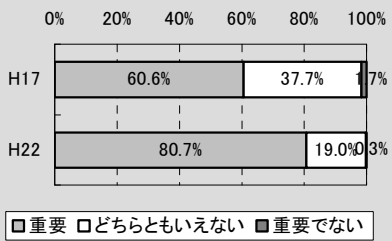
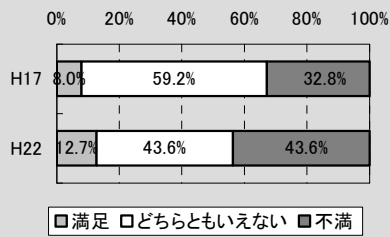
地場産業の振興

目標値 (10.0%)



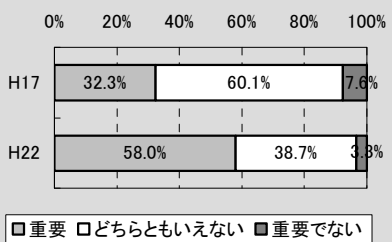
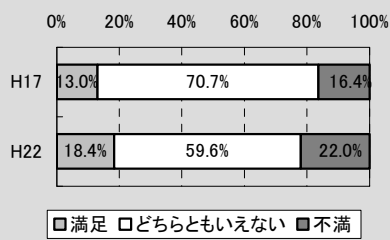
企業誘致、雇用の確保

目標値 (15.0%)



観光の振興

目標値 (20.0%)



【前期5年間の評価】

- 「快適な都市基盤の整備に関する満足度」や「自然環境の保全に関する満足度」は高い水準にあり、本市の特性である都市と自然が調和した都市環境に対して高い評価を得ているものと考えられます。また、まちなみや景観、居住空間の整備、自然環境の保全などを重要と感じる人の割合が大きく高まっていることから、引き続き、市民の期待に応えられる施策を進めていく必要があります。
- ごみの減量や省エネルギーに取り組む市民の割合は、目標値には至っていないものの高い水準にあり、環境に対する市民意識が大変高いことが分かります。また、「ごみの収集・処理対策の充実」や「資源のリサイクル対策の充実」に対する満足度も高まっており、引き続き、市民ニーズに的確に対応した施策を進めていく必要があります。
- 災害対策や防犯対策、交通安全対策など「安全・安心に関する満足度」は、目標値を大きく上回っています。いずれも満足度が高まる一方で、不満足と感じる人の割合は減少しており、高い評価を得ているものと考えられます。
- 「市民の防災への取り組み」は目標値をわずかに下回る水準ですが、「自助」「共助」に基づく防災思想の普及が重要であることから、関係機関との連携のもと、地域における自主防災組織の育成や支援などを進める必要があります。
- 中小企業の支援や地場産業の振興、企業誘致・雇用の確保など「産業振興や雇用に関する満足度」は目標値に近い水準にあるものの、不満足度が満足度を大きく上回っています。また、農林水産業の振興についても同じことが言えることから、有効な対策が求められます。

「ひかり未来指標」は「産業振興や雇用に関する満足度」や「市民の防災への取り組み」など目標値にわずかに到達していない項目もありますが、全体的には目標値をほぼ達成しています。「まちづくりの指標」は、全体の8割以上の60項目で達成率が80%以上となっており、全体的には目標に沿って概ね順調にまちづくりが進んでいると言えますが、「産業振興や雇用」については、不満足度も高くなっており、有効な対策が求められます。

4 基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営

【前期5年間の主な成果】

重点目標1 信頼と協働の都市経営を目指して

- 計画等の策定過程におけるパブリックコメント制度の創設や各種審議会等での公募委員の拡充、女性の登用推進など、市政への市民参画に努めるとともに、各種審議会等での審議内容に関する情報公開を進めています。
- 市民に開かれた市政を実現するため、市民の求めに応じて地域に出向く対話集会を実施するとともに、市長室で自由に語り合う常設の広聴制度を創設し、多くの市民との対話を進めています。
- 窓口での主な行政手続きを一覧できるガイドの作成や管理職員等による庁舎総合案内人（コンシェルジュ）の配置など、市民に親しまれる市役所づくりに取り組んでいます。

重点目標2 自立と連携の自治体を目指して

- 山口県市長会や全国市長会等を通じて、国・県等への要望活動を行うとともに、市民ニーズに応じた権限移譲事務の受け入れを推進し、市民サービスの向上に努めています。

重点目標3 持続可能な行財政運営を目指して

- 市債発行の抑制や高利率の市債の借り換え、内部事務経費を中心とした経常的経費の削減のほか、特別職・一般職職員の給与の見直しや市交際費の縮減などを進めています。
- 税や使用料等の収納率の向上対策や遊休公有地の処分、各種使用料・手数料の見直しを計画的に進めるなど、自主財源の確保や受益者負担の適正化に努めています。
- 可燃ごみ収集業務の一部や、光学校給食センターの調理・配送業務について民間委託を行うなど、組織や体制のスリム化に努めています。

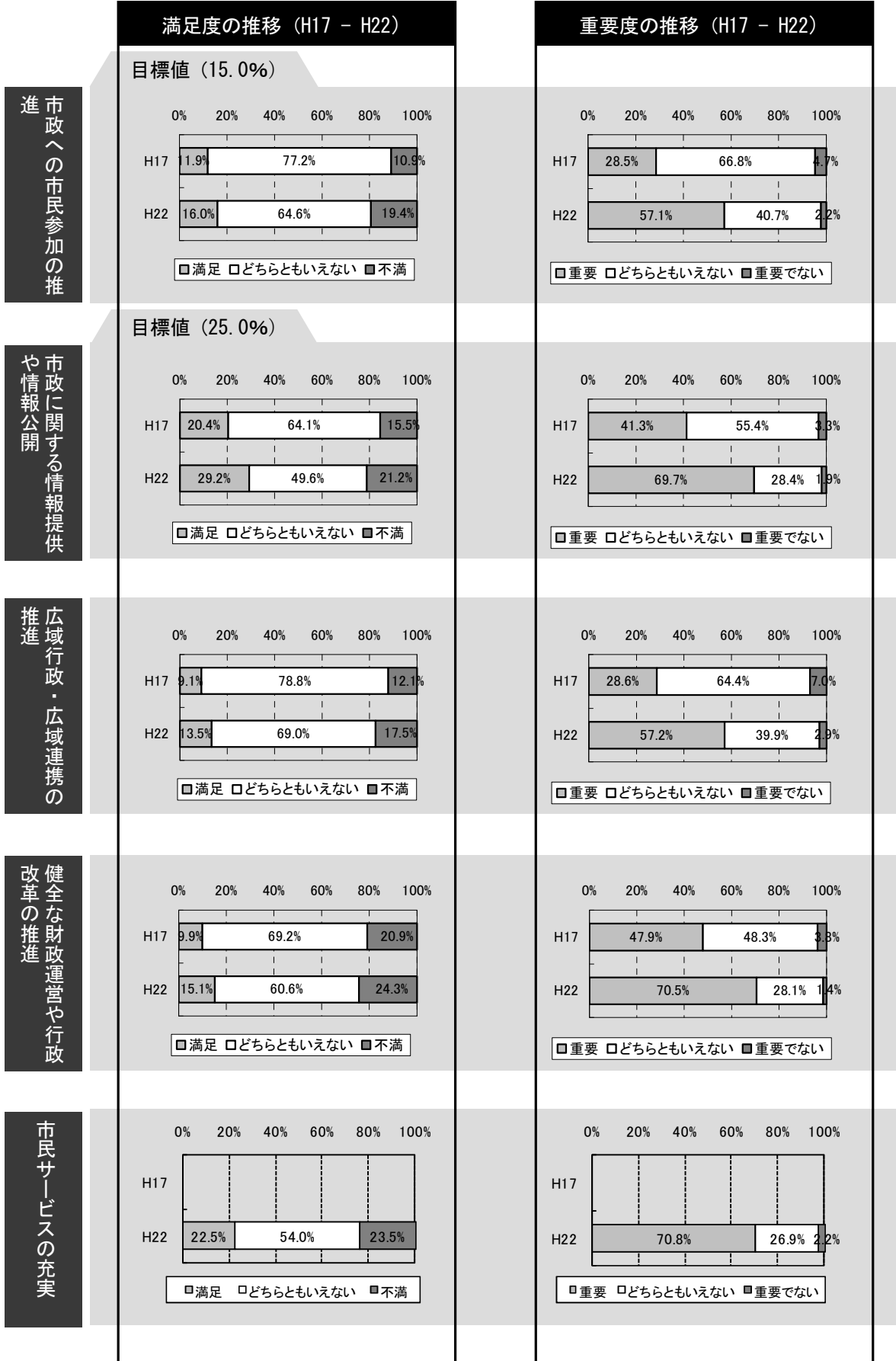
【ひかり未来指標】

	策定時 ① (H17.18)	近況値 ② (H22)	前期目標値③ (H23)	進捗率 $\frac{②}{①-1} \times 100$	達成率 $\frac{②}{③} \times 100$
市政への関心度	72.7%	72.1%	75.0%	△0.8%	96.1%
市政への市民参加に関する満足度	20.1%	16.9%	25.0%	△15.9%	67.6%
情報提供・公開に関する満足度	20.4%	29.2%	25.0%	43.1%	116.8%
市民アンケートの回収率	37.4%	42.7%	40.0%	14.2%	106.8%
経常収支比率	91.6%	101.5%	90%未満	△9.8%	88.7%
実質公債費比率	22.4%	15.5%	18%未満	44.5%	116.1%
市税収納率	95.9%	94.9%	96.5%	△1.0%	98.3%
市民サービスに関する満足度	—	22.5%	30.0%	—	75.0%

【まちづくりの指標】

	指標の数	達成率			
		100%超	80%~100%	50%~80%	0%~50%
重点目標Ⅰ 信頼と協働の都市経営を目指して	7	5	1	1	0
重点目標Ⅱ 自立と連携の自治体を目指して	3	2	0	1	0
重点目標Ⅲ 持続可能な行財政運営を目指して	8	3	3	2	0
合 計	18	10	4	4	0

【満足度と重要度の推移】



【前期5年間の評価】

- 「市政への市民参加の推進」を重要と考える人の割合や「市政への関心度」は高くなっていますが、「市政への市民参加に関する満足度」は目標値に比べて低い水準にあります。このため、市政に対する市民の高い関心や意欲に応えられる効果的な取組みが求められます。
- 「情報提供・公開に関する満足度」は、目標値を上回っていますが、一方で不満足と考える人の割合が増加していることから、情報の提供や公開のあり方について点検を加えていく必要があります。
- 本市独自のルールに基づく市債発行の抑制などにより、「実質公債費負担比率」は着実に改善していますが、財政運営の弾力性を示す「経常収支比率」は、法人市民税などの経常一般財源の減少などにより数値が大きく悪化しています。このため、「財政健全化計画」や「行政改革大綱」等を踏まえた計画的な取組みを進めていく必要があります。
- 市税収納率については、昨今の景気低迷等により低下傾向にあることから、引き続き、向上対策に努めていく必要があります。
- 「市民サービスに関する満足度」が目標値に到達していないことから、よりの確な市民ニーズの把握に努めるとともに、効果的な広報活動や情報発信に取り組むなど、市民とのコミュニケーションのあり方について工夫を加える必要があります。

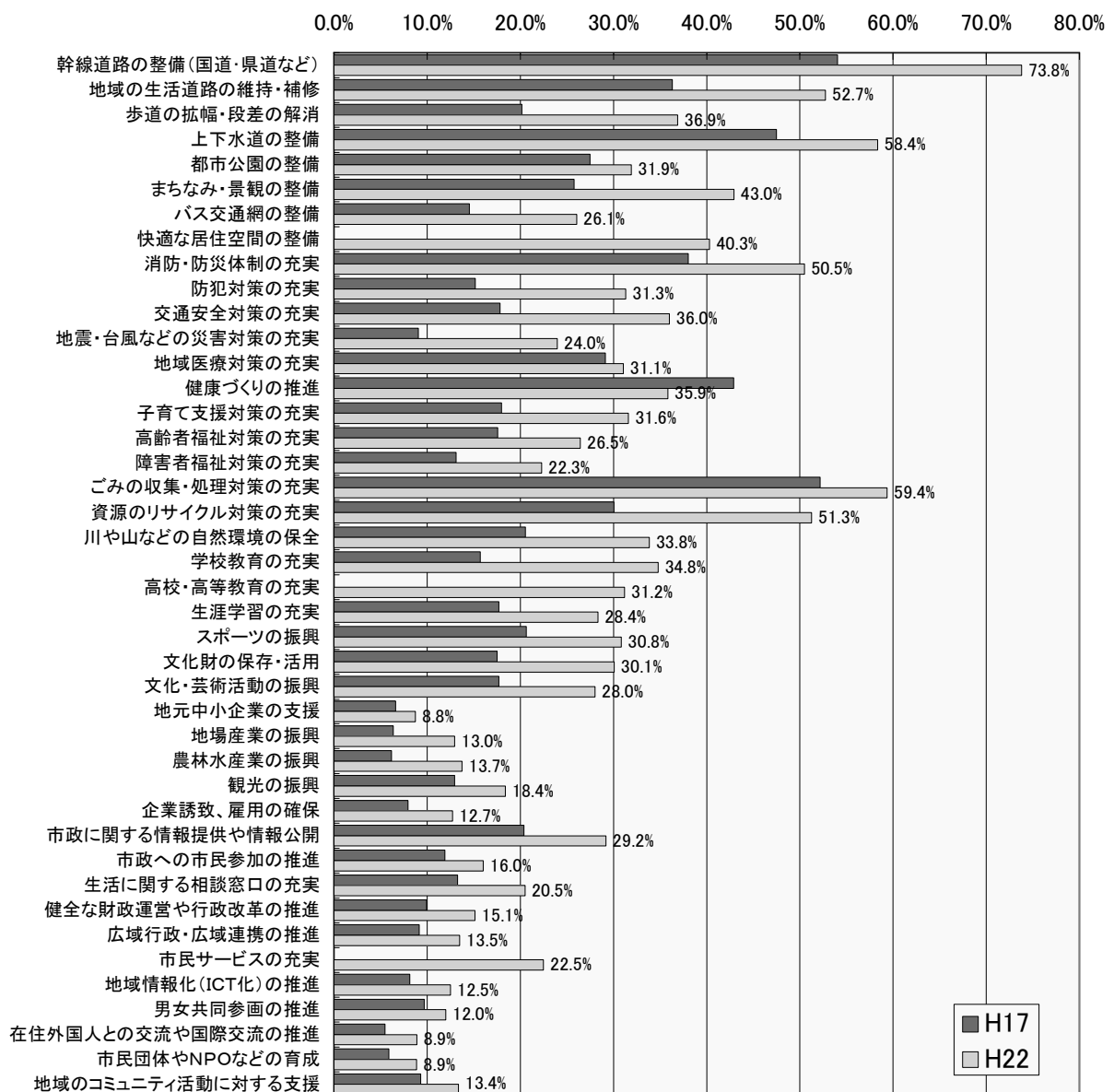
「ひかり未来指標」は、「市政への市民参加に関する満足度」などに対する評価が低く、結果的に「市民サービスに関する満足度」も目標値に到達していません。また、「まちづくりの指標」は、大方の項目で達成率が80%以上となっていますが、「市民意見のまちづくりへの反映に関する満足度」は達成率が50%余りと厳しい評価になっています。こうしたことから、今後は、より市民本位で質の高い行政運営に心掛けるなど、市民との信頼を深めていくことが求められます。

5 市政に対する満足度とニーズ

(1) 42施策の市民満足度

市政に関わる42施策について、「満足」あるいは「やや満足」と回答した人の割合は、ほとんどの施策で策定時よりも上昇し、特に、道路などの都市基盤整備や消防・防災体制、ごみ対策などの環境分野で満足度が高くなっていますが、「地元中小企業の支援」などの産業分野では満足度が低い水準に留まっています。

【42施策の市民満足度の比較（H17 - H22）】



※「快適な居住空間の整備」「高校・高等教育の充実」「市民サービスの充実」はH17調査で未実施

(2) 市民からの取組みニーズ

満足度が低く重要度が高い施策は、市民からの取組みニーズが高い施策と捉えられます。その年次的な推移を見ると、「企業誘致、雇用の確保」、「地域医療対策の充実」、「高齢者福祉対策の充実」、「地震・台風などの災害対策の充実」に対するニーズが常に高いことがわかります。

【ニーズ度 (H17 - H22)】

	1位	2位	3位	4位	5位
H19	31. 企業誘致、雇用の確保(1.48)	13. 地域医療対策の充実(1.44)	16. 高齢者福祉対策の充実(1.31)	12. 地震・台風などの災害対策の充実(1.25)	35. 健全な財政運営や行政改革の推進(1.25)
H20	13. 地域医療対策の充実(1.66)	31. 企業誘致、雇用の確保(1.54)	35. 健全な財政運営や行政改革の推進(1.37)	16. 高齢者福祉対策の充実(1.35)	12. 地震・台風などの災害対策の充実(1.31)
H21	31. 企業誘致、雇用の確保(1.68)	13. 地域医療対策の充実(1.40)	12. 地震・台風などの災害対策の充実(1.27)	16. 高齢者福祉対策の充実(1.20)	7. バス交通網の整備(1.13)
H22	13. 地域医療対策の充実(1.65)	31. 企業誘致、雇用の確保(1.61)	12. 地震・台風などの災害対策の充実(1.28)	16. 高齢者福祉対策の充実(1.28)	3. 歩道の拡幅・段差の解消(1.11)
H23					

●ニーズ度 = 重要度 (加重平均値) - 満足度 (加重平均値)

市民意見をより的確に反映した相対的な比較ができるよう、満足度と重要度の回答結果をそれぞれ次の計算方法による加重平均値を用いています。

選択肢	満足 / 重要	やや満足 / どちらかといえ ば重要	どちらとも いえない	やや不満 / どちらかといえ ば重要でない	不満 / 重要で ない
点数	+2	+1	0	-1	-2
回答数	A	B	C	D	E

●加重平均値 = ((A×2) + (B×1) + (C×0) + (D×-1) + (E×-2)) / 回答数

第4章 後期基本計画が目指す姿と基本視点

1 後期基本計画が目指す姿

本市では、未来に向けたあるべき姿として、「人と自然がきらめく 生活創造都市」という都市の将来像を定め、その実現を目指して計画的な取り組みを進めています。

その上で、活力と魅力に満ちあふれ、暮らしに「やさしさ」を実感できるまちを創造するため、後期基本計画が目指すまちの姿を次のように定めます。

やさしさあふれる 「わ」のまちひかり

「やさしさ」とは、時代の要請に応じた一つひとつの政策を通じて、市民誰もが健康で安心して暮らし、生活のあらゆる分野で心から幸せや満足を実感できる地域社会を実現するとともに、良質の都市基盤や自然環境などの固有の地域資源を土台として、まちの魅力をさらに高めていくことです。

世代や地域を超えて、市民に等しく「やさしさ」をお届けするため、基本構想に掲げる施策の大綱に沿って効果的な取り組みを進めます。

2 まちづくりの基本的視点

目指すべきまちの姿を実現するため、次の視点を持って今後5年間のまちづくりを進めます。

(1) まちづくりの視点

① 三つの都市宣言の理念を基調とする

これまで重点的に取り組んできた、三つの都市宣言に基づく「ひかり未来戦略」は、時代の変化にも左右されない普遍的な政策と言えます。「おっばい都市宣言」、「自然敬愛都市宣言」及び「安全・安心都市宣言」に掲げる理念を基調として、他にはない個性と魅力のあるまちづくりを進めます。

② 新たな価値、新たな満足を生み出す

まちの「強み」を活かし、「弱み」を克服することを基本に、社会経済情勢や市民意識の変化を踏まえて施策の重点化を図ります。また、守るべき「基本」や「原則」は守り、変えるべき「制度」や「仕組み」は、変化を恐れずに検証を加え、市民生活に「新たな価値」と「新たな満足」を生み出します。

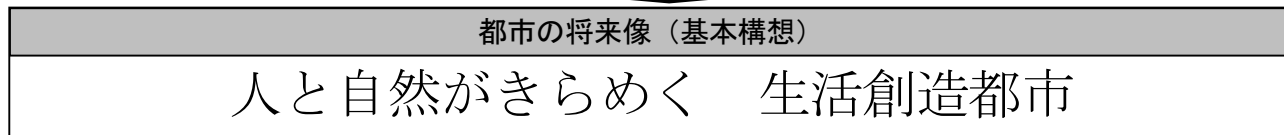
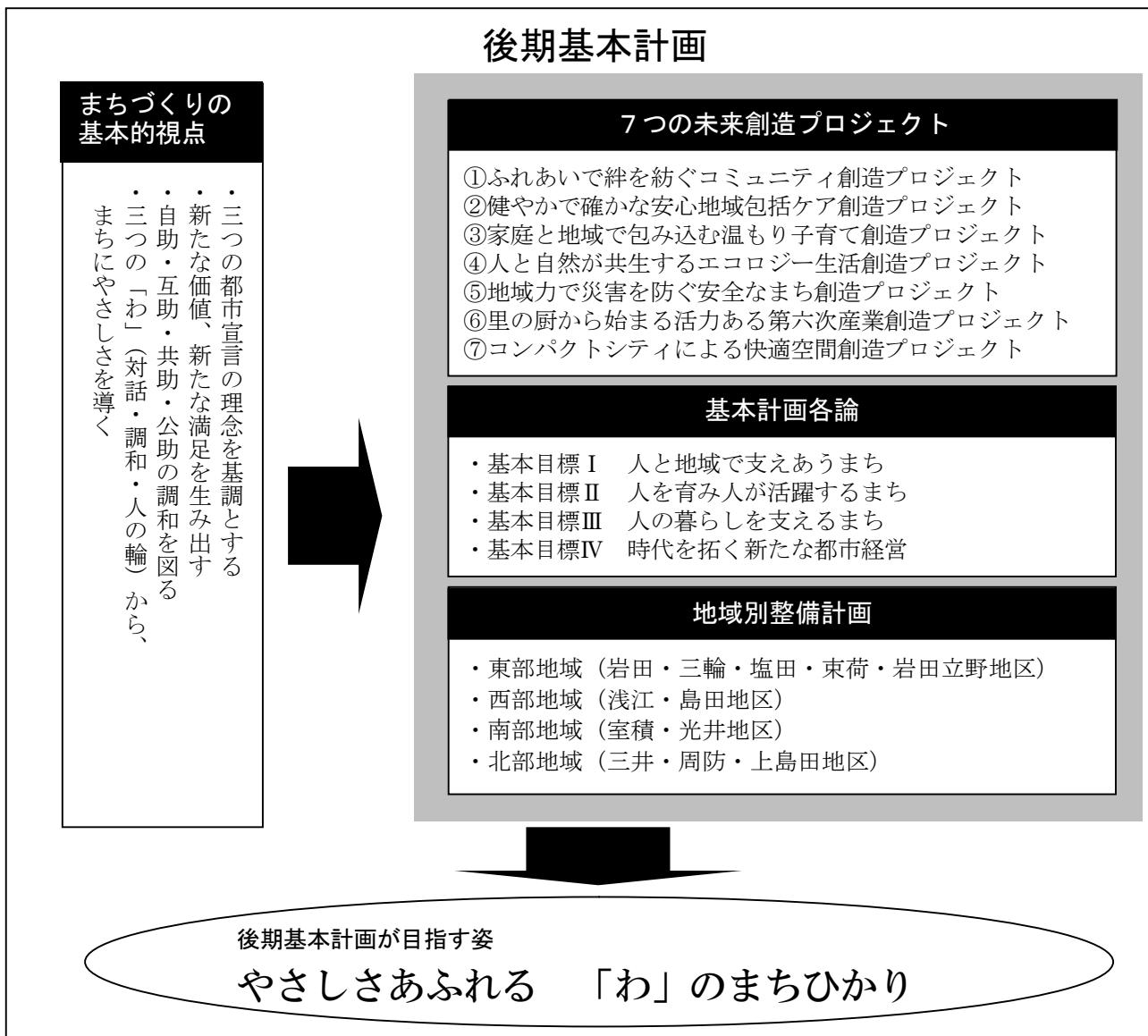
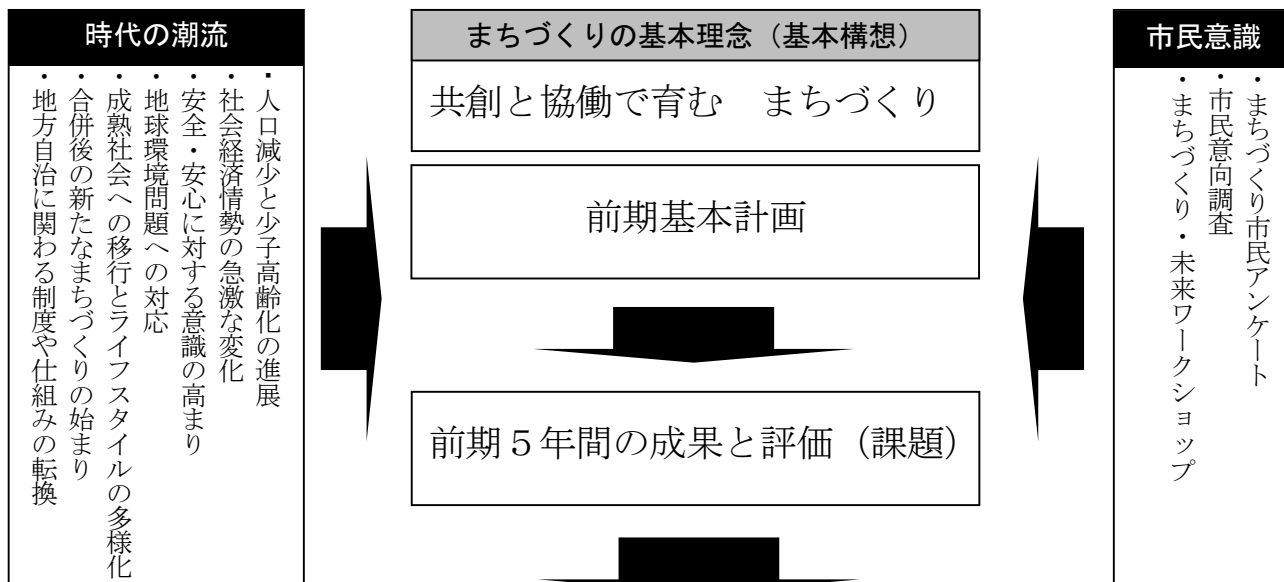
③ 自助・互助・共助・公助の調和を図る

社会経済情勢の変化に伴い、以前は家庭や地域が担っていた機能を行政サービスとして提供するケースが増えるなど「公助」の範囲が拡大しています。このため、市民をはじめ多様な主体が活発に行動できる環境を整備し、自らの努力で課題を解決する「自助」や、家族や友人など身近な人が自発的に関わる「互助」、地域や市民レベルの支え合いによる「共助」を基本とした、持続可能なまちづくりを進めます。

④ 三つの「わ」（対話・調和・人の輪）から、まちにやさしさを導く

多くの「対話」から生まれる信頼がまちに「調和」を導き、調和のとれたまちには、大きく、温かい「人の輪」が生まれます。こうした考えのもと、「対話」を通じて市民と行政がまちづくりの理念を共有し、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて相互に補完しあう協働の取組みにより、「やさしさ」あふれるまちづくりを進めます。

後期基本計画の考え方と構成



第5章 ひかり未来指標

未来に向けて本市が展開する施策の代表的な目標値を4つの大綱別に示します。指標の達成状況等については、毎年度改定する「行動計画」の中で評価し、その結果を市民に明らかにすることにより、P D C Aサイクルに基づく検証と改善を行い、効果的かつ効率的な計画の推進に努めます。

I 人と地域で支えあうまち

市民主体の地域活動や市民活動が活性化され、互いに支えあい、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちの実現を目指して、次の指標を設定します。

指標の内容	前期策定時 (H17)	前期終了時 (H23)	後期目標 (H28)
市民活動支援に関する「満足度」 ※（「地域コミュニティ活動の支援」に関する満足度＋「市民団体やNPOの育成」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	$(9.3\%+5.9\%) \div 2$ 7.6%		
市民の自治活動への「参加度」 ※（自治会や公民館活動に参加している人の割合＋まちづくり活動に参加している人の割合）÷2（市民アンケート調査）	$(61.4\%+23.3\%) \div 2$ 42.4%		
NPO法人の数 ※やまぐち住み良さ指標（NPO法人認証数）	13 団体		
市民の健康づくりへの「取組み」 ※普段から健康に心がけている人の割合（市民アンケート調査）	85.7%		
福祉対策に関する「満足度」 ※（「高齢者福祉対策」に関する満足度＋「障害者福祉対策」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	$(17.6\%+13.1\%) \div 2$ 15.4%		
市民の福祉活動への「参加度」 ※福祉ボランティアに参加している人の割合（市民アンケート調査）	—		
光市への「愛着感」 ※光市に愛着感を持っている人の割合（市民アンケート調査）	68.2%		

Ⅱ 人を育み人が活躍するまち

子育て環境、教育環境の充実や、スポーツ、生涯学習、文化・芸術の振興など、人を育み、人が活躍するまちを目指して、次の指標を設定します。

指標の内容	前期策定時 (H17)	前期終了時 (H23)	後期目標 (H28)
子どもの育成に関する「満足度」 ※（「子育て支援対策の充実」に関する満足度＋「学校教育の充実」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）	(18.0%+15.7%)÷2 16.9%		
生涯学習・文化・スポーツ振興に関する「満足度」 ※（「生涯学習の充実」に関する満足度＋「スポーツの振興」に関する満足度＋「文化・芸術活動の振興」に関する満足度）÷3（市民アンケート調査）	(17.7%+20.7%+17.7%)÷3 18.7%		
保育環境に関する「充実度①」 ※待機児童数	0人		
保育環境に関する「充実度②」 ※（延長保育実施率＋一時保育実施率＋障害児保育実施率）÷3	(100%+100%+100%)÷3 100.0%		
不登校児童生徒の割合 ※やまぐち住み良さ指標	0.57%		
青少年健全育成活動への「参加率」 ※青少年健全育成活動に参加している人の割合（市民アンケート調査）	—		
光市の住みよさ ※光市が「住みよい」と感じている人の割合（住みよい＋まあまあ住みよい）（市民アンケート調査）	(39.2%+43.0%) 82.2%		

Ⅲ 人の暮らしを支えるまち

安全で安心して暮らすことができ、自然環境にやさしく、住む、憩う、働くといった人が人らしく暮らしていくことができる魅力と活力のあるまちの実現を目指して、次の指標を設定します。

指標の内容	前期策定時 (H17)	前期終了時 (H23)	後期目標 (H28)
快適な都市基盤の整備に関する「満足度」 ※（「歩道の拡幅・段差の解消」に関する満足度＋「まちなみ・景観の整備」に関する満足度＋「快適な居住空間の整備（策定時データなし）」に関する満足度）÷3 （市民アンケート調査）	$(20.2\% + 25.8\% + \square) \div 3$ —		
上下水道の「普及率」 ※（水道普及率＋下水道普及率）÷2	$(81.4\% + 65.9\%) \div 2$ 73.7%		
自然環境の保全に関する「満足度」 ※「自然環境の保全」に関する満足度（市民アンケート調査）	20.6%		
市民のごみ減量や省エネルギーへの「取組み」 ※（ごみの分別を行っている人の割合＋省エネルギーに心がけている人の割合（策定時データなし））÷2 （市民アンケート調査）	$(94.2\% + \square) \div 2$ —		
安全・安心に関する「満足度」 ※（「災害対策の充実」に関する満足度＋「防犯対策の充実」に関する満足度＋「交通安全対策の充実」に関する満足度）÷3 （市民アンケート調査）	$(9.0\% + 15.2\% + 17.8\%) \div 3$ 14.0%		
市民の防災への「取組み」 ※普段から災害に備えている人の割合（市民アンケート調査）	32.8%		
市民の地産地消への「取組み」 ※地元の食材を購入している人の割合（市民アンケート調査）	—		
産業振興や雇用に関する「満足度」 ※（「中小企業の支援」に関する満足度＋「地場産業の振興」に関する満足度＋「企業誘致・雇用の確保」に関する満足度）÷3 （市民アンケート）	$(6.6\% + 6.4\% + 8.0\%) \div 3$ 7.0%		
今後の「居住意識」 ※今後もずっと光市で暮らしたいという人の割合（市民アンケート調査）	69.6%		

IV 時代を拓く新たな都市経営

市民・行政の協働によるまちづくり推進や、行財政改革による持続可能な都市経営が行えるまちの実現を目指して、次の指標を設定します。

指標の内容	前期策定時 (H17)	前期終了時 (H23)	後期目標 (H28)
市政への「関心度」 <small>※市民の市政に対する関心度（大変関心がある+まあまあ関心がある）（市民アンケート調査）</small>	(16.9%+55.8%) 72.7%		
市政への市民参加に関する「満足度」 <small>※（「市民意見のまちづくりへの反映」に関する満足度+「市政への市民参加の推進」に関する満足度）÷2（市民アンケート調査）</small>	(28.2%+11.9%)÷2 20.1%		
情報提供・公開に関する「満足度」 <small>※「情報提供や情報公開」に関する満足度（市民アンケート調査）</small>	20.4%		
市民アンケートの回収率 <small>※策定時の値は市民アンケート2種類の平均（市民アンケート調査）</small>	(38.3%+36.9%)÷2 37.4%		
経常収支比率 <small>※年度</small>	91.6%		
実質公債費比率 <small>※3ヶ年平均</small>	22.4%		
市税収納率 <small>※年度</small>	95.9%		
市民サービスに関する「満足度」 <small>※「市民サービスの充実」に関する満足度（市民アンケート）</small>	—		

第6章 未来創造プロジェクト

市民が幸せや満足を積み重ねることができるまちを創造するためには、「後期基本計画」における各施策の総合的な推進はもちろんのこと、その上で後期5年間のまちづくりを戦略的かつ効果的に進めるため、特に優先して取り組む政策を「7つの未来創造プロジェクト」として位置付けます。

このプロジェクトは、後期基本計画期間（平成24年度から平成28年度）において、部局や施策を超えて集中的な取組みを展開するとともに、選択と集中の観点から、毎年度の予算編成において経営資源の重点配分を考慮するなど、期間内で一定の成果を上げることを目指します。

1 ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト

【推進方針】

時代が大きな転換期を迎える中、市民からの様々な期待や信頼に応え、温もりや豊かさを実感できる地域社会を築いていくための原動力は、地域力です。

多様な地域づくりを進めるため、自分たちの地域のあり方を自ら考え、決め、実行できる、自主・自立の精神に富んだ地域コミュニティの構築を目指します。

戦略1 地域の主体的なコミュニティ活動を応援します

公民館や自治会、町内会をはじめ、各地区の社会福祉協議会、社会教育団体などのコミュニティ組織が、自分たちの地域のあり方を自ら考え、実行できる環境や、市民が気軽にNPOなどの公益活動に参加できる環境の整備を進めます。

【具体的取組み】

- （仮称）室積コミュニティセンターの整備
- 各地区における地域コミュニティ活動の拠点機能の充実
- 地域づくりの中核を担う、新たな地域コミュニティ組織づくりの推進
- 自らの考えやアイデアを活かした地域コミュニティ活動への支援
- 地域づくり支援センターの充実と、自主的・主体的な市民活動の支援
- 市民と行政が対等な立場で取り組む、協働事業の充実

2 健やかで確かな安心地域包括ケア創造プロジェクト

【推進方針】

本市の高齢化は、全国よりも5年から10年も早いペースで進んでおり、近い将来、市民3人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。

こうした超高齢社会の到来を見据え、本市の2つの公立病院をはじめ、まちの強みを最大限に活用し、高齢者をはじめ市民が住み慣れた地域で幸せに生活できる理想社会の実現を目指します。

戦略1 地域包括ケアシステムの構築を進めます

本市の「強み」である2つの公立病院や地域福祉ネットワークなどの有形・無形の資源と、介護や医療、生活支援などに係るサービスを有機的に連動させた、「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

【具体的取組み】

- 医療と介護、生活支援サービスなどが融合した包括的・総合的なケアマネジメント体制の構築
- 大和総合病院における慢性期医療や予防医療の充実、回復期リハビリテーション病棟の設置
- 高齢者の権利擁護と認知症支援策の充実
- サービスをコーディネートする、地域包括支援センターの機能強化
- 地域包括ケアシステムを支えるサービス体制の充実
- 高齢者を地域で支える福祉ネットワークの構築

3 家庭と地域で包み込む温もり子育て創造プロジェクト

【推進方針】

少子化や核家族化、都市化の進行などを背景に、家庭における親子のふれあいや、地域における交流・体験機会が失われつつあるなど、社会の教育力が問われています。

このため、「おっばい都市宣言」の理念のもと、家庭や地域における養育力を再生するとともに、社会全体で子どもたちのたくましく、心豊かな成長を応援します。

戦略1 家庭の養育力を高めます

教育の原点である家庭の養育力を高めるため、保護者が子育てに夢をもち、豊かなコミュニケーションを図りながら、子どもの健やかな成長を温かく見守ることができ、ゆとりある子育て環境を創出します。

【具体的取組み】

- 妊産婦・乳幼児訪問や各種相談事業など、総合的な母子保健の推進
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発など、子育てと仕事の両立の支援
- 家族の団らんの輪を広げ、ふれあい促進や子育てに関わる負担の軽減、様々な知恵や知識の伝承など、多くの利点が考えられる多世代同居、近居の促進

戦略2 地域の子どもは、地域で育てます

このまちで育つ子どもたちが、ふるさとの自然や文化に親しみながら、志のある大人に成長し、地域や社会を担う一員となるよう、地域社会全体で子どもたちを育てる風土をつくります。

【具体的取組み】

- 放課後子ども教室や留守家庭児童教室（サンホーム）の充実
- コミュニティスクール指定校の拡大
- 保育園、幼稚園を拠点とした地域とのふれあい、交流活動の促進
- 子どもたちの校外活動や地域活動、社会参加機会の充実

4 人と自然が共生するエコロジー生活創造プロジェクト

【推進方針】

自然環境への負荷が増大した結果、地球規模での環境問題が顕著となり、その名のごとくひかり輝く本市の自然環境が脅かされています。

自然と人の営みの共生を目指す「自然敬愛都市」として、かけがえのない故郷の自然を次世代に継承するため、自然エネルギーの導入や資源リサイクルの取組みを充実させます。

戦略1 自然エネルギーの導入を加速し、低炭素社会づくりに貢献します

太陽光をはじめとするクリーンな光市産エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギー消費の削減や効率的な使用を進めます。

【具体的取組み】

- 住宅用太陽光発電システム設置への支援
- 公共施設への太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入促進
- 現在、未利用のエネルギー資源の活用検討
- エコカーや省エネ型街路灯への転換など、省エネ製品の導入促進

戦略2 「もったいない」の輪をひろげ、循環型社会づくりに貢献します

無駄を出さない、物を使い切るなど、すべての物を大切にする「もったいない」という日本古来の文化を継承し、ごみの発生抑制、再利用、再資源化というサイクルを徹底するとともに、環境にやさしいライフスタイルの普及を図ります。

【具体的取組み】

- エコショップ認定制度の充実など、小売店や事業者が取り組むごみの発生抑制やごみの減量化、再資源化の促進と支援
- 家庭用品のリサイクルを支援する不用品交換システムの充実
- 家庭ごみの約40%を占める生ごみのリサイクルの推進
- ものを大切にする、「もったいない文化」の普及啓発

5 地域力で災害を防ぐ安全なまち創造プロジェクト

【推進方針】

未曾有の東日本大震災をはじめ、台風や局地的な豪雨に伴う風水害の教訓などから、暮らしの安全・安心を求める声がたいへん高まっています。

このため、「安全・安心都市」として、ソフトとハードの両面から、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民生活から様々な危険や不安を排除し、誰もが安全と安心を実感できるまちの実現を目指します。

戦略1 地域力を活かした防災・減災を進めます

「自助」「互助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもと、家庭でできる備えや、地域コミュニティでできる対策を支援し、社会全体の防災力、減災力の向上を図ります。

【具体的取組み】

- 地域の自主防災組織の育成と消防団員の確保
- 防災研修、防災訓練の実施
- 災害時要援護者の避難支援対策の確立
- 「地域防災計画」の見直しや、各種防災マニュアルの充実
- 各種ハザードマップの活用と津波ハザードマップの作成の検討

戦略2 災害に強いまちをつくります

火災や自然災害の被害を最小限に抑えるため、防災と減災の視点から、災害危険箇所や避難路・避難場所の整備をはじめ、公共施設や学校施設、ライフラインの耐震化を図るなど、災害に強いまちの実現を目指します。

【具体的取組み】

- 災害情報を発信する防災行政無線の整備と消防救急無線デジタル化の推進
- 災害危険個所の点検、整備
- 学校施設やライフラインの耐震化の推進
- 災害時の防災拠点となる市役所本庁舎の耐震化や、避難所の確保、整備の推進

6 里の厨から始まる活力ある第六次産業創造プロジェクト

【推進方針】

農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、地場産農林水産物の加工や販売による地産地消を推進し、本市の地域農業の振興を図ります。

また、「食」や「農」に「環境・教育・観光」などの視点を有機的に組み合わせた第六次産業化を推進し、まさに活力と賑わいを創出する「新たな価値」を生み出します。

戦略1 「里の厨」を中心に、地域農業の振興を図ります

「里の厨」を中心に地場産農産物の高付加価値化や業務利用を促進し、生産者の収益力の向上や経営の安定化を図るとともに、幅広い地域農業の振興を図ります。

【具体的取組み】

- 地産地消の促進による、農林水産物の消費拡大
- 農産物の学校給食をはじめとした業務利用の促進
- 農産物のブランド化の推進
- 認定農業者やエコファーマー、農業後継者の育成支援

戦略2 「里の厨」で第六次産業化を推進し、新たな活力を生み出します

「里の厨」を中心に、生産から加工、販売に至る一体的な流通販売体制を構築するとともに、「食」や「農」に「環境・教育・観光」などの視点を組み合わせた第六次産業化を推進し、まさに「新たな価値」を生み出します。

【具体的取組み】

- 付加価値の高い商品開発や新たな流通チャンネルの確立など、「里の厨」を中心とした新たな地域活力の創出
- 「里の厨」を活用した障害者の豊かな体験の場づくりや、キャリア形成の支援
- 子どもたちが地域の食文化や農業の役割を学ぶ食農教育の推進
- 季節に応じた様々なイベントの開催や、「食」や「農」を楽しむツーリズムの推進
- 無（減）農薬栽培や堆肥の活用など、環境保全型農業の推進

7 コンパクトシティによる快適空間創造プロジェクト

【推進方針】

少子高齢化に伴う人口減少や交通結節機能の後退、空き店舗の増加など、地域活力の低下が懸念される岩田駅周辺地区では、将来を見据えた対策が急務となっています。

このため、行政施設やコミュニティ施設、医療・福祉施設など、多様な都市機能がコンパクトに集積するこの地区の特性を活かし、誰もが安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

戦略1 誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまちを目指します

J R岩田駅周辺に集積する様々な施設や社会資本の効果的な活用と再編により、生活機能のコンパクトな集約を進めるとともに、地域コミュニティの力を引き出し、誰もが健やかで安心した生活を営むことができるまちの実現を目指します。

【具体的取組み】

- 大和支所などの公共施設の整備や再配置のあり方等の検討
- 市営溝呂井住宅の整備
- 道路整備の段差や暗がりの解消など、安心できる居住環境の整備
- 空き店舗等を活用した、地域コミュニティ活動の場の創出
- 大和総合病院の一次医療の確保と、慢性期医療やリハビリを主体とした病院への整備
- J R岩田駅周辺の土地区画整理事業など、良好な住環境のあり方の調査・研究

第7章 基本計画各論

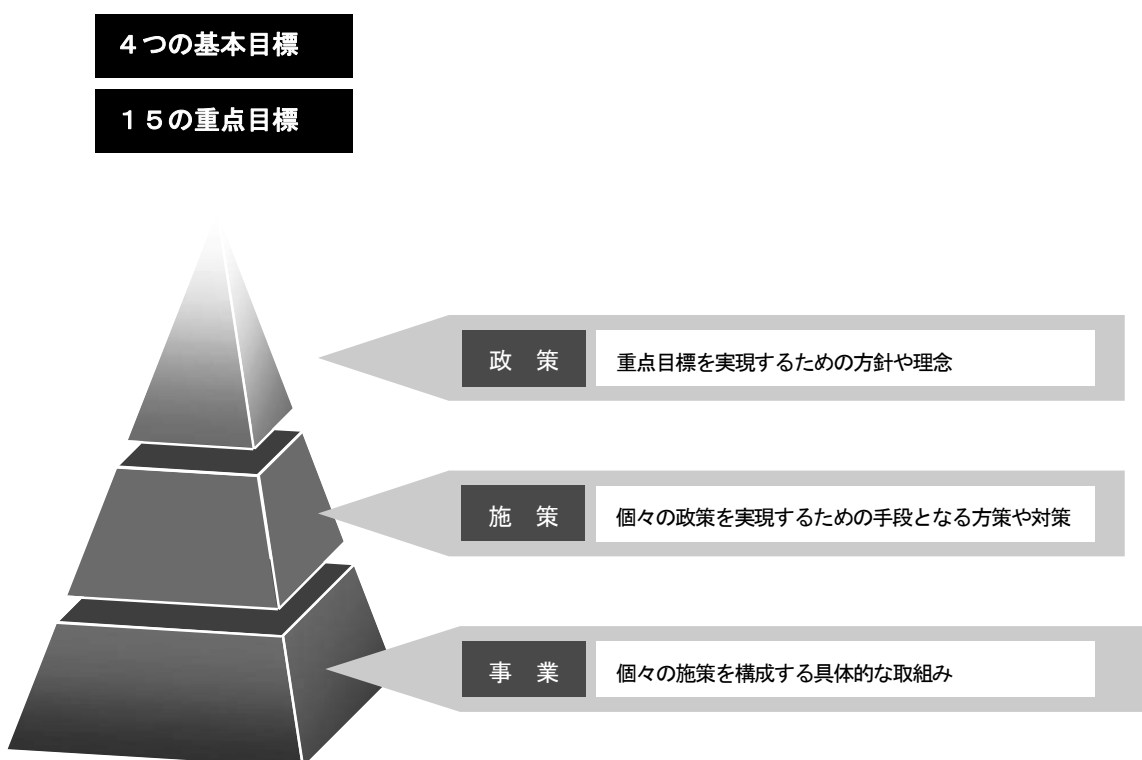
基本構想では、都市の将来像を実現するための施策の大綱として、4つの基本目標と15の重点目標を設けています。後期基本計画では、これらの重点目標を実現するためのプログラムを、政策・施策・事業の3つの階層に分けて整理します。

○政策とは、重点目標を実現するための方針や理念を、大局的な見地から一定の行政分野に沿ってまとめたものです。

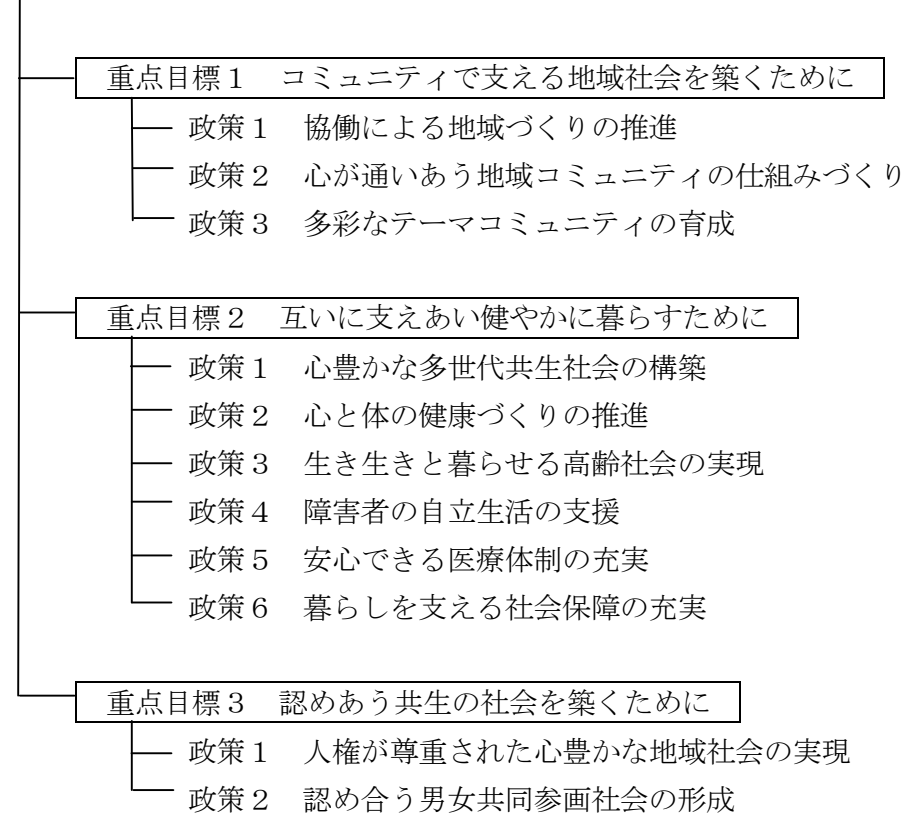
○施策とは、個々の政策を実現するための手段となる方策や対策を表します。政策は複数の施策から構成されており、各施策の目的の達成が、政策の実現につながります。

○事業とは、個々の施策を構成する具体的な取組みを表します。後期基本計画では、主要な事業に絞って掲載しています。

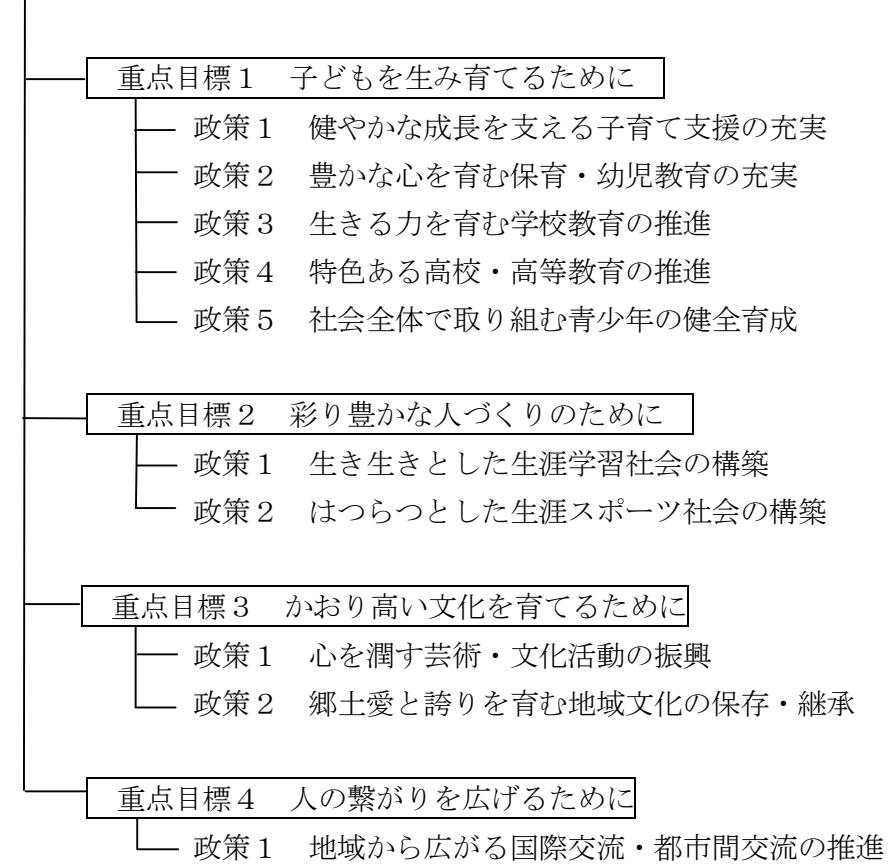
【体系のイメージ】



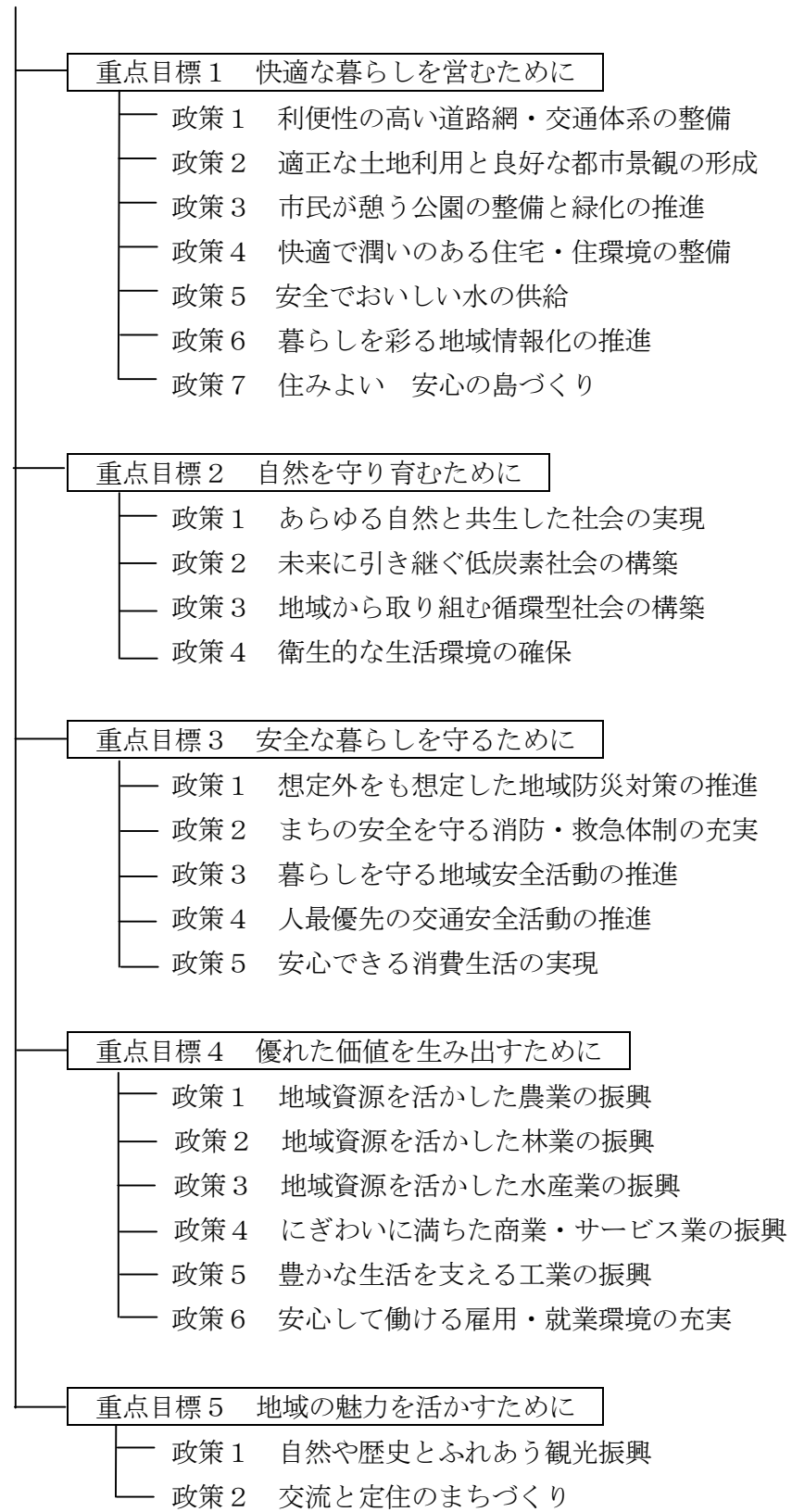
基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち



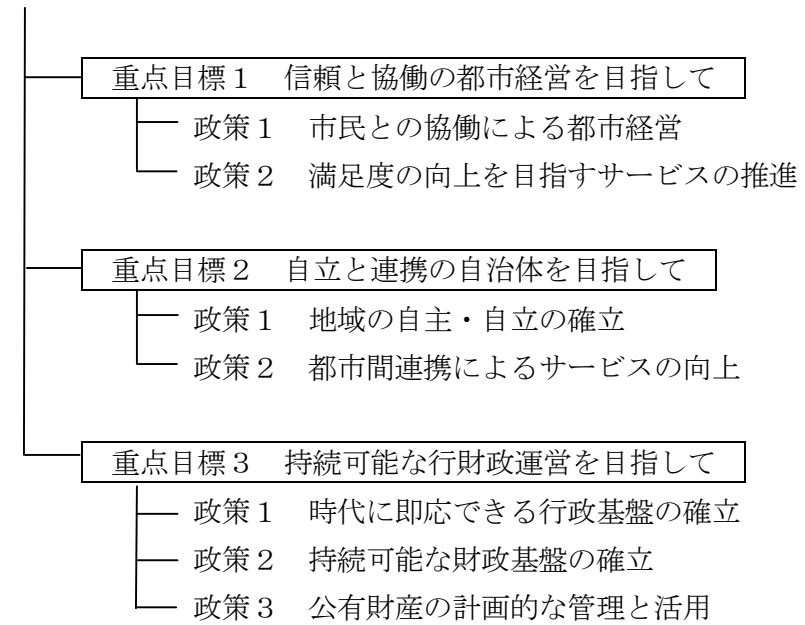
基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち



基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち



基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営



1 基本目標Ⅰ 人と地域で支えあうまち

重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

政策1 協働による地域づくりの推進

【現状と課題】

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、国・地方を通じた財政状況の悪化など、地方自治を取り巻く環境が大きく様変わりする中、行政主導によるまちづくりから、市民力・地域力を大きな原動力として市民生活の充実を図る、協働のまちづくりへの転換が進んでいます。

本市では、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に共創・協働の地域づくりに参画できる仕組みを構築するための拠点として、平成19年10月に、地域づくり支援センターを設置するとともに、各地区公民館の自主運営体制への移行や市民活動団体等の相談・支援を推進するなど、多彩な地域活動の促進に努めてきました。

今後は、自助、互助、共助、公助の適切な役割分担のもと、様々な地域課題を自ら解決できる住民自治による地域づくりを推進するとともに、地域活動を担う人材の育成や活動団体のネットワーク化など、多様な市民が活動分野を超えて日常的に交流できる環境を整備していくことが求められています。

【基本方針】

光市民憲章の精神に則り、市民一人ひとりが、地域づくり活動に主体的かつ実践的に参画する協働のまちづくりを推進するとともに、各地区における地域コミュニティ活動の拠点機能の充実を図るなど、地域活動の活性化に向けた環境づくりを進めます。

また、地域づくり支援センターを中心に、様々な団体の市民活動を支援し、地域の活性化を図ります。

【政策展開の方向】

(1) 光市民憲章の普及啓発と住民自治の推進

市民憲章の普及・啓発を進め、市民一人ひとりの主体的かつ実践的な地域づくり活動への参加を促進するとともに、「(仮称)まちづくり基本条例」などの検討を進め、住民自治の促進に努めます。

(2) 協働型まちづくりの展開

市民の主体的なまちづくりへの参画と地域づくりの活性化を図るため、身近な道路や

公園を地域や団体で管理する「アダプト・プログラム（里親制度）」の推進を図るとともに、「協働事業提案制度」を検討するなど、協働型のまちづくりの具現化に向けた仕組みを構築します。

（３）協働の地域づくり意識の醸成

市民のまちづくりや地域づくりへの参加を促進するため、広報紙やインターネットなどを活用した情報提供に努めるとともに、施策等の立案段階から地域住民とのワークショップを有効的に活用するなど、市民の参加意欲の醸成と、意見やアイデア等のきめ細かな掘り起こしを行います。

（４）活動しやすい環境の整備

市民がこれまで以上に、自主的かつ主体的にコミュニティ活動に参加できるよう、公民館等の活動の場を提供するとともに、各地区における地域コミュニティ活動の拠点機能の充実を図るなど、地域活動の活性化に向けた環境づくりを進めます。

また、誰もが安心して活動に参加できるよう、市民活動補償制度などによる支援を進めるとともに、地域の課題について協働により解決していくための相談・支援体制の構築に努めます。

（５）市民の多様な活動の支援

地域づくり支援センターを中心に、市民活動団体等の活動場所の確保や貸出備品の拡充を図るなど、活動の活性化を支援するとともに、団体相互のネットワークや、様々な情報を受発信するためのシステムの充実を図ります。

また、市民活動への助言やコーディネートができる人材の育成を図ります。

（６）市民活動等への参加の促進

市民が気軽に活動に参加できる環境を整えるため、関係機関と連携して、企業や団体に対するボランティア休暇制度などの普及促進を行うとともに、地域社会の一員である、企業の社会貢献活動を促進するための普及啓発及び情報提供を推進します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 心が通いあう地域コミュニティの仕組みづくり

【現状と課題】

都市化、核家族化、高齢世帯の増加などにより、本来、地域社会が持っていた相互扶助の意識が失われつつある一方で、地域の抱える課題やニーズは多様化・複雑化しており、地域コミュニティの中心とも言える自治会活動の拡大や活性化が求められています。

本市の自治会等の数は333団体、加入世帯数も約18,800世帯で、全世帯の約80%に達していますが、自治会への未加入世帯や、いまだ自治会が設立されていない地域もあり、地域住民が主体となった地域コミュニティ組織の確立が課題となっています。

また、地域コミュニティの次のステップとして、地域の特色を活かした活動の活性化や様々な地域課題の解決に向けて、自治会などが連携して取り組む公民館等の運営体制づくりを推進するなど、地域の自治機能を高めていく必要があります。

一方、牛島や農山村地域の一部などの中山間地域では、過疎化や高齢化などにより、地域の自治機能の維持が困難となることが懸念されています。

【基本方針】

子どもからお年寄りまで、多様な世代が参加・交流する自立と連帯による地域コミュニティを育成することにより、支え合いとふれあいの心に満ちた温かな地域社会を構築します。

また、各地区における地域コミュニティ組織の機能強化を促進するとともに、地域住民や各種団体が主体的に活動できる環境整備に努めます。

【政策展開の方向】

(1) ご近所意識の醸成と自治会の活性化

暮らしの中の様々な課題に対して、隣近所の住民が力をあわせ、互いに助け合い、「ご近所の底力」が発揮できるよう、日常生活におけるふれあいの促進とご近所意識の醸成を図ります。

また、日常生活における支えあいとふれあいの核として、今後のまちづくりの原動力となる自治会等の組織化と加入促進への支援に努めます。

(2) 地域コミュニティ活動への支援

生涯学習、地域福祉、環境保全などの分野間での連携を密にし、総合的な観点から市

民が自らの考えやアイデアを活かして取組む地域コミュニティ活動への支援を行います。

また、地域コミュニティ活動の活性化に向けた学習機会の提供や、市広報やホームページ等による積極的な情報の提供、さらには、活動場所となる施設の有効活用と充実に努めます。

(3) 地域コミュニティを担う人材の育成

市民の自主的な地域コミュニティ活動を促進するため、地域活動に対する相談体制の充実や地域の問題解決が図れるリーダーの育成に努めます。

また、豊富な知識や技術、経験を有する「団塊世代」をはじめとしたシニア世代が、自主的かつ主体的に地域活動に参加できる環境の整備を進めます。

(4) 公民館等の運営体制の確立

地域の活動拠点である公民館の整備充実を図るとともに、各地域の特色を活かした活動の活性化や課題の解決に向けて、自治会などが連携して取り組む持続可能な運営体制づくりを支援します。

(5) コミュニティの活性化による周辺地域の振興

中山間地域における集落機能の低下を防ぐため、個々の実情に応じた地域コミュニティの育成と、周辺の集落との連携による持続的な地域づくりが可能となるコミュニティの仕組みづくりを促進します。

また、多様で個性あふれる地域の特性を活かした地域づくりを促進するとともに、都市部に暮らす人々との交流を進めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策3 多彩なテーマコミュニティの育成

【現状と課題】

行政だけでは実施が困難な領域を、市民やNPO、企業等が協働で関わる「新しい公共」の大きな担い手として、特定の課題をテーマに地域活動に取り組むテーマコミュニティへの期待が高まっています。

本市における市民活動やボランティア活動は、福祉、教育、まちづくり、子どもの健全育成、ICT関係など様々な分野に広がりを見せています。こうした中、地域づくり支援センターや社会福祉協議会を中心に、様々な市民活動団体が活発な活動を展開しており、平成21年には「ひかり市民活動協議会」が結成されるなど、団体相互の連携や強化を図るための基盤も整いつつあります。

今後は、場所・人材・情報・資金などの活動資源が、団体に提供される仕組みづくりに努めるとともに、一部の固定化した参加者だけでなく、幅広い市民の活動への参画を求めていく必要があります。さらに、「新しい公共」への公的サービスの解放等についても方向性を検討する必要があります。

【基本方針】

行政のみで対応が困難な様々な課題や市民ニーズに対応していくため、新たな市民サービスの担い手として、テーマコミュニティの育成と参加の促進を進めるとともに、様々な情報の提供や活動しやすい環境づくりを進めます。

また、市民の能力や個性を活かせる市民活動への参加を促進するとともに、より幅広い層からの参加が得られるよう、市民意識を醸成します。

【政策展開の方向】

(1) ボランティア意識の醸成

地域におけるボランティアの心を育み、市民一人ひとりが自らの能力と個性を発揮し、主体的にボランティア活動などに参加することができるよう、積極的な情報提供や参加意識の啓発に努めます。

また、次世代を担う子どもたちが、ボランティア活動等への理解を深められるよう、体験学習などの機会を充実し、意識の醸成を図ります。

(2) テーマコミュニティ活動の活性化

ボランティアやNPO活動などの社会参加活動が活発化するよう、自主性、主体性を

尊重しながら、必要に応じてNPO法人化への支援や、テーマコミュニティ活動への助言等を行うとともに、人材の育成や確保などに努めます。

また、民間も含めた資金助成に関する情報の集約に努めるなど、活動資金についての相談・情報提供機能の充実を図ります。

さらに、「ひかり市民活動協議会」を中心に、市民とのネットワークを形成し、交流の場づくりに取り組みます。

(3) テーマコミュニティによる公的サービスの提供

様々な公的サービスを効率的に提供するため、行政が直接実施するよりも、効果的、効率的な事業実施が期待できるサービスについては、テーマコミュニティなど「新しい公共」への開放を推進するとともに、テーマコミュニティなどが公的サービスに参画しやすい仕組みを構築します。

また、地域資源を活かした新たなコミュニティビジネスの事業化に向けた支援を行います。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標 2 互いに支えあい健やかに暮らすために

政策 1 心豊かな多世代共生社会の構築

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など、社会環境や家庭環境は大きく変化し、家庭や地域が相互に支え、助け合う相互扶助の機能が脆弱化するとともに、多くの福祉サービスの利用が措置制度から契約制度に移行されるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、本市では、社会福祉協議会や市民団体等と連携を図り、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちの実現に努めてきましたが、地域には公的な福祉サービスだけでは対応が難しい様々な生活課題があることから、今後は、互助、共助の精神のもと、地域の人々が地域福祉を自分自身の問題として捉え、多様な世代間で支えあい、助けあえる地域社会の実現が求められています。

また、超高齢社会の到来した今日、日常生活の様々な場面における障壁をなくすため、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することが必要となっています。

【基本方針】

社会福祉協議会と共同で策定する「地域福祉計画」に基づき、自助、互助、共助、公助の調和を図りながら、住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる助けあい、支えあいのまちづくりを進めます。

また、地域福祉を担う人材の育成確保や資質向上に努めるとともに、全ての人々が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

【政策展開の方向】

(1) 地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化

地域の自治組織や団体、社会福祉協議会など、地域全体が一体となった地域福祉のネットワークを形成し、住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らすことができる助け合い、支えあいのまちづくりを進めます。

また、総合福祉センター「あいぱーく光」を中心に、保健、福祉、医療など、様々なサービス間の連携・調整機能を強化することにより、市民一人ひとりの多様なニーズに対応できるワンストップ相談窓口体制及びサービス提供体制の整備充実に努めます。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で幸せに暮らせる社会を実現するため、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担のもと、介護、医療、生活支援などのサービスが円滑に連携した地域包括ケアシステムと適正なケアマネジメント体制の構築を進めます。

また、多様化する介護福祉ニーズに対応できるサービス体制の充実を図ります。

(3) 多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成

年齢や障害を超えたふれあいや交流を促進することにより、多様な世代が助けあい、支えあう多世代共生社会を形成します。

また、福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーションの普及やボランティア活動に関する情報提供を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の推進とスポーツや趣味活動等を通じた障害者や高齢者等とのふれあい交流を促進します。

(4) 福祉ボランティアの育成

保健・福祉・医療に関するニーズや制度の多様化・複雑化に対応するため、社会福祉協議会等との連携を図りながら、ボランティアセンターを中心に、研修の充実や研修機会の拡大、さらにはボランティアコーディネーターの養成等を進め、資質の向上と人材の育成確保に努めます。

また、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険の加入促進に努めるとともに、若い世代や団塊の世代など、多様な人材に活動の輪を広げ、ボランティア活動の活性化を図ります。

(5) 誰もが暮らしやすい地域社会づくり

全ての市民が安心して日常生活や社会活動ができるよう、歩道等の段差の解消をはじめ、公共施設はもとより民間の公共的施設についてもスロープ等の設置を促進するなど、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 心と体の健康づくりの推進

【現状と課題】

高齢化の急速な進行や食生活を中心とした生活様式の変化などに伴い、医療や介護を必要とする人々が増加し、それに伴う社会的負担が増大しており、健全な生活習慣の確立による健康増進・疾病予防や疾病の早期発見、早期治療に向けた意識の醸成が求められています。

こうした中、本市では、「健康増進計画」に基づき、市民のライフステージに応じた健康づくりの推進や各種健診の計画的な実施に努めていますが、健全な生活習慣の確立をはじめ、疾病の早期発見・早期治療に向けた検診受診率の向上対策、心の健康づくり対策、新型インフルエンザ等の新たな感染症への対策など、総合的な地域保健体制の充実を図るため、光市医師会や光市歯科医師会などの関係機関との連携により、保健体制のさらなる充実、強化に努めるとともに、市民の主体的な健康づくり活動の推進を図る必要があります。

また、命の源である「食」の重要性を強く認識し、家庭や学校、地域等との連携のもと、ライフステージに応じた食育の総合的かつ計画的な推進に努める必要があります。

【基本方針】

市民が生涯を通じて健康で快適な生活が送れるよう、関係機関との連携のもと、社会変化に対応できる総合的な保健体制の整備充実を図ります。

また、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、三島温泉健康交流施設の有効活用や各種健康教育・相談の充実、幅広い食育の推進など、多様な観点からの健康づくりを進めます。

【政策展開の方向】

(1) 総合的な保健体制の強化

周南健康福祉センターや光市医師会、光市歯科医師会との連携のもと、総合的な保健体制を強化するとともに、地域で活動する組織の育成や市民主体の健康づくり活動への支援に努めます。

また、保健・福祉・医療施策を総合的に推進するとともに、乳幼児から高齢者まで、全てのライフステージに応じたサービスが提供できる地域保健体制の強化を図ります。

(2) 健康づくり運動の推進

「健康増進計画」に基づき、個人・家庭・地域と関係団体や学校・職場・行政とが連携・協力して、市民の主体的な健康管理・健康づくり運動を推進します。

また、生活習慣病などの疾患や、健康づくりに関する知識の普及・啓発に努めるとともに、様々な機会を通じて健康づくりに関する情報提供を行います。

(3) 総合的な食育の推進

命の源である「食」を通じて、生涯にわたる健全な心身と豊かな人間性を育むため、「光市食育推進計画」に基づき、家庭や学校、地域等との連携・協力のもと、市民のライフステージに応じた食育の総合的かつ計画的な推進に努めます。

(4) 疾病の予防と早期発見

糖尿病やがん、心臓病といった生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見・早期治療に向けて、健康教育、健康相談や、各種がん検診、歯科検診など各種保健事業の充実・強化を図るとともに、疾病予防や各種検診受診率向上に向けた市民の意識啓発に努めます。

また、感染症や疾病の重篤化防止のため、計画的な予防接種を実施します。

(5) 三島温泉健康交流施設の整備と有効活用

三島温泉健康交流施設を活用して、多様な観点からの健康づくりを進め、市民の福祉の向上と健康増進を図るとともに、より多くの人々の利用の促進するために交流事業を推進します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策3 生き生きと暮らせる高齢社会の実現

【現状と課題】

本市の高齢化率は27.8%（平成22年10月現在）と全国平均を大きく上回っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後、団塊の世代の高齢化とともに、全国を5年から10年上回るスピードで推移し、平成27年（2015年）には33.1%に達すると見込まれています。

高齢者の充実した生活を実現するため、本市では、介護予防を重視したサービスの推進や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターを中心とした総合的な相談体制の整備など、介護保険制度の趣旨に沿った取組みを進めてきましたが、急速な高齢化に伴う社会保障制度などへの深刻な影響が懸念される中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できる社会を実現するためには、「自助・互助・共助」と公助の適切な役割分担のもと、様々な制度やサービスと地域資源を有機的かつ包括的に連携させる地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

また、高齢者が生きがいをもって充実した生活を送れるよう、豊富な知識、経験、技能を活かしていきいきと活躍できる生涯現役社会づくりが求められています。

【基本方針】

高齢者の充実した生活を創造するため、介護予防や健康づくりに積極的に取り組むとともに、高齢者の生涯現役社会づくりの推進や生活環境の整備に努めます。

また、「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域における支援体制の整備を図ります。

【政策展開の方向】

（1）介護予防対策の推進

生活機能の維持・向上のため、各公民館など身近な地域で健康体操などの健康づくりを推進します。

また、身体機能のみならず、認知症に伴う心身両面からの機能低下の早期発見による悪化予防を重点目的とした福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関との連携により、状態に応じた継続的かつ効果的な介護予防対策を展開します。

(2) 高齢者支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関が有機的に連携を持ち、あらゆる相談に包括的に対応できるワンストップ相談窓口としての体制と、地域で高齢者を支えるネットワークやサービス体制の構築に努めます。

また、市民や地域との連携・協力により、認知症高齢者の支援対策の拡充を図るとともに、成年後見制度など権利を擁護する事業の周知や利用促進への支援を行います。

(3) 介護サービスの充実

要支援者の身体状態を維持・改善するための介護予防サービスを推進するとともに、介護の必要な高齢者が、本人や家族の希望に応じて様々なサービスが受けられるよう、サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度の適正な運営のため、介護給付に要する費用の適正化を進めるなど、利用者に合った介護サービスの円滑な提供に努めます。

(4) 生涯現役社会づくりの推進と生活環境の整備

豊かな経験や知識を有している高齢者が、地域社会の担い手として、地域づくりやボランティア活動、さらには起業活動など、生きがいを持ちながら、積極的かつ有意義な人生を送れるよう、社会参加への支援を行うとともに、老人クラブ等への活動支援などにより、活力あるまちづくりを推進します。

また、理学療法士、建築技術職員など関係機関との連携のもと、個々のニーズに応じた住宅改修への指導や助言を行うなど、暮らしやすい生活環境の向上に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策4 障害者の自立生活の支援

【現状と課題】

少子高齢化や市民の生活様式が多様化する中、障害者や家族介護者の高齢化や障害の重度・重複化など、障害者やその家族を取り巻く環境も変化しています。

国では、平成18年4月に障害者自立支援法を施行し、障害者の自立支援に向けた取り組みが進められてきましたが、その後、障害者基本法の改正や、障害者自立支援法に代わる「(仮称)障害者総合福祉法」の制定の動きが始まるなど、障害者福祉制度は大きな転換期を迎えています。

本市では、平成19年3月に「障害者福祉基本計画」を策定し、障害者を社会全体で支援する体制づくりを進めてきましたが、国の新たな動向を注視しつつ、引き続き、障害の有無に関わらず全ての人が個人として尊重され、地域の中で共に助け合い、平等に活動できるよう、社会生活上の様々な障壁（バリア）を取り除き、障害者の社会参加の促進を図る必要があります。

また、多様な選択肢のある社会となるよう、保健・医療、教育、雇用とも連携した、総合的な施策の推進が求められています。

【基本方針】

障害のある人が一人の人間として尊重され、自己の能力を發揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者を社会全体で支えるまちづくりを進めます。

また、障害者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、障害者のニーズに即したサービスや相談支援体制の充実に努めるとともに、障害者福祉に対する理解を深めるため、市民への的確な情報提供や福祉教育の充実に図ります。

【政策展開の方向】

(1) 障害者福祉に対する市民意識の醸成

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」という2つの理念のもと、市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深め、障害を持つ人が社会の一員として積極的に活動できる社会環境をつくるため、市民への正確な情報提供と福祉教育の充実に図ります。

(2) 自立と社会参加の支援と支えあい

各種社会活動やスポーツ・レクリエーション活動等における交流機会の充実を図るとともに、関係機関及び民間事業所等との連携を進めながら、障害者雇用の拡充に努めるなど、障害者の積極的な社会参加と市民全体での支えあいの促進を図ります。

(3) 障害者福祉サービスの充実

障害者が住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、国の動向を注視しながら、訪問系や日中活動系のサービスなど、障害者のニーズに即したサービスの提供体制の確保・充実に努めるとともに、相談体制や学習機会の充実を図ります。

また、重度障害者の就労や社会参加の場として、老朽化が進む「障害者（児）地域支援施設海浜荘」の施設整備について検討を進めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策5 安心できる医療体制の充実

【現状と課題】

少子高齢化の急速な進行や生活習慣病・慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化に伴い、医療需要はますます多様化するとともに量的拡大から質的充実へと変化しています。

一方、厳しい財政状況に加えて、国の医療費抑制政策、新臨床研修医制度に伴う医師不足や偏在化など、公立病院の経営環境は厳しさを増しており、病院経営の健全化と市民ニーズに対応できる医療サービスの確保の両立が大きな課題となっています。

こうした中、本市では、将来的な医療需要の見通しを踏まえて、光総合病院を急性期医療を担う病院に、大和総合病院を慢性期医療や回復期リハビリ医療及び大和地域の一次医療を担う病院にそれぞれ機能分化し、両病院の連携により市全体の医療提供体制の充実を図るという方向性を打ち出しました。

このため、今後は、両病院の機能分化の計画的な推進を図るとともに、医師確保や経費削減による経営基盤の強化に努める必要があります。また、関係機関等との連携のもと、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営など地域医療体制の充実強化が求められています。

【基本方針】

市民が安心して、いつでも必要なときに適切な医療サービスを受けることができるよう、医師会など関係機関との連携による地域医療体制の充実や救急医療体制の充実を図ります。

地域医療の基幹病院として、今後の医療需要に対応できる安定した医療サービスを提供するため、2つの病院の機能分化に必要な施設改修や人員配置を計画的に進めるとともに、病院経営の健全化に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 地域医療体制の充実

光市医師会や光市歯科医師会、医療機関、関係団体等との連携の強化に加えて、かかりつけ医の推進や病診連携の促進等により、疾病予防やリハビリテーションを含めた適切な医療を受けられる体制づくりに努めます。

また、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営、大和地域における一次医療の確保など、

包括的な地域医療体制の充実を図ります。

(2) 市立病院の充実

病院事業改革プランに基づき、様々な角度から経営効率化策を進め、病院経営の安定化を図ります。

また、地域医療の基幹病院として、今後の医療需要に対応できる安定した医療サービスを提供するため、「光市立病院再編計画」に基づき、2つの病院の機能分化に必要な施設改修や人員配置を計画的に進めるとともに、医師の継続的な確保に努めます。

さらに、光総合病院については、本市の二次医療の拠点として、急性期医療の確保に必要な機能や施設の方向性を検討します。一方、大和総合病院では、回復期リハビリテーション病棟を開設するとともに、健診機能の充実・強化に努めます。

(3) 救急医療体制の充実

光市医師会や関係医療機関などとの連携を強化し、休日夜間医療体制の充実に努めるとともに、大規模災害発生時における災害救急体制の確立に努めます。

また、光市医師会や三次医療機関との緊密な連携のもと、二次救急医療機関としての光総合病院の機能強化に努めるとともに、小児救急医療体制については、引き続き、周南医療圏での一体的な体制強化に努めます。

(4) 高齢化に対応した医療体制の充実

急速に進む高齢化に伴い増加が見込まれる慢性期疾患の患者に対応するため、大和総合病院における慢性期医療機能の整備充実に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策6 暮らしを支える社会保障の充実

【現状と課題】

景気の低迷など昨今の社会経済情勢を反映し、生活保護に係る相談が増加する中、低所得世帯の健康で文化的な最低限の生活を保障するため、適正な生活支援と早期の自立・更生を図ることが必要となっています。

また、急速な少子高齢化の進行により、わが国の人口構造が変化し、働く世代の社会負担の増大が見込まれる中、国民健康保険、国民年金、介護保険などの社会保険制度全般において、安定的な運営が困難となりつつあります。このため、引き続き、事業の充実や制度の長期的安定を図り、安心できる市民生活を支援する取組みを進めていくことが必要です。

さらに、増大する医療費に対応できる制度へと見直しが検討されている高齢者医療制度については、世代間で格差のない公平な負担となるよう適正な運営が求められています。

【基本方針】

要保護世帯の生活の安定を図るとともに、就労支援や他制度の活用促進により、自立への支援を進めます。

また、全ての市民が健康で文化的な生活を送るため、各制度への理解と認識を高め、国民年金では加入促進を図るとともに、医療・介護では健康づくりや介護予防など事前予防を促進するなど、市民生活を支える基礎となる社会保険制度の安定した運営を図ります。

【政策展開の方向】

（１）公的扶助の充実

低所得者の生活の自立を支援するため、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図り、援護を必要とする世帯の生活実態の把握に努めることにより、生活保護の適正な実施と、就労の促進や各種制度の有効活用等により、保護世帯の自立を促進します。

（２）国民年金制度の円滑な実施

国民年金制度についての趣旨の普及と理解を深めるため、年金事務所と連携を図りながら、広報や窓口相談等による未加入者の解消や受給権の確保に努め、制度の安定的な運営を推進します。

(3) 国民健康保険制度の適正な運営

国民健康保険の制度や事業等について、一層の周知に努め、理解を深めることで事業の円滑な運営を図ります。

また、生活習慣病予防のための特定健康診査及び健診結果に基づく特定保健指導に積極的に取り組むとともに、医療費通知などを通じた市民への意識啓発やレセプト点検の徹底による医療費の適正化を図り、さらに、収納率向上対策を着実に推進するなど、事業の安定運営に努めます。

(4) 後期高齢者医療制度の円滑な実施

制度の運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、きめ細やかな窓口業務を推進するとともに、収納率及び健康診査受診率の向上に努めます。

また、現在検討が進められている新たな高齢者医療制度の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、適切な準備や市民への情報提供の徹底を図ります。

(5) 介護保険制度の充実

高齢者等に対する制度の一層の理解の促進と相談体制の充実に努めるとともに、介護予防の推進や介護サービス基盤の強化により、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、多様なサービスの提供を促進します。

また、要介護認定や給付、保険料の徴収など、適正な事業実施を推進するとともに、安定的制度運営に向けて介護予防対策や収納率向上対策の推進に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標3 認めあう共生の社会を築くために

政策1 人権が尊重された心豊かな地域社会の実現

【現状と課題】

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日、すべての人々の人権が尊重され、心豊かで思いやりに溢れた市民生活を実現するためには、一人ひとりの心豊かな人権感覚や人権意識を醸成し、差別のない明るい地域社会を構築していくことが求められています。

一方、国際化や情報化の進展、さらには少子高齢化に伴う家族形態や地域社会の変化により、人権問題は一段と複雑化するとともに、新たな課題も顕在化しており、行政や学校、職場、地域など市民一人ひとりが自らの問題として、さらなる取組みを進めていくことが必要です。

こうした中、本市では、人権施策推進審議会や人権教育推進協議会などの関係機関と連携を図りながら、あらゆる行政分野で人権尊重の視点に立った施策の推進に努めてきましたが、引き続き、平成22年に策定した「人権施策推進指針」の理念を踏まえ、市民一人ひとりの豊かな人権感覚や人権意識の高揚を図るとともに、市民や地域と行政が一体となった人権施策の推進に努める必要があります。

【基本方針】

「人権施策推進指針」の理念を踏まえ、あらゆる分野で「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指した人権施策を総合的に推進します。

また、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、学校をはじめ、様々な場面での人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するとともに、市民一人ひとりを大切にするまちづくりを目指し、市民と行政が一体となった人権擁護活動の推進に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 人権施策の推進体制の整備充実

「人権施策推進指針」に基づき、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた施策の推進を図ります。

また、市民、団体、事業者等と行政がともに考え行動していくため、人権施策推進審議会や人権教育推進協議会など関係機関と連携を図りながら、推進体制の充実・強化に努めます。

(2) 学校における人権教育の推進

児童生徒の身心の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して、人権尊重の視点に立った指導の充実を図り、一人ひとりを大切にす教育を組織的、継続的に推進します。

また、一人ひとりの個性の違いやその良さを認め、他人も尊重できる人間関係を構築するための教育の環境づくりに努めるとともに、家庭や地域社会と連携し、相互に補完しながら人権教育を推進します。

(3) 地域における人権教育の推進

地域社会全体の人権意識の高揚を目指し、関係機関等との連携により、各種講演会や研修会の開催など、地域における学習機会の充実を図ります。

また、人権に関わる関係各課や関係機関との連携を図りながら、基本的人権の尊重の精神を育む教育・啓発活動を進めるとともに、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を構築するため、市民の自主的な学習や交流活動への支援を進めます。

(4) 人権擁護活動の推進

女性や子ども、高齢者、障害者などの、人権に関する相談窓口の充実や相談員の資質向上など、人権救済に向けた体制づくりを推進します。

また、人権意識の高揚を図るため、人権擁護機関等と連携しながら、人権擁護の推進のための啓発活動や広報活動を推進します。

(5) 指導者の育成

人権問題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めるとともに、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、学習機会の充実に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 認めあう男女共同参画社会の形成

【現状と課題】

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、誰もが性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められていますが、今なお家庭や地域、職場、学校など日常の様々な場面で、古くからの男女の固定的な役割分担意識や女性の能力・適性に関する偏見が根強く残っていることは否めません。

こうした中、国においては、平成22年12月に、基本法制定後10年間の反省などを踏まえた「第三次男女共同参画基本計画」を策定し、翌23年3月には県の基本計画の改定も行われました。

本市では、平成18年度に策定した「男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めてきましたが、配偶者からの暴力（DV）や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など新たな課題も山積しており、市民意識の醸成と併せて、男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる施策の計画的な推進に努めていくことが急務となっています。

【基本方針】

女性も男性も社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、その能力を十分に発揮しながら、多様な選択肢の中で自己実現できる社会の実現を目指して、各種審議会など政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

また、人権尊重の視点から、家庭、地域、職場などにおける男女平等意識の醸成や、配偶者等からの暴力を許さない環境づくりに努めます。

【政策展開の方向】

（1）男女平等意識の確立

社会通念やしきたりの中での男女の固定的な役割分担意識の改革や、正しい知識を身につけてもらうため、学習・実践機会の充実や周知・啓発活動を進め、市民の男女平等意識を確立します。

（2）男女共同参画の推進

男女がともに個性と能力を発揮できる社会を実現するため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、市民、企業、団体などの関係機関と連携を図りながら、

女性の人権に配慮した地域社会づくりを促進します。

また、光市男女共同参画推進ネットワークを足掛かりに、市民による自主的・主体的な活動を促します。

(3) 配偶者からの暴力（DV）等への対応

職場におけるセクシャルハラスメントやDVなどの根絶に向けた周知・啓発活動を進めるとともに、被害者に対する相談機能の充実など、DV被害者が自立できるよう、支援します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの普及促進

働く女性の増加に伴い、ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する広報・啓発活動や、子育てや介護などを男女がともに担う環境づくりに努めます。

また、働き方の見直しなどを通じて男性の家事・育児参加の促進等を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

2 基本目標Ⅱ 人を育み人が活躍するまち

重点目標1 子どもを生き育てるために

政策1 健やかな成長を支える子育て支援の充実

【現状と課題】

少子化をはじめ核家族化や共働き家庭の増加、さらには地域との絆の希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもは家庭で育てることを基本としつつ、子どもたちの健全な育成や子育て家庭を地域ぐるみで支える仕組みの構築が喫緊の課題となっています。

本市では、平成17年3月に策定した「次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」に基づき、病児・病後児保育事業やファミリーサポートセンター事業、各種特別保育事業の拡充など様々な子育て支援対策を展開してきましたが、一方で、家庭や地域における養育力の低下や親子のふれあいの希薄化など新たな問題も指摘されています。

このため、今後は、「おっばい都市宣言」のまちとして、平成22年11月に策定した「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」に基づき、地域や職場、学校などに子育て支援の「わ」をさらに広げ、総合的な次世代育成支援対策を展開するとともに、心のふれあいを重視した子育てを推進することが必要です。

また、子育てに関する様々な不安や悩みを軽減、解消できるよう、きめ細やかな相談体制の推進や子育て家庭相互の交流機会の確保を図るとともに、妊婦や乳幼児の健康管理体制の一層の充実を図ることが求められます。

【基本方針】

「おっばい都市宣言」のまちとして、光市で子どもを生き育てたくなる、やさしさあふれる質の高い子育て支援策を展開するとともに、母子保健の充実を図ります。

また、家庭・地域・企業（職場）・学校・行政など、まちぐるみで子育て家庭を見守る支援の「わ」の強化を図ります。

【政策展開の方向】

（1）おっばい育児の推進

赤ちゃんを胸でしっかり抱きしめ、豊かな心で子育てをする「おっばい育児」を推進するため、「おっばいまつり」等を通じて普及啓発に努め、地域全体で支える意識を育み、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

(2) 子育て支援体制の整備充実

子育て支援センターやファミリーサポートセンター等との連携のもと、子育てに関する不安感・負担感の解消や仕事と子育ての両立の支援を図るとともに、乳幼児医療費助成の対象を拡大した「子ども医療費助成事業」の実施など、子育てに関する総合的な施策を推進します。

また、保育所や幼稚園を拠点に園庭解放や住民との交流を進め、子育て支援の「わ」を地域に広げるなど、子育て家庭のみならず地域全体に子育てを応援する意識の醸成を促進します。

さらに、要保護児童対策地域協議会を中心に、地域や関係機関との連携を強化し、早期発見を最優先とした、虐待等の防止対策の充実に努めます。

(3) 子育て環境の充実

留守家庭児童教室や放課後子ども教室の充実に加えて、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や父親の育児参加の促進を図るなど、総合的な観点からの子育て環境の充実に努めます。

また、地域住民と協働して、児童遊園地などの子どもの遊び場の安全管理や有効的な活用に努めるとともに、保育出前講座の実施や子育てサークルの育成など、子育て家庭相互の交流機会の充実に努めます。

さらに、経済的、精神的に不安定になりがちな一人親家庭に対して、不安なく子育てや就労ができるよう、環境整備や相談体制の充実に努めます。

(4) 母子保健対策と食育の推進

医療機関や母子保健推進員との連携を図りながら、妊婦・乳幼児に対する健康診査や妊産婦・乳幼児訪問、育児相談等の母子保健事業の一層の充実に図るとともに、生命の大切さや正しい性知識の普及など、思春期保健事業の推進に努めます。

また、幼い頃からの望ましい食生活の実践及び「食」の大切さに対する意識啓発を図るため、乳幼児期からの食育の推進に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 豊かな心を育む保育・幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期ですが、家庭における保育力、教育力の課題が指摘される中、保育・幼児教育に対するニーズの多様化が進み、保育園・幼稚園には保育や幼児教育の核としての役割が求められるようになっていきます。

こうした中、国においては、すべての子どもを対象とした良質な成育環境づくりや、仕事と家庭の両立に対する支援など、子どもと子育て家庭の双方を大切にす社会を目指す「子ども・子育て新システム」の実現に向けた協議・検討が進められています。

本市では、これまで、公立幼稚園・保育園の耐震化や、学校教育との連携による職員の資質向上を進めるなど、ハード、ソフトの両面にわたって保育・幼児教育環境の向上に努めてきました。今後は、家庭、地域、学校と連携した保育の実施や、子どもや家庭のニーズに対応した教育の充実を図るなど、これまで以上に良質な保育・幼児教育の提供に向けた包括的な取組みを進める必要があります。

【基本方針】

子どもや家庭の実情に応じた各種保育サービスの充実や、子どもの個性に応じた適切な教育など、質の高い保育・幼児教育の推進を目指します。

また、幼・保の一体化に関する国の動向等を踏まえ、公立幼保施設の再編や耐震化のあり方について検討を行います。

【政策展開の方向】

(1) 保育体制の充実

乳児保育、障害児保育、延長保育、病児・病後児保育など、子どもや家庭の実情やニーズに対応したきめ細かな保育サービスの充実に努めるとともに、研修などにより職員の資質を高め、保育内容の充実と向上に努めます。

また、保育環境の充実と子どもの安全を確保するため、保育所施設の適正な維持管理に努めます。

(2) 幼児教育の充実

子どもの自発性や社会性、自立心、創造力などの芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの個性に応じた適切な教育を行

うとともに、地域の特色を生かした園づくりに努めます。

また、幼・保・小連絡協議会等を通じて相互の交流・連携を深めるとともに、研修・指導体制の充実に努めます。

（３）総合的施策の推進と公立幼保の再編

幼・保相互の交流と連携の強化など、総合的観点から施策の展開を進めるとともに、幼・保の一体化に関する国の動向等を注視しながら、公立幼稚園と保育園の再編のあり方や耐震化の必要性について検討します。

また、地域の実情や保護者のニーズを踏まえて、幼稚園や保育園を地域に開放するなど、地域に開かれた子育て支援の場としての活用を進めるとともに、一定の条件のもとで、保育料等の軽減を行うなど、引き続き、保護者への経済的な支援を行います。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策3 生きる力を育む学校教育の推進

【現状と課題】

社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、これからの社会を生きる子どもたちには、基礎的な知識・技能に加えて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など知・徳・体のバランスのとれた、「生きる力」を育むための教育が求められています。

こうした中、本市では、平成18年度から二学期制を導入し、児童・生徒の個性・特性を重視した学校教育の推進や、豊かな心を育む教育の充実に努めてきましたが、引き続き、子どもたち一人ひとりの自己実現を図る特色ある教育活動の展開や、様々な教育課題に対応できる教職員の育成に努めるとともに、教育の出発点である家庭や地域との連携を深め、地域住民の学校運営への参画など、地域に開かれた学校づくりを進めていく必要があります。

また、外国語教育やキャリア教育など時代の進展に対応した教育をはじめ、学校給食施設整備や学校施設の耐震化の計画的な推進など、ソフト・ハード両面から子どもたちの教育環境を整備していくことが求められています。

一方、少子化が顕著となる中、少子社会における学校のあり方についても、引き続き、検討を進めていく必要があります。

【基本方針】

知・徳・体のバランスのとれた、「生きる力」を育むため、教育内容の充実・向上と教師の資質向上を図りながら、一人ひとりの個性や特性を重視した学校教育の推進や、豊かな心を育む教育の充実に努めます。

また、学校・保護者・地域が一体となった教育活動を推進するとともに、学校耐震化の計画的な推進など、安全で快適な学校環境づくりを進めます。

【政策展開の方向】

(1) 一人ひとりを大切にした質の高い教育の推進

家庭及び地域社会との連携や二学期制の推進、幼・小・中連携教育の展開により、創意工夫による特色ある学校づくりを推進するとともに、教育開発研究所との連携や、学校評価システムの充実を図るなど、質の高い学校教育に努めます。

また、教育課程の弾力化を図るとともに、ティーム・ティーチング、グループ学習、個別学習など、発達段階に応じた指導方法の工夫・改善を進め、児童生徒一人ひとりの

個性と資質を伸ばす教育を推進します。

さらに、コミュニティ・スクールの推進など、学校運営の工夫改善や校種間連携、地域連携の強化を図り、学校・地域・保護者が一体となった教育活動を推進します。

(2) 教育環境の充実

安全で快適な学校環境づくりのため、学校施設の耐震化の計画的な推進や、学習機器、学校図書の実を充実するとともに、外国語教育や情報教育、キャリア教育など、時代の進展に対応した教育環境の整備に努めます。

また、地域住民の学習や交流活動の場として開かれた学校づくりを推進するとともに、放課後子どもプランの活用など、子育て支援の観点を含め、児童や保護者の立場に立った学校施設の有効活用を進めます。

さらに、少子化の進行により、児童生徒数の減少が予測される中、教育環境の充実と教育力の維持・向上の観点から、学校施設の適切な規模や配置のあり方について検討を進めます。

(3) 学校保健と食育の推進

児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断の実施と適切な健康管理の指導に努めるとともに、クラブ活動などを通じた体力づくりとスポーツに親しむ環境づくりを進めます。

また、栄養バランスや多様性に配慮した、安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食を活用した食育の推進を図るため、2つの学校給食センターを統合した新たな学校給食施設を整備します。

さらに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進等により、家庭での食育活動の実践や親子のふれあい教育を推進します。

(4) 特別支援教育の推進

生徒や児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた「光っ子教育サポート事業」、「スクールライフ支援事業」など本市独自のきめ細かな支援や、「どの子にもわかる・できる授業」を目指すユニバーサルデザイン化への取組みなど、教育環境の充実を努めます。

また、障害児の早期教育に対応できるよう、福祉・医療機関等との連携により教育相談体制の充実を努めるとともに、通常学級の生徒や地域の人々との交流教育の推進など、長期的視点のもと、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けたきめ細かな支援を行います。

(5) 教職員の資質の向上

各種研修会を活用した研修活動の実施と参加促進により、学校教育の直接の担い手で

ある教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。

また、特別研修等への計画的な派遣により、教職員の専門性を高めるとともに、教育者としての使命感や教育的愛情、広く豊かな教養など、包容力や指導力に富んだ資質や能力を備えた人材の育成に努めます。

(6) 子どもの安全の確保といじめの根絶

学校施設の安全対策の強化と通学路の安全点検等を推進するとともに、児童生徒や保護者への継続的な安全教育や指導の展開、さらには、地域と一体となった見守り活動や交通安全運動の積極的な推進を図ります。

また、いじめの根絶や不登校等の解決に向けて、児童生徒一人ひとりが心にゆとりを持ち楽しい学校生活を送れるよう、早期発見・早期対応を基本に、教職員に対するフォローアップや報告・対応マニュアルなどの整備を進めるとともに、「教育支援センター」の検討など、カウンセリング機能の充実と地域や家庭と一体となった相談・指導体制の構築に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策4 特色ある高校・高等教育の推進

【現状と課題】

市内には、県立高校2校、私立高校1校の計3校が設置されており、市内中学校の卒業生だけでなく、市外からも多数の生徒が通学しています。

本市では、これまで学校や地域の特色に応じた取組みを促進するとともに、経済的な理由により就学が困難な人への学資の貸付などを通じて、生徒が学業に専念できる環境整備や、社会貢献できる人材の育成の支援に努めてきましたが、引き続き、各学校の抱える諸課題への対応を含め、社会の大きな動きに対応できる知性と思考力、判断力、表現力など、「生きる力」を身に付けた人材を育成できる学校づくりを支援していくことが求められています。

私学教育については、子どもたちが安心して学業に専念できる教育環境の維持向上が図れるよう、私学運営の自主性を尊重しながら支援を継続していく必要があります。

【基本方針】

多様な高等教育の機会や情報の提供に努めるとともに、地域に開かれ、地域に信頼される特色ある学校づくりと、情報化や国際化、少子高齢化の急速な進展など、社会変化に対応できる人材の育成を支援します。

また、私立学校については、自主性を尊重しながら、学校の健全経営が図られるよう必要な支援に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 特色ある学校づくりの促進

公立学校については、県と連携して、地域や生徒のニーズに対応できる、選択性のある幅広い学習環境の充実と教育内容の質の向上を図るなど、情報化や国際化、少子高齢化などに対応した、特色ある学校づくりを促進します。

(2) 私学の振興

私立学校の自立性を尊重しながら、教育環境の維持向上、学校経営の健全化等が図られるよう、経営努力など一層の自主的な取組みを促すとともに、引き続き支援を行います。

さらに、国、県等に対して支援の拡充を要請します。

(3) 就学への支援と地域との連携

進学する学生の資質や能力に応じた就学機会を確保するため、奨学金をはじめとした就学支援を進めるとともに、地域や企業、事業所などとの連携と交流を促進することにより、幅広い人材の育成と活用を進めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策5 社会全体で取り組む青少年の健全育成

【現状と課題】

家庭環境の変化による家庭教育力の低下や、地域における連帯意識の希薄化の進行などにより、子どもたちが自分で考え、行動、体験、学習する機会や、屋外で遊ぶ機会が不足し、多くのふれあいの中で学ぶコミュニケーション能力や社会性の未成熟が懸念されています。

また、インターネットや携帯電話の普及などにより、ネット上のいじめや新たな手口による犯罪に巻き込まれる青少年が増加するとともに、犯罪の低年齢化や、子どもたちが標的となる事件、いじめによる自殺の問題が相次いで発生するなど、大きな社会問題になっています。

本市は、家庭、学校、地域の連携のもと、「あいさつ運動」や「早寝・早起き・朝ごはん運動」などを通じて、心豊かな青少年の健全育成活動に努めてきましたが、今後は、「地域の子どもは地域で育てる」という気運をさらに高め、これまで以上に社会全体で青少年を育成するための環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、周防の森ロッジなどの青少年の活動拠点の機能充実を進めるとともに、各種講習会や研修会の開催により、青少年活動のリーダーの育成・確保に努める必要があります。

【基本方針】

青少年を取り巻く環境の激しい変化に対応していくため、家庭、学校、地域がこれまで以上の連携を図り、社会全体で次世代を担う青少年の健全育成に向けた気運の醸成に努めます。

また、様々な奉仕・体験活動を通じた青少年活動や、地域や家庭におけるふれあいや対話を促進するとともに、いじめや不登校に対する相談体制の充実に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 家庭や地域における対話の促進

人間形成における家庭の果たす役割を重視し、学校や各種団体等との連携により、親子の共同体験や家庭教育に関する学習機会の充実等を通じて、家庭の教育力の向上に努めます。

また、「あいさつ運動」などによる地域とのふれあいを促進し、家庭や地域における対

話を促進するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進により、基本的な生活習慣を定着させるなど、生活リズムを向上させるための普及啓発や指導に努めます。

(2) 地域健全育成活動の推進

「光市青少年健全育成市民会議」などの社会教育団体をはじめ、家庭、学校、地域の強い連携のもと、有害図書や有害商品の排除など、環境浄化活動を展開するとともに、非行防止のための巡回活動や地域への啓発活動の強化に努めます。

また、様々な悩みを抱える子どもや家族に応えるための相談体制の整備と機能充実に努めます。

(3) 青少年活動の促進

周防の森ロッジ等の機能充実により、地域における青少年活動の場の充実を図るとともに、奉仕活動や体験活動、さらには健全育成のための幅広い学習講座等の充実に努めます。

また、子ども会などの青少年団体の育成を図るとともに、講習会や研修会の開催により指導者の育成・確保に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標 2 彩り豊かな人づくりのために

政策 1 生き生きとした生涯学習社会の構築

【現状と課題】

人々のライフスタイルが多様化する中、心の豊かさや質的充実を志向し、自己実現やゆとりを実感できる生活への関心が高まっています。

本市では、生涯学習センターを中心に、公民館や青少年センターなどの生涯学習拠点施設との連携を図りながら、市民のライフステージに応じた各講座の開催や、生涯学習サポートバンクの効率的かつ効果的な運用を行うなど、市民の生涯学習活動の支援に努めてきました。今後は、個人の価値観の多様化などに対応できる、魅力あふれた学習機会の提供に努めるとともに、市民がいつでも、どこでも、学びたいことを主体的に学習できる生涯学習環境の充実を図ることが求められます。

また、重要な生涯学習拠点の一つである図書館については、電子媒体を含めた図書資料の充実や市民目線に立った学習環境の整備を進めてきましたが、引き続き、図書の充実やサービス機能の向上に努める必要があります。

さらに、市民の生涯学習活動を担う人材の発掘や育成を推進することが求められます。

【基本方針】

社会生活の多様な変化に伴い、多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応し、市民が生涯を通じて自主的・主体的に学ぶことができる場や機会の提供に努めます。

また、生涯学習活動に関する情報や相談体制の充実と努めるとともに、自らが主体的に生涯学習活動に関わることができる人材の育成に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 生涯学習推進体制の整備充実

「生涯学習推進プラン」を策定し、いつでも、誰でも、学びたいことを主体的に学習できる機会や環境の整備に努めるとともに、学社連携の推進や社会教育・生涯学習団体等の育成・支援を行い、連携・協働による生涯学習推進体制の充実を図ります。

また、総合的な生涯学習関連施策を効率的・効果的に推進するとともに、生涯学習の拠点となる生涯学習センターなどの機能充実と効率的な活用に努めます。

(2) 学習情報の提供と相談体制の充実

生涯学習センターを拠点として、生涯学習に関する各種情報を収集・整理し、学習内

容や施設の状況など適切な学習情報を提供できる、効率的なシステムの充実を図ります。

また、収集した情報を活用した学習相談体制の充実や、生涯学習サポートバンクの登録者の増加と利活用の促進を図ります。

（３）魅力ある学習機会の提供・拡充

環境、健康、福祉問題など、市民のライフステージに応じた学習ニーズを的確に把握し、学習機会の充実と学習内容の多様化・高度化を図るため体系的な学習プログラムの構築に努めます。

また、市民ボランティアや市民団体との連携により、学習の機会や内容の向上を図ります。

（４）読書活動への支援・充実

図書館を生涯学習拠点の1つとして、利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料の継続的な充実を図るとともに、市民にとって利用しやすく、生涯学習意欲が高まる図書館になるよう、高度検索機能やレファレンス対応などのサービス機能の向上に努めます。

また、活字離れが深刻化する中、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもを中心とした読書の習慣の育成や読書相談などを展開するとともに、学校図書館や公民館等との連携により、市民の読書環境の整備充実に努めます。

（５）人材の育成

生涯学習の指導者としての資質を有する人材を、地域の中から発掘するとともに、自らが主体的に活動できる人材の育成や資質の向上に努めます。

また、そうした人材の積極的な活用やネットワーク化を促進し、生涯学習環境の充実に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 はつらつとした生涯スポーツ社会の構築

【現状と課題】

昨今の健康志向の高まりや余暇時間の増加を受けて、健康づくり・体力づくりという視点に加えて、地域での交流・親睦、心身の健全な育成や社会性を養うことなど目的に、活発なスポーツ活動が展開されています。

本市では、これまで、光市体育協会や光市スポーツ推進委員協議会等と連携を図りながら、競技スポーツだけでなく、生涯スポーツやニュースポーツの普及、市民が気軽に参加できるイベントや教室の開催などに努めてきました。また、地域における主体的な活動も進んでおり、総合型地域スポーツクラブの設立など、各種の健康スポーツやレクリエーション団体の活動も活発化しています。

こうした中、本市では、山口国体で、セーリングやバドミントン、レクリエーション卓球が開催され、スポーツに対する市民の関心も大きな高まりを見せていることから、この気運を一過性に終わらせることなく、市民一人ひとりが、年齢を問わず気軽にスポーツに関わることができる環境づくりを進める必要があります。

また、スポーツを楽しむ環境とスポーツを通じた交流の輪を次世代につなげるための指導者、後継者を育成していくことが求められています。

【基本方針】

国体を契機に、スポーツの楽しさや交流の輪を次世代につなげるとともに、市民のスポーツ意識の向上と、指導者の育成等を図ります。

また、子どもからお年寄りまで、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりなど、市民一人ひとりが何らかのスポーツに関わる活気あふれる社会を構築するため、「スポーツ推進計画」の策定に取り組みます。

【政策展開の方向】

(1) 生涯スポーツの普及とスポーツ意識の高揚

市民一人ひとりが、年齢や体力、興味に応じたスポーツに取り組める環境づくりを進めるとともに、スポーツイベントや教室の開催など、多くの人がスポーツを楽しみ、自主的なスポーツ活動を通して交流できる機会を充実します。

また、市民のスポーツへの関心を高めるため、学校における部活動の活性化や関係団体及び指導者の育成・強化などにより競技力の向上を図るとともに、生涯スポーツの普

及を促進します。

(2) スポーツ・レクリエーションの推進体制の充実

市民の健康維持や体力向上を図り、市民一人ひとりが主体的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーションの必要性についての意識啓発を行うとともに、関係機関との連携による普及促進を図ります。

また、総合的かつ計画的なスポーツの振興を図るため、「スポーツ推進計画」の策定に取り組みます。

(3) スポーツ・レクリエーション環境の充実

自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、冠山総合公園や周防の森ロッジ等の環境整備に努めるとともに、「ひかり環境・健康ウォーキングマップ」を活用したウォーキングの取組みなど、光市の特性を活かしたソフト面の充実を図ります。

また、各種施設の管理運営体制の見直しと施設予約システムの充実を進めるとともに、既存施設の有効活用や学校施設の開放など、スポーツ施設の効率的な運営に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標3 かおり高い文化を育てるために

政策1 心を潤す芸術・文化活動の振興

【現状と課題】

ゆとりや豊かさを実感できる生活を求める意識が一段と高まる中、人生に楽しさや感動を添える芸術・文化の果たす役割は極めて大きくなっています。

こうした中、平成18年11月に開催された国民文化祭では、本市で「ひかり人形劇フェスティバル」が開催されたことを契機に、質の高い芸術・文化活動が地域に根付こうとしています。

本市では、財団法人光市文化振興会や光文化協会等と連携を図りながら、各種の芸術・文化活動の推進や活動団体の育成、支援に努めるとともに、施設の効果的な活用や計画的な維持管理など、文化に親しみやすい環境づくりを進めてきました。また、市民ホールや文化センター、光ふるさと郷土館などでは、市民の自主的な芸術・文化活動が活発に行われてきました。

今後は、多様化・高度化する市民の文化的ニーズに対応するため、各種団体との連携のもと、優れた芸術や文化にふれることができるイベントの企画、さらには新たな文化団体の誕生や活躍を応援する風土づくりを進めていくことが必要です。

【基本方針】

質の高い、優れた芸術・文化にふれあう機会をさらに拡充するとともに、芸術・文化団体や指導者等を育成し、市民による自主的な芸術・文化活動の活性化を図ります。

また、市民ホールや文化センター等の文化施設の効果的な活用や、活動に関する情報提供などにより、市民が優れた芸術・文化に親しめる環境の整備を進めます。

【政策展開の方向】

(1) 市民の芸術・文化活動の活性化

市民の芸術・文化活動に関する関心を高め、活動機会の拡充を図るとともに、各種芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実を図ります。

また、市民の自主的な活動への支援を行い、芸術・文化団体や指導者、さらには活動を担う人材の育成に努めるとともに、幅広い活動分野と年齢層を視野に、文化行事への参加者の拡大に努めます。

(2) 芸術・文化にふれる機会の充実

市民の多様なニーズに対応し、身近に親しむことができるよう、芸術・文化団体等と連携し、各種文化講座の充実や、優れた芸術・文化にふれることのできるイベントを企画し、開催します。

(3) 文化施設の利用促進と環境整備

市民ホールや文化センター、さらには公民館等を効果的に活用し、各種芸術・文化活動を促進するとともに、良好な施設の維持管理に努めます。

また、市民が芸術・文化活動に関する情報が入手しやすい環境の整備を進めるとともに、施設利用などの促進を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 郷土愛と誇りを育む地域文化の保存・継承

【現状と課題】

本市には、国指定史跡の石城山神籠石、重要文化財の石城神社本殿や賀茂神社の銅鐘、島田人形浄瑠璃芝居など、有形・無形の文化財が多数存在するとともに、早長八幡宮の秋まつりや東荷神舞など地域に根ざした伝統的行事や祭りが、各所で受け継がれています。

本市では、これらの文化財や伝統行事の保存・継承に努めるとともに、同様の史跡を有する関係自治体と連携しながら、まちづくりへの活用を図ってきましたが、少子高齢化の進展や地域コミュニティへの帰属意識の希薄化など、時代の変化により、地域文化を引き継ぐ若者が減少しており、脈々と受け継がれてきた特色ある伝統行事や祭りなどの承継が困難になりつつあります。

こうしたことから、次代を担う子どもたちの体験学習の機会のさらなる充実を図るとともに、地域との協働、関係団体との連携により後継者の育成を進めるなど、より多くの市民がふるさとの歴史への誇りや愛着の持てる取組みを進め、地域文化の保全・継承につなげることが求められます。

【基本方針】

石城山神籠石の適切な保存や継承など、貴重な文化財や歴史的資源の発掘・保存を進めるとともに、市民の文化財への保護意識を高めるための普及啓発活動を推進します。

また、地域と協働して、特色ある伝統芸能の保存に向けた後継者育成や、子どもたちの体験機会の充実に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 文化財・歴史的資源の保存・継承

郷土史研究グループ等との連携のもと、多様な文化財や歴史的資源の発掘・保存や調査・研究を行うとともに、伊藤公資料館に収蔵する資料等の収集・保存を進めます。

また、「史跡石城山神籠石保存管理計画」に基づき、石城山神籠石の適切な保存・継承に努めます。

さらに、市民の文化財への保護意識を高めるため、多様な普及啓発活動を推進します。

(2) 伝統芸能や祭りの保存・継承

地域と協働して、地域の特色ある伝統芸能の保存に向けた後継者の育成支援や、地域

に密着した伝統的な祭りの保存・継承を図るとともに、市内に点在する伝統芸能・文化等のネットワーク化を図り、地域コミュニティの活性化や地域間の連携と人的交流を促進します。

また、学校等との連携のもと、体験学習などの機会を積極的に活用し、次世代を担う子どもたちに、地域の伝統芸能等にふれる機会を創出します。

(3) 文化財・伝統芸能等の活用

文化財の保存・公開を行う文化センターや光ふるさと郷土館等の効果的な活用とネットワーク化を推進するとともに、講演会や講座等を開催し、文化財や伝統芸能等に対する意識の醸成に努めます。

また、史跡や文化財に至るアクセス道の維持管理など、周辺環境の整備に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標4 人の繋がりを広げるために

政策1 地域から広がる国際交流・都市間交流の推進

【現状と課題】

交通・通信手段のめざましい発達に伴い、人、モノ、文化、情報、歴史の交流が飛躍的に拡大しており、幅広い視野をもった人材の育成や異文化に対する理解の促進が求められています。

本市では、これまで、教育課程における語学教育の充実や中学生等の海外派遣、市民レベルの国際交流活動への支援など、国際性豊かな子どもの育成や市民の国際感覚の醸成などに努めてきました。一方、国内においても、千葉県横芝光町と友好交流の誓いを交わし、互いのまちの特産品の紹介や小学生同士による絵画交流、文化作品の相互展示など様々な交流事業を進めてきました。さらに、「日本の森・滝・渚全国協議会」や「古代山城サミット」など、まちづくりのテーマを共有する都市との連携も進めてきました。

社会経済のグローバル化やボーダレス化が進む中、今後は、市民レベルでの国際交流活動の活性化や国際感覚に優れた人づくりを進めるとともに、地域間交流を市民や地域レベルに根付かせ、交流の裾野を広げていくことが必要です。また、共通の課題を抱える自治体相互の連携や協力を深めていくことが求められます。

【基本方針】

国際性豊かな人づくりのため、語学教育の充実や国際理解を深める教育を推進するとともに、市民主体の国際交流の活性化に努めます。

また、千葉県横芝光町との友好交流を通じて「光」の名前のより効果的な情報発信と互いのまちの活性化に努めるとともに、まちづくりのテーマや理念を共有する他都市との交流や連携を深めます。

【政策展開の方向】

(1) 国際性豊かな人づくり

外国語指導助手による語学教育や海外派遣事業など、学校における国際理解に関する学習を進めるとともに、民間との連携のもと、語学教育をはじめ、国際理解に関する学習機会を創出します。

また、「国際交流のつどい」などを通じて市民に対する国際感覚の醸成に努めるとともに、外国人と市民との交流の場づくりを推進します。

(2) 国際交流活動の活性化

「光市国際交流連絡協議会」による市民レベルでの国際交流活動を促進するとともに、ボランティアバンク制度により、意欲のある人材の受け皿づくりに努めるなど、国際交流活動の推進に向けた、市民の交流・活動の場づくりに取り組みます。

(3) 友好交流都市との交流促進

千葉県横芝光町との友好交流をさらに促進するため、「光」という名前の積極的な情報発信に努めるとともに、歴史・文化・産業など、様々な分野での交流・連携を促進し、さらには市民や地域レベルでの交流が図られるよう検討します。

(4) 資源やまちづくりの理念を共有する都市との連携の強化

地域における共通の資源や、まちづくりのテーマを共有する都市との連携によるまちづくりを推進するため、「日本の森・滝・渚全国協議会」の開催など、交流活動の活性化や連携を強化していきます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

3 基本目標Ⅲ 人の暮らしを支えるまち

重点目標1 快適な暮らしを営むために

政策1 利便性の高い道路網・交通体系の整備

【現状と課題】

本市における道路網は、沿岸部を東西に走る国道188号と、内陸部で環状につながる県道で各地域が接続されており、さらに都市計画道路や市道が市域を網状に補完しています。また、国道188号や主要地方道により、山陽自動車道や隣接市町との広域連携軸が形成されています。

都市計画道路のうち年次的に整備を進めている虹ヶ丘森ヶ峠線は、平成22年に浅江・島田間が開通し、国道188号のバイパス的な機能を持つ道路として、交通渋滞の緩和など市民生活の利便性の向上に大きく貢献していますが、早期に、瀬戸風線を含めた全線の早期の整備が求められています。

生活道路については、防災や日照の確保などの役割も有しており、引き続き、歩行者と車の共存を図りながら、子どもや高齢者が安心して利用できる空間として、人にやさしい道づくりを推進する必要があります。

公共交通機関であるバス・鉄道・航路は、市民の日常生活における移動手段として重要な役割を果たしていますが、モータリゼーションの進展で利用者数が減少する中、路線の維持・確保が課題となっています。一方で、高齢化の進展とともに、生活に密着したバス交通の重要性が高まっており、民間事業者や地域の協力を得ながら、持続可能な公共交通体系を構築するとともに、地域の足は地域で支えるという意識の醸成を図る必要があります。

【基本方針】

日常生活や産業経済活動の利便性を確保し、地域の持続的な発展を促進するため、「都市計画マスタープラン」に基づき、広域幹線道路や市域を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、安全な生活道路の整備に努めます。

また、民間交通事業者に対する支援や地域との協働による生活交通の維持・確保を図り、市民の視点に立って、利用しやすい公共交通体系の確立を目指します。

【政策展開の方向】

（１）広域幹線道路の整備

近隣都市との円滑かつ一体的な発展を促進するため、周南都市圏の骨格となる道路交通体系として、地域高規格道路（周南道路）及び（仮称）光下松間道路の早期実現を関係機関に要請します。

また、主要地方道である徳山光線や光上関線、光日積線など幹線道路の整備促進に努めます。

さらに、国道１８８号の無電柱化推進事業等を促進することにより都市環境の整備を進めます。

（２）幹線道路等の整備

国道１８８号を補完する都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線などの整備を促進するとともに、一般県道光井島田線などの地域間を結ぶ県道の整備促進に努めます。

また、地域間を結ぶ補助幹線道路の整備促進に努めます。

（３）生活道路の整備

市民が日常的に利用する生活道路については、道路の拡幅や歩道の改良など、生活者の安全性と利便性に配慮した整備に努めるとともに、道路パトロールの強化等を通じて、点検・補修など、道路施設の適切な維持管理に努めます。

また、幅員狭小路線の安全対策として、待避所の整備などを行います。

（４）地域公共交通の充実

交通事業者等との連携により、市民生活の利便性を高めるバスや鉄道などの公共交通機関の充実を図るとともに、路線の存続に向けて、利用率の向上に努めます。

また、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通を確保するための、新たな交通サービスの導入について検討します。

（５）交通結節機能の充実

J R光駅を中心とした交通結節点としての機能の強化と利便性の向上を図るため、駅駐車場の機械化など、駐車場や駐輪場の充実に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策２ 適正な土地利用と良好な都市景観の形成

【現状と課題】

室積・虹ヶ浜海岸や島田川をはじめ、象鼻ヶ岬や石城山などの豊かな自然は、今を生きる私たちだけのものではなく、未来に守り伝えるべき遺産です。その一方で、都市の活力向上のために市街地化等も求められていることから、本市では、これまで自然環境と都市生活との調和を基本に、秩序ある土地利用の実現に努めてきました。

こうした中、社会経済情勢の変化に対応するため、県内で都市計画区域の再編が進められ、小周防・立野地区が新たに都市計画区域に編入されます。このため、今後は、周南都市計画区域と周南東都市計画区域の二つの都市計画区域を、それぞれ一体の都市に見立て、総合的な整備、開発、保全を進めていく必要があります。

また、本市は、豊かな自然に加えて、海商通りの歴史的町並みや農山村地域の田園風景など、長い歴史や人々の営みの中で育まれた美しい景観を有しています。このため、平成22年に制定した景観条例の理念に基づき、景観行政団体にふさわしい良好な景観の整備・保全が必要です。さらに、市民や事業者の理解を得ながら、目に見える景観だけでなく、音や風など五感を通して感じる、個性と魅力のある景観形成を進めていくことが求められています。

【基本方針】

山・川・海の恵まれた自然環境の保全と都市づくりの調和を図るため、「都市計画マスタープラン」に基づく計画的な土地利用を進めます。

また、歴史的町並みや田園風景などの景観の保全と創造に向けて、市民や事業者と一体となった景観形成の取組みを促進し、本市の個性と魅力を次世代に伝えます。

【政策展開の方向】

（１）適正な土地利用の推進

「都市計画マスタープラン」に基づき、地域の特性に応じた適切な利用規制や誘導のあり方等について検討します。

また、小周防・立野地区が新たに都市計画区域に編入されることから、良好な環境と調和した計画的な土地利用の実現を図ります。

（２）都市景観の創出

景観法や景観条例に基づく「景観計画」を策定し、白砂青松の自然海岸や緑豊かな山々、

歴史的な町並みなど、本市特有の景観の形成と保全に向けた具体的な取組みを進めます。

また、特に景観の保全や誘導が必要な地域については、地域住民の理解と合意のもとで、行為の制限を行うことを検討します。

(3) 景観形成への市民意識の高揚

ワークショップや研修会などを通じて、良好な景観づくりに関する市民意識の醸成を図るとともに、市民や事業者との協働により、地域固有の景観の形成と保全を推進します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策3 市民が憩う公園の整備と緑化の推進

【現状と課題】

都市における公園や緑地は、暮らしに潤いと安らぎを与えるオープンスペースであるとともに、災害時における避難場所や良好な都市景観の形成などの役割を担っています。

本市では、これまで多様な公園・緑地の整備や樹木・花の配布など、花と緑のまちづくりに努めてきました。また、平成14年にオープンした冠山総合公園は、四季を通じて花木を楽しめる憩いの場として定着し、さらに、子育てや健康づくりの場としても広く利用されるとともに、梅まつりや「花まつりシリーズ」の時期を中心に、市内外からの多くの人々で賑わっています。

市民の快適な居住環境を創出していくため、引き続き、公園・緑地などの適正な維持管理に努める一方、地域の身近な公園である街区公園や児童遊園地は、地域住民による維持管理体制づくりを構築していくことが求められます。また、冠山総合公園については、費用対効果を勘案しながら、今後の整備のあり方等について検討を進める必要があります。

さらに、緑に対する市民意識の高揚を図り、市民参加によるまちの緑化を進めていくことが必要です。

【基本方針】

緑豊かなまちづくりを進めるため、「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適正な配置と保全に努めます。

また、花壇コンクールや緑のカーテン、アダプト・プログラム（里親制度）などを展開することにより、市民・事業者との協働による緑化活動の推進に努めます。

【政策展開の方向】

（1）公園の整備

「緑の基本計画」に基づき、防災や人材育成などの視点も加えながら、公園・緑地の適正な配置と保全に努めるとともに、地域住民による維持管理体制の構築に努めます。

また、冠山総合公園については、市民の憩いの場としての機能の充実に努める一方、今後の整備のあり方について検討します。

さらに、光スポーツ公園や大和総合運動公園については、スポーツ・レクリエーションの場として機能の向上に努めます。

このほか、里山等を活用した環境保全型自然公園の整備を検討します。

(2) 緑化の推進

花壇コンクール、誕生記念植樹等の開催など市民参加による緑化活動の推進に努めるとともに、アダプト・プログラム（里親制度）などへの市民や事業所等の参加を促進することにより、身近な公園の環境緑化に努めます。

また、市民参加のもと、公園緑地や街路樹などの適正な維持管理に努めるとともに、公共施設の環境緑化を推進します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策4 快適で潤いのある住宅・住環境の整備

【現状と課題】

本市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、各種の生活基盤も充実した住みよいまちとして高い評価を得ていますが、住まいに対するニーズの多様化をはじめ、住宅団地造成時に建築された住宅の老朽化、住宅団地内の高齢化など、住環境を取り巻く新たな課題への対応が急務となっています。

このため、今後は、高齢者住宅対策や多世代同居の促進など、住宅・住環境の質的向上を図るとともに、大規模地震等に対する安全対策など、災害に強い住環境づくりが必要です。

また、本市には、平成23年4月1日現在、34団地1,254戸の市営住宅がありますが、このうち783戸、約62%が昭和40年代以前に建設されたもので、老朽化が著しく、適切な維持管理と計画的な整備が課題となっています。

人口減少と高齢化が同時に進む中、量的・質的両面からの市民ニーズを十分に把握しつつ、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づく公営住宅の建替えや管理戸数の適正化、段差解消や手すりの設置等によるバリアフリー化など、誰にもやさしく安心して良好な住環境整備を進めていく必要があります。

【基本方針】

本市の特性を活かした良好な住宅・住環境づくりを行うとともに、建築物の耐震化を促進し、若者から高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる住環境の形成に努めます。

また、「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅のストック水準の適正化を図るとともに、誰にもやさしく安心な市営住宅の整備・提供を進めます。

【政策展開の方向】

(1) 住環境の向上

多世代が安心して快適に住み続けられる住環境づくりの支援に努めます。

また、住宅のバリアフリー化や耐震化など、住宅改修に関する相談への適切な指導、助言を行う相談窓口の充実に努めるとともに、市民が取り組む木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援します。

(2) 良質な公営住宅の供給

「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な住宅の建替えや用途廃止を進めるとともに、適切な維持管理により、良質な公営住宅のストック水準の適正化を図ります。

また、段差解消や手摺の設置等によるバリアフリー化など、高齢者や障害者等にやさしい居住環境の整備に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策5 安全でおいしい水の供給

【現状と課題】

昭和20年に、旧光海軍工廠専用水道の施設を引き継いで始まった本市の上水道事業は、現在、第四次水道拡張事業として、「災害等に強い安定性の高い水道」、「安心な水道」を目的に、老朽化した浄水場設備の更新事業を基幹に、配水池築造による安定給水の確保などに取り組んでいます。

島田川の伏流水を水源とする水道水は、良質な水として高い評価を受けるなど、本市の強みの一つとなっており、平成20年に上ヶ原簡易水道を、平成21年には大和簡易水道及び岩屋・伊保木簡易水道を上水道に統合し、各地に安全でおいしい水を配水しています。

水道は、市民生活維持のために最も重要なライフラインの一つであることから、引き続き、安定性の高い水道施設・設備の整備拡充により、配水能力の向上と水質の保全を図ることが必要です。また、施設の老朽化や震災対策が課題となる中、長期的な安定供給に向けて、老朽管の更新や耐震管の導入を推進するなど、危機管理体制を充実することが必要です。

【基本方針】

安全でおいしい水を供給するため、「第四次水道拡張事業計画」に基づき、水道施設・設備の整備や危機管理体制の拡充を図るとともに、未給水地域の解消に努めます。

また、「光市水道光合成プラン」に基づき、事業の透明性の確保と公営企業としての社会的信頼性の向上、さらには、住民の視点に立った安定的な事業経営を図るとともに、検査監視体制の強化など水質の維持管理に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 水道施設の機能強化と水質の維持

水の安定供給を図るため、「光市水道光合成プラン」に基づき、浄水施設の耐震化工事を進めるとともに、老朽化した水道管を耐震管に更新するなど、水道施設の機能強化を図ります。

また、安全でおいしい水を供給するため、検査機器、施設の整備充実を図るとともに、検査監視体制の強化を行います。

(2) 未給水地域の解消と簡易水道の運営

未給水地域対策として、東荷地区における配水施設整備を進めるとともに、給水区域でありながら水道管が敷設されていない地区の管網整備に努めます。

また、牛島簡易水道については、適切な維持管理により安定給水に努めるとともに、受益者負担の見直しを行います。

(3) 広域水道事業の推進

市民への給水サービスが低下しないことを大前提に、本市から周南市熊毛地域への給水の可能性について検討します。

(4) 水道事業の健全化

将来にわたって、水道事業の健全性を確保するため、費用の徹底した削減に取り組むなど最大限の経営努力を行うことを前提に、料金水準の適正化を図るためのシステムづくりを検討します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策6 暮らしを彩る地域情報化の推進

【現状と課題】

コンピュータやインターネットをはじめとするICT（情報通信技術）は、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどの普及・発展と相まって、急速に進展しています。

こうした中、国においては、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会の実現を目指すため、平成27年（2015年）を目途にすべての世帯でのブロードバンド利用を実現するという目標を掲げて、総合的な取組みを進めていますが、一方で、情報端末が幅広い年齢層に爆発的に普及したことにより、機会や能力に伴う情報リテラシーや情報格差などの新たな問題も発生しています。

本市では、ICTを社会の重要な都市基盤と捉え、これまで、地域情報化計画に基づく公共施設の高速ネットワーク化や、地域のブロードバンド化など、ICT環境の基盤整備の推進に努めてきましたが、今後は、情報化社会に対応できる人づくりなど、ソフト面の取組みを進めるとともに、ICTを利活用した市民本位の行政サービスや事務の効率化など、「いつでも、どこでも、誰でも」気軽に利用できる情報通信システムの整備を進める必要があります。

【基本方針】

すべての市民が情報ネットワークやICTの恩恵を享受できるよう、市民の情報リテラシーの向上を図りながら、地域情報化を推進します。

また、行政情報の高度化を進め、事務の効率化や市民サービスの向上に努めるとともに、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

【政策展開の方向】

（1）ICT（情報通信技術）利活用の推進

ICT相談窓口の充実を図るとともに、市民の情報リテラシーの向上を支援するなど、ICTの利活用による市民生活の利便性向上を推進します。

また、ICTの利活用に関する市民ニーズに対応できるよう、ICT講習会の充実を図ります。

（2）電子自治体の推進

行政情報システムの充実や各種申請や届出の電子化の推進などにより、事務処理の効率化と行政コストの削減を進めます。

また、「いつでも、どこでも、誰でも」気軽に利用できる情報通信システムの整備を進めるとともに、ホームページの充実や防災情報等をリアルタイムで提供するメール配信サービス実施など、情報分野における市民サービスの向上に努めます。

(3) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティに対する職員一人ひとりの知識と意識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を強化します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策7 住みよい 安心の島づくり

【現状と課題】

室積港から南東へ8.4kmの瀬戸内海上に位置する牛島には、平成23年3月末現在で69人（住民基本台帳人口）が暮らしていますが、高齢化率78.3%、5年間の人口減少率28.9%と、県内の他の離島と比較しても、高齢化や過疎化は著しい状況です。

島の主要産業である漁業は、水産資源の減少や就労者の高齢化など、厳しい状況にあり、今後も、漁業経営の安定化を図ることが必要です。一方、島民の生活環境については、簡易水道の適正な維持・管理による水道水の安定供給をはじめ、し尿やごみの収集運搬体制の確保などに努める必要があります。

また、牛島憩いの家デイサービスセンターや牛島診療所を中心に、保健・福祉・医療の確保を図るとともに、離島航路の確保に努めるなど、安定した生活基盤を守る必要があります。

今後は、島民の生活環境の向上や安全・安心の確保に努める一方、昔ながらの瀬戸内の原風景や、カラスバト、モクゲンジ等の希少な動植物、近代土木遺産に選奨された藤田・西崎の波止など、島の魅力を活かした島外客との交流などにより、島の振興を図っていく必要があります。

【基本方針】

簡易水道などのライフラインを維持するとともに、離島航路や医療の確保、衛生環境づくり、高齢者の健康づくりや生きがい対策など、生活環境の向上と安全と安心の確保に努めます。

また、牛島の主要産業である漁業の経営安定化や、貴重な自然環境や伝統文化などを活かした交流活動の促進に努めます。

【政策展開の方向】

（1）生活環境の整備

牛島簡易水道の適正な維持・管理を進め、安全な飲料水の確保に努めるとともに、し尿やごみの運搬体制の確保に努めます。

また、健康診断や健康相談の実施をはじめ、介護保険サービスの安定的な提供に努めるとともに、医師の継続的確保など医療体制と救急搬送体制の確保に努めます。

(2) 産業の振興

漁業経営の安定化を図るため、漁業施設の整備充実を図るとともに、後継者の育成支援や、島の産業の活性化を図ります。

(3) 交流事業の推進

モクゲンジ等天然資源の保護や牛島の資源を活用した交流活動を推進するとともに、ホームページや市広報等による牛島の魅力発信に努めます。

また、島民の足の確保するため、引き続き、国庫補助航路の指定確保に努めるとともに、「うしま丸」を活用したツアーの実施など、牛島の活性化と有限会社牛島海運の安定経営を促進します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標 2 自然を守り育むために

政策 1 あらゆる自然と共生した社会の実現

【現状と課題】

本市には、「日本の白砂青松 100 選」や「森林浴の森日本 100 選」などに選定された室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、市民や水鳥の憩いの場である島田川、国指定天然記念物の峨嵋山樹林、石城山県立自然公園等の山々など、貴重で豊かな自然が残されています。

こうした恵まれた自然環境は、市民一人ひとりの生活とともに育まれた故郷の情景であり、かけがえのない財産として、地域住民の主体的な参画のもと、長年にわたり、白砂青松 10 万本大作戦やクリーン光大作戦などの保全活動を展開してきました。一方、自然の力は強大であり、時として市民生活を脅かす存在にもなり得ることを認識しつつ、自然と共生を図ることも必要です。

今後も引き続き、「自然敬愛都市宣言」の理念等に基づき、市民総参加による自然環境の保全と再生に取り組み、次世代に美しい自然環境を継承するとともに、自然とふれあい、学び、ともに生きる機会の創出により、自然を敬愛する豊かな心を育み、潤いとやすらぎのある市民生活を創造することが求められています。

【基本方針】

「自然敬愛基本構想」に基づき、自然海岸や森林、生態系などの豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然資源を有効に活用しながら自然とふれあえる場づくりや水辺を活かした快適な空間を創出し、自然を敬愛する豊かな心を育みます。

また、周辺の自然環境や景観との調和を図りながら、引き続き、海岸保全施設整備事業の推進に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 自然敬愛精神の醸成

市民と自然が共生できる快適で潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、「自然敬愛基本構想」に基づき、市民、事業者、市が緊密な連携と協働による取り組みを進め、地域環境力を高めるとともに、自然環境の保全と再生への自覚と意識の醸成に努めます。

(2) 自然環境の保全

本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、自然敬愛精神に基づき、市民、事業者、市が協働で、山・川・海などの自然環境の

保全、創造、再生を推進します。

また、「日本の森・滝・渚全国協議会」を中心に、東日本大震災で被災した海岸松林等の復旧に取り組み、自然敬愛の輪を全国に広げます。

このほか、高潮対策や侵食対策が課題となっている室積海岸については、引き続き、周辺の自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備を推進します。

（３）自然環境の高度利用

自然環境や生態系に配慮した多自然型川づくり、海岸やため池を活用した水辺空間の創出やレクリエーションエリアとしての森林整備など、自然と人のふれあいの場の確保を図るとともに、自然体験型学習の推進により、自然に対する保全意識の高揚に努めます。

（４）公害防止対策の推進

住みよい生活環境を維持するため、環境監視体制の充実や公害防止協定等の締結を推進するとともに、市民・事業者の公害防止意識の向上に取り組み、事業活動に起因する産業型公害、自動車騒音等の都市・生活型公害の影響の軽減を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 未来に引き継ぐ低炭素社会の構築

【現状と課題】

飛躍的に発達した科学技術と社会経済活動に伴い、人々の生活は物質的に豊かで便利になりましたが、日常生活や経済活動から生じる環境への負荷は増大を続け、その影響は、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模にまで広がっています。

こうした中、わが国では、京都議定書の理念や、平成21年の国連気候変動サミットで表明した削減目標に踏まえた取組みが進められており、国民の間でも、地球温暖化対策の有効手段の一つである自然エネルギーに対する関心が高まっています。

本市では、これまで、「もったいない」という日本古来の精神文化を掲げ、そのシンボルとして「ふろしき」の普及啓発を図るなど、市民の環境意識の向上に努めてきました。また、環境基本条例や「環境基本計画」に基づき、大気や水環境などへの公害の防止や、太陽光を中心とした自然エネルギーの導入など、総合的な環境施策を進めてきました。引き続き、市民や事業者との連携のもと、「もったいない」文化のさらなる浸透や環境教育の充実に努めるとともに、自然エネルギーの普及や省エネルギーの促進など、地域や地球環境への負荷が少ない社会づくりに取り組む必要があります。

また、公害のない住みよい生活環境を維持するため、環境監視体制の強化や公害防止協定の締結などに努める必要があります。

【基本方針】

地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、市の協働による環境教育や環境保全活動を推進します。

また、自然エネルギーの普及や省エネルギーの促進など、低炭素を志向したまちづくりを進めます。

【政策展開の方向】

(1) 環境保全対策の推進

日本古来の「もったいない」文化を継承し、地球環境に負荷が少ないライフスタイルの普及を促進するとともに、市民、事業者、市が連携した環境保全活動や環境教育の推進を図るなど、地球・地域の環境保全に向けた取り組みを強化します。

また、環境問題に対する国の動向や市民意識等を踏まえ、新たな「環境基本計画」の策定に取り組めます。

(2) 地球温暖化対策の推進

本市の特性を生かした地球温暖化対策として、市内への太陽光発電システムの普及を促進するとともに、太陽光以外の自然エネルギーについても、本市への導入、実用化の可能性を検討します。

また、緑のカーテンの普及を促進するとともに、エコカーや省エネ型街路灯への転換など、省エネ製品の導入を推進します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策3 地域から取り組む循環型社会の構築

【現状と課題】

戦後の高度経済成長以降、わが国では大量生産・大量消費・大量廃棄の時代が続き、国民生活は便利で豊かになりましたが、一方で、廃棄物の発生量の増大や最終処分場の確保の問題、不法投棄の増大などへの対応が喫緊の課題となっています。

こうした中、わが国では、「第二次循環型社会形成推進基本計画」に基づく、リデュース・リユース・リサイクルの3Rや、環境に配慮したライフスタイルの見直しなど「循環型社会」の形成に向けた取組みを加速しています。

本市では、これまで、「一般廃棄物処理基本計画」などに沿って、廃棄物の発生抑制のための普及啓発活動などを進めるとともに、「えこぱーく」を活用した廃棄物の効率的処理や再資源化を推進してきました。

今後は、こうした環境意識のさらなる醸成を図り、市民、事業者、行政が、適切な役割分担のもと、地域における3Rの推進に取り組んでいくことが必要です。

また、経済的インセンティブを活用したごみの発生抑制や再利用の促進を図るための手法として、ごみ処理手数料の有料化について検討を進める必要があります。

【基本方針】

持続可能な循環型社会の構築を目指して、市民・事業者と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や再資源化など、3Rの取組みを推進するとともに、ごみ処理の複雑化や高齢化に対応するため、市民ニーズに的確に対応できる収集サービスの充実に努めます。

また、家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみリサイクルを推進します。

【政策展開の方向】

(1) ごみの発生抑制

「ごみの行方」見学ツアーや環境学習、ごみカレンダー等を活用した市民の意識啓発を進めます。

また、エコショップ認定制度の充実など事業者の自主的な取組みを促進するとともに、不用品交換システムの充実を図ります。

このほか、ごみの発生を抑制するための手法の一つとして、ごみ処理手数料の有料化について検討を進めます。

(2) 再資源化の推進

「エコぱーく」を拠点に、ごみの再資源化を進めるとともに、家庭から排出されるごみの多くを占める生ごみのリサイクルを推進します。

また、紙製容器包装の再資源化を促進するとともに、地域で取り組む資源回収等を支援します。

(3) 廃棄物適正処理の促進

一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物の適正処理に努めるとともに、出前講座やごみカレンダー等を活用したごみの正しい分け方、出し方に関する普及啓発を進めます。

また、関係機関等との連携を図りながら不法投棄監視体制の強化に努めます。

(4) 時代に対応した対策の推進

ごみ処理の複雑化や高齢化の進行などに対応するため、粗大ごみ等の個別収集など、住民ニーズに的確に対応できるサービスの充実に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策4 衛生的な生活環境の確保

【現状と課題】

健康で快適な生活環境の確保のみならず、河川や海など公共用水域の水質の保全、さらには、生態系の維持などにも重要な役割を果たす下水道は、生態系の一員である私たちが日常生活や生産活動を営む上で必要不可欠な都市基盤です。

本市では、島田川流域と室積・虹ヶ浜海岸を含む瀬戸内海の水質保全を目的に、本市と周南市（旧熊毛町）、岩国市（旧周東町、旧玖珂町）を対象とした周南流域下水道事業と整合を図りながら公共下水道の整備を進めるとともに、計画区域外の地域における汚水処理対策として浄化槽の設置を促進しており、平成23年3月末における下水道の普及率は74.3%、汚水処理人口普及率は80.4%となっています。

公共用水域の水質保全と快適な生活環境を創出するため、引き続き、下水道会計の財政健全化との両立を図りながら、計画区域の整備を計画的に推進するとともに、認可区域外の地域や、認可区域内であっても下水道整備が当面見込まれない地域の汚水処理対策のあり方について、検討を行う必要があります。

【基本方針】

公共用水域の水質保全と市民の生活衛生環境の向上を図るため、公共下水道の計画的な整備を図り、水洗化を促進します。

また、下水道会計の財政健全化に向けた取組みを進めます。

【政策展開の方向】

（1）流域関連公共下水道事業の推進

「下水道整備計画」に基づき、公共下水道の計画的な整備を図り、水洗化を促進するとともに、緊急度の高い地域から雨水渠の整備など雨水排水対策を進めます。

また、老朽化した管渠等の計画的な補修を実施するなど、施設の長寿命化に努めます。

（2）下水道事業の経営の安定化

使用料の適正負担を確保するとともに、浄化センター等の施設の効率的な維持管理に努めるなど、下水道事業の経営安定化に努めます。

（3）計画区域外の処理対策の充実

計画区域外の処理対策として、浄化槽の設置等を促進し、公共用水域の水質保全と良好な生活環境の維持に努めます。

(4) 水環境の保全

生活排水による水質汚濁を防止するため、使用済み食用油や調理くずの適正処理、洗剤の適正使用などを促進するとともに、地域住民による水質浄化に向けた実践活動を促進します。

また、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集を行うとともに、処理施設における排出水の適正な処理を推進し、公共水域における水環境の保全に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標3 安全な暮らしを守るために

政策1 想定外をも想定した地域防災対策の推進

【現状と課題】

狭い平野部に人口が集中するわが国では、都市化の進展や山林の開発等と相まって災害の多様化・複雑化が進んでいます。一方、東日本大震災を契機に、防災に対する市民の関心は大きく高まっており、災害に強いまちづくりに加えて、災害発生時における迅速かつ的確な応急対策の確立が課題になっています。

本市では、台風や集中豪雨による浸水、土砂災害に伴う被害に加えて、台風による高潮災害や大雨による島田川の氾濫、土砂災害等が危惧されるとともに、最大で震度5強の揺れが想定される東南海・南海地震や津波など大規模災害を想定した対策も求められています。

こうした中、今後は、国や県の動向等も視野に入れながら、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策などの総合的な防災体制の整備、充実や公共施設等の耐震化を図るとともに、市民一人ひとりの防災意識のさらなる向上や、高齢者、障害者などの災害時要援護者への支援などを含めて、地域の防災力を高めていくことが必要です。

さらに、大規模災害を想定し、県や消防等との連携による広域的な応援・受援体制の推進や、災害ボランティアの応援・受援体制も踏まえた防災体制を構築していくことが必要です。

【基本方針】

風水害、地震等の自然災害や産業災害など、あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策などの総合的な防災対策を進めます。

また、適切な枠割分担のもと、地域の防災力の向上に努めるとともに、災害情報の収集や伝達、災害時要援護者に配慮した対策を推進します。

さらに、広範囲にわたる風水害や大地震などの災害警戒・発生時においては、県や防災関係機関、各種福祉団体等との連携に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 防災意識の醸成

「自助」「共助」などを基本に、ハザードマップや出前講座、防災センター「あんしんネット光」などを活用しながら、防災に関する意識や知識の普及・啓発を進めます。

また、災害発生時において、市や防災関係機関及び住民それぞれが、迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災研修や防災訓練を実施します。

(2) 防災コミュニティの育成と連携強化

地域の被災を軽減するため、自主的な「共助」による防災活動を推進し、自主防災組織等の育成・支援を進めるとともに、民生委員と連携を図り、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難援助体制の整備に努めます。

また、被災生活や復旧・復興をより円滑に行うため、災害ボランティアの育成・指導に努めます。

(3) 防災体制の整備充実

本市で想定される災害の規模等を検証し、「地域防災計画」の見直しを行うとともに、災害時における各種マニュアルの充実を図ります。

また、防災関係機関等と連携しながら、災害関連情報の収集や災害時要援護者に配慮した避難準備の情報提供が的確に展開できる仕組みを整備します。

さらに、避難生活物資・資機材等の計画的な備蓄や各種応援協定の締結に努めるとともに、災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止などを図りながら、大規模災害対策の充実に向け、広域的な受援体制の確保や、災害ボランティアの受け入れ体制の整備を進めます。

(4) 災害に強い都市基盤の整備

災害時の防災拠点や避難場所の確保・整備を進め、河川改修や高潮対策、砂防・地すべり防止事業等の推進や危険ため池の整備などとともに、災害対策の拠点となる市役所本庁舎の耐震化をはじめ、公共施設等の防火・避難対策やバリアフリー化の推進、避難場所の確保、整備に努めます。

また、災害時の市民の迅速な避難行動を支援するため、防災行政無線の整備を進めるとともに、上下水道などライフライン事業者との連携強化を図り、防災力の向上に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 まちの安全を守る消防・救急体制の充実

【現状と課題】

近年、都市化の進行や建築物の高層化等により、火災や自然災害の多様化・複雑化が進むなど、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、本市では、高規格救急自動車や救助工作車、防火水槽をはじめとした消防防災施設・設備の整備を進めるなど、消防力の充実強化を図ってきましたが、多様化・複雑化・大規模化する災害から市民の生命と財産を守るため、引き続き、消防施設の計画的な更新や災害予防の普及啓発などに取り組む必要があります。

また、救命率のさらなる向上を図るため、救急救命士の育成や救急・救助隊員の教育訓練、また関係機関との協力体制の強化を図るとともに、高齢者をはじめとする災害時要援護者等に配慮した対策の推進やAED（自動体外式除細動器）の普及を進めていくことが必要です。

さらに、消防救急無線のデジタル化など時代に即した取組みを進めるとともに、消防広域化への適切な対応が求められています。

【基本方針】

市民の生命や財産を災害から守り、誰もが安心して暮らせるよう、消防用施設・資機材の年次的な整備や消防・救急体制の充実・強化を図るとともに、各種災害を想定した訓練の実施や建物等の防火安全対策の推進、消防団の育成強化など、市民の自主的な防災活動の促進に取り組みます。

また、医療機関との連携を強化し、救急搬送体制の確保と救急業務の高度化を図るとともに、一般市民による応急手当の普及等により、救命率の向上を目指します。

【政策展開の方向】

（1）予防行政の推進

年間計画に基づき、建築物や危険物施設への立入検査を実施し、関係者の意識高揚を図り、建物や設備の安全対策の強化に努めます。

また、市民を対象とした火災予防イベントや防災教室、防火管理者講習会、救命講習を実施するなど防災意識の普及に努めるとともに、一般住宅への住宅用火災警報器の設置に向けた取組みを強化します。

さらには、高齢者等の住宅防火対策として、寝具類等の防炎化や住宅用防災機器の普

及促進を図ります。

(2) 消防用施設・資機材の整備

防火水槽の設置や各種消防用資機材の計画的な整備・更新を行い、災害現場で活動する消防隊、救急隊、救助隊等の装備の充実に努めます。

また、電波法の改正に伴い、新たな通信連絡体制を確立するため、消防救急無線のデジタル化を図ります。

(3) 消防体制の充実強化

定期的に職員の非常参集・初動対応訓練を行い、災害発生時の円滑な初動を確立するとともに大規模災害が発生した場合における緊急消防援助隊などの受入体制(受援計画)を整備し、あらゆる災害に即時に対応できる体制づくりに努めます。

また、消防本部、消防署及び消防団等の連携を強化し、より効果的な消防活動を行えるよう、合同訓練を実施します。

(4) 救急救命体制の充実強化

救急救命士の養成を推進するとともに、最新の知識技術の習得や、高規格救急自動車及び高度救命処置資機材の整備充実に加え、AEDの整備促進と市民への研修の充実に努めます。

また、複雑・大規模化する災害に対応できる高度な救助技術を習得した救助隊員を養成するため、平時から救助資機材の取扱いや、各種災害を想定した訓練を実施し、救助・救急体制の整備に努めます。

(5) 消防団の強化育成

消防団員の確保を図るため、地域内事業所との連携により、青年層、女性層を対象とした消防団への参加促進を図るとともに、消防団無線等の施設・設備の整備充実による通信連絡体制の確立や団員の教育訓練の充実に努めます。

また、地域の防災力を高めるため、自主防災組織未整備地区における組織づくりを推進するとともに、防災センターを活用した市民の防災意識の啓発や救命講習の開催など、市民の自主的な防災活動を促進します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策3 暮らしを守る地域安全活動の推進

【現状と課題】

刑法犯の認知件数は減少傾向が見られる一方で、全国的に犯罪の低年齢化や凶悪化、無差別化などが進んでおり、犯罪のない、安全で安心して生活できる地域社会の実現は、市民共通の願いです。

こうした中、本市では、平成20年9月に、「安全・安心都市宣言」を行い、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通認識のもと、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、関係機関と一体となった地域防犯活動や防犯環境づくりなどを進めてきました。

地域では、各地区の公民館や老人クラブ等による子どもの見守り活動など、市民の自主的な活動が活発に展開されていますが、引き続き、地域の安全体制の強化に努めるとともに、家庭や学校、地域が一体となって子どもたちの安全確保対策を推進する必要があります。また、悪質商法や振り込め詐欺など、高齢者に関わる犯罪、事故を未然に防止するための防犯・保護活動を推進することも求められています。

さらに、様々な緊急事態を想定した、危機管理対策に取り組むことが必要です。

【基本方針】

「安全・安心都市宣言」の理念のもと、子どもからお年寄りまで、すべての市民が安全で安心して生活できるまちを実現するため、警察等関係機関との連携のもと、協働による地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域安全体制の強化に努めます。

また、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・保護活動を推進するとともに、少年非行防止活動の推進に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 地域安全体制の強化

安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえ、市民との協働や関係機関との連携により、暴力の追放運動や地域ぐるみの防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域における防犯などの自主的な地域安全組織の育成と活動を支援します。

また、警察等関係機関や自治会との連携のもと、見守り活動を促進するとともに、防犯灯の設置や維持管理の支援などにより、児童生徒等の安全の確保に努めます。

(2) 高齢者対策の充実

高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止するため、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・保護活動の促進に努めます。

また、地域安全活動への取組みを強化するとともに、悪質商法や振り込め詐欺等による被害を防止するための啓発等を進めます。

(3) 青少年の非行防止

家庭や学校、地域が一体となった非行防止活動の推進や、非行の早期発見などに努めます。

(4) 国民保護計画による危機管理対策

外部からの武力攻撃及びこれに準ずるテロ等の緊急事態に対処するため、「国民保護計画」に基づき、国民保護措置の総合的な推進に取り組みます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策4 人最優先の交通安全活動の推進

【現状と課題】

モータリゼーションが進展する一方で、高齢化の影響により、道路交通を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、交通事故による犠牲者の数は、災害や犯罪等に比較しても圧倒的に多く、交通安全の確保は、安全で安心な社会を実現していくための大きな要素となっていますが、交通安全意識や交通マナーの欠如が引き起こす重大事故が、大きな社会問題になっています。

本市では、正しい交通ルールや交通マナーを身につけてもらうため、各年齢層に応じた交通安全教育や、市民、各種団体と一体となった交通安全運動を展開するとともに、警察等関係機関との連携のもと、交通事故多発地点や交通危険箇所への交通安全施設の整備や交通規制の強化等を実施してきました。この結果、人身事故の発生件数は減少傾向にありますが、その一方で、高齢者が被害者になる割合は年々高まっています。

引き続き、高齢者や子どもなど人優先の立場に立った交通安全対策を強化するとともに、人命尊重の観点から、相互理解と思いやりをもって行動する交通安全社会の構築を目指していく必要があります。

【基本方針】

警察等関係機関との連携のもと、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域における交通安全教育の推進など、交通安全活動の推進に努めます。

また、高齢者や障害者などの交通弱者に配慮した交通安全施設の整備や交差点等の改良の促進など交通安全対策の強化を図るとともに、交通事故被害者の救済に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 交通安全意識の高揚

市民一人ひとりが交通安全を自らの課題として捉えることができるよう、交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域において、幼児から高齢者まで幅広い市民を対象に、参加、体験、実践型のきめ細かな交通安全教育を推進します。

また、各種交通安全関係団体の活動支援や、指導者の育成・確保に努めるとともに、警察等関係機関と連携し、緊急車両の通行を妨げる違法駐車等、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対して、交通指導に努めます。

さらに、警察等関係機関、事業者等との連携のもと、飲酒運転防止に関する意識の啓発と取締りの強化を促進します。

(2) 交通環境の整備

道路パトロール等の実施により、交通事故の危険性が高い箇所の把握と点検に努め、必要な安全策を講じます。

また、高齢者や障害者等の交通弱者や歩行者、自転車等利用者の安全を確保するため、信号機、防護柵、カーブミラー等交通安全施設の整備促進に努めるとともに、歩道の設置や交差点等の改良整備に努めます。

(3) 交通事故被害者の救済

交通遺児に対する援護の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、複雑化・多様化する交通事故相談への適切な対応を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策5 安心できる消費生活の実現

【現状と課題】

高度情報化、国際化、高齢化の進展など消費者を取り巻く環境が急速に変化する中、様々な商品やサービスが提供される一方で、誇大広告や悪質商法による被害が急増しています。さらに、食品偽装や架空請求、インターネットを利用した電子商取引による被害など、消費者問題は一段と複雑化・多様化しています。

こうした中、本市では、消費者利益の擁護と消費生活の安定、向上を図るため、平成21年4月に設置した消費生活センターに専門の相談員を配置し、被害者の救済に努めるとともに、ホームページ等を活用した情報提供や出前講座等を通じた啓発活動を進めています。

時代とともに複雑化・多様化が進む消費トラブルに適切に対応するため、引き続き、関係機関との連携のもと、様々な消費者問題に柔軟に対応できるよう相談機能の拡充を図るとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、意識啓発や的確な情報の提供を進める必要があります。

【基本方針】

市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費生活センターを中心に、消費生活相談機能の充実など消費者の自立の支援の促進に努めるとともに、生活情報や学習機会の提供など消費者意識の高揚を図ります。

また、消費者団体の育成や支援に努め、市民の自主的活動を促進します。

【政策展開の方向】

(1) 消費者の安全・安心の確保

消費者利益の擁護と増進のために、国・県等の関係機関と協力し、製品や食品の安心・安全に関する情報提供や食に関する講座の充実を図るなど、消費者の安全・安心の確保に努めます。

(2) 消費者の自立の支援

市広報や出前講座等を通じて、悪質商法やクーリング・オフ制度など、消費生活に関する情報の提供や啓発活動を行うとともに、消費者教育を受ける機会の拡充を図ります。

また、消費者団体の育成・支援を図り、自主活動の促進に努めます。

(3) 消費生活相談の充実

消費生活センターの相談体制等の機能の充実や相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、多様化する消費生活相談に適切に対応します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標 4 優れた価値を生み出すために

政策 1 地域資源を活かした農業の振興

【現状と課題】

国際化や産業構造の変化、少子高齢化の進展などに伴い、輸入農作物の増加や若者の農業離れが進み、わが国の農業や農村は、農地の荒廃、農業従事者の高齢化、農村の疲弊など、たいへん厳しい状況に直面しています。

こうした中、国においては、食糧供給に加えて、自然環境の保全、水源のかん養など農業・農村が有する様々な機能や価値を全ての国民が共有し、国民全体で農業を支えていく社会を創造するため、平成22年3月に、新たな「食糧・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率の向上対策や地産地消、意欲ある農業経営者の育成支援などを推進しています。

本市においても、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大などが課題となっていることから、平成23年7月に開設した農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、地産地消の推進や地域農業の振興に向けた新たな取組みを始めるとともに、村づくり交付金事業を活用した基盤整備や新規就農者の育成支援などを進めています。

引き続き、「里の厨」を中心に、生産流通体制の確立や地産地消を推進するとともに、農業経営の安定化や新規就農者の一層の掘り起こしを進めていくことが必要です。

【基本方針】

生産・生活基盤の整備をはじめ、集落営農の確立による経営の安定や環境にやさしい農業の推進など、特色ある農業の展開を図るとともに、新規就農者の掘り起こしに努めます。

「里の厨」を中心に、地域の特性を活かした特産品や加工品の開発を促進するとともに、地場産農産物の生産流通体制を確立し、地産地消の推進を図ります。

【政策展開の方向】

(1) 生産・生活基盤の整備

農地の高度利用や生産性の向上を図るため、農村振興総合整備事業による集落道や農業用排水路の整備など、農業生産基盤や生活基盤の整備を進めます。

また、集落全体で行う農道や排水路の保全管理活動など、農村環境の保全や農業基盤施設の長寿命化を図るための活動を支援します。

(2) 経営の安定化

農業生産を担う集落営農組織の育成や、農地利用の高度化、効率化を進めるとともに、鳥獣被害の防止対策などにより、農業経営の安定化を図ります。

また、農業協同組合等との連携による安定的な流通ルートの拡大や、「里の厨」を中心とした、新たな流通チャンネルの創出を図ります。

(3) 地産地消の推進とブランド化

「里の厨」を中心に、地元産農産物の地産地消や、学校給食への提供など業務利用の促進に努めるとともに、農産物のブランド化や新たな特産品等の開発を推進します。

また、様々なイベントや農業体験を通じた生産者と消費者の交流を促進するとともに、無（減）農薬栽培等による安全で安心な農産物の栽培を進めます。

さらに、地産地消のさらなる推進を図るための新たな計画を策定します。

(4) 後継者の育成

県や関係機関等と連携を図りながら、認定農業者や新規就農者の確保、育成に取り組みます。

また、就農者を受け入れる農業法人等に対する経済的支援を行うなど、意欲のある若者や退職帰農者の掘り起こしと受け入れ体制の整備に努めるとともに、就農者や就農希望者への相談・支援体制の構築を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 地域資源を活かした林業の振興

【現状と課題】

わが国の国土の3分の2を覆う森林は、林産物の供給に加えて、水源の涵かん養、山地災害の防止など、国民生活に様々な恩恵をもたらすことから「緑の社会資本」と言われています。

本市は、市域の約53%を森林が占めており、様々な公益的機能に加えて、森林浴に代表される保健保養機能や健康増進にも寄与するなど、豊かな市民生活を送る上で重要な役割を果たしています。

こうした中、本市では、これまで、「森林整備計画」に基づく計画的な森林施業の実施など各種事業を推進するとともに、植樹体験等を通じて森林の保全と再生に向けた市民意識の醸成を図ってきましたが、引き続き、適切な森林整備や施業体制の確立を図るとともに、後継者の育成や特用林産物生産の促進など、林業の振興に努めることが必要です。

また、森林の荒廃や竹林の拡大が進む中、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、竹の伐採や森林の管理など市民との協働による取組みが必要です。

【基本方針】

林業振興を図るため、計画的な森林整備の推進をはじめ、施業体制の確立と後継者の育成、特用林産物生産の促進に努めます。

また、森林が持つ多面的、公益的機能を保持するため、自然環境に配慮した健全な森林資源の整備に努めるとともに、市民とのふれあいの機会を創出することにより、森林の保全に向けた市民意識の高揚を図ります。

【政策展開の方向】

(1) 森林整備の推進

安定した森林資源の確保や安定供給を図るため、森林組合と密接な連携を図り、森林整備総合事業による計画的な造林・保育等の森林整備に努めます。

また、森林や林道の計画的な整備を進めるとともに、環境林の保全育成による、景観の向上や森林とのふれあいの場づくりに努めます。

さらに、山地災害の防備、水源のかん養、生活環境の保全など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安林の整備に努めます。

(2) 施業体制の整備

森林組合の体質強化と指導体制の充実により、総合的な森林施業の合理化・効率化に努めます。

また、林業の生産性の向上を図るため、地域ぐるみの共同施業を促進し、組織的、計画的かつ効果的な森林施業を推進します。

(3) 後継者の育成

林業体験等を通して、林業への認識を深めるとともに、広域就労による雇用の安定化、事業者の安全管理体制の強化や機械化による就労条件の改善、労働安全衛生の確保を図るなど、若年従事者の参入促進に努めます。

また、しいたけ、たけのこ、竹炭等の特用林産物の生産技術向上、組織化等を進め生産量の拡大を促進し、多面的な林業振興に努めます。

(4) 森林の活用と保全意識の醸成

身近な森林の中での森林体験や健康の増進、体力づくり等、市民に親しまれ利用される森林づくりに努めるとともに、学校教育や生涯学習等を通じて、自然敬愛の思想や森林の果たす公益的機能の理解を深め、森林の保護保全に向けた意識高揚を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策3 地域資源を活かした水産業の振興

【現状と課題】

本市の水産業は、近年、漁業就業者の減少や高齢化をはじめ、漁場環境の悪化や水産資源の減少、さらには輸入水産物の増加による魚価の低迷など、厳しい環境に直面しています。

このため、引き続き、後継者の育成に努めるとともに、中間育成や放流などによる「つくり育てる漁業」と水産資源を保護・管理しながら漁獲量の安定化を図る「資源管理型漁業」の推進に努めるとともに、新規就業希望者の研修育成に対する支援をしていく必要があります。また、地元産水産物の消費拡大のため、新たな販売ルートの確立や地産地消の推進なども求められています。

一方、漁業生産活動の基盤となる漁港整備については、昭和33年から順次整備を続けていますが、漁業従事者の高齢化に対応した就労環境の改善と漁港施設機能の向上を図るため、光漁港広域漁港整備事業などを進めてまいります。

また、海洋レジャーの人気の高まる中、近年増加しているプレジャーボートとの利用調整を図り、適正な漁港施設の維持管理や利用に努めることが必要です。

【基本方針】

水産業の振興を図るため、漁港をはじめとする生産・生活基盤の整備を進めるとともに、資源管理型漁業や地産地消の推進、水産物のブランド化による付加価値の向上など、経営安定化と後継者の育成に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 生産・生活基盤の整備

漁業施設の機能強化や、漁業従事者の高齢化に対応した就労環境の創出を図るため、光・牛島漁港の施設の整備に努めるとともに、関係者との協議により、プレジャーボート等との漁港内の適正な利用計画の調整を促進します。

(2) 経営の安定化

漁業振興基金の有効活用や漁業近代化資金の利子補給により、漁業経営の安定化を図るとともに、山口県漁業協同組合光支店・牛島支店の組織の強化と活性化を促進します。

また、地元産水産物の消費拡大のため、新たな販売ルートの確保や加工品づくり、ブランド化による付加価値の向上を図るとともに、「さかなまつり」などの開催を通じた、

魚食普及活動や地産地消の推進に努めます。

(3) 後継者の育成

県や漁協と連携して、新規漁業就業者の確保を進めるとともに、就業希望者の長期技術研修等を支援します。

また、漁港整備などによる漁業就労環境の改善と向上に努め、高齢者にやさしい就労環境の実現に取り組むとともに、青壮年部や女性部活動への支援を通じて、漁業技術や文化の伝承など高齢者が生きがいをもてる漁業活動の場づくりを進めます。

(4) 資源管理型漁業の推進

資源管理型漁業の推進により、持続的な漁場利用と水産物の安定供給に努めるとともに、光・熊毛地区栽培漁業センターによる水産種苗の中間育成放流事業への支援を通じて、つくり育てる漁業の推進を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策4 にぎわいに満ちた商業・サービス業の振興

【現状と課題】

少子高齢化など社会状況の変化に伴う消費者ニーズの多様化、規制緩和等を背景とした大型店や郊外型店舗の出店、流通経路の短絡化、インターネットによる電子商取引の増加に加え、経営者の高齢化や後継者不足などにより、地域の商業・サービス業を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、歴史的経緯や地理的制約から商店会が各地区に分散し、核となる商業ゾーンの形成が課題でしたが、平成7年の浅江地区への大型店の進出を皮切りに、近年、島田地区や浅江地区、室積地区へのショッピングモールの進出が相次いでいますが、隣接する下松市をはじめ市外・県外を買物先に選ぶ人が増加傾向にあるなど、市民の購買動向には変化が見られます。こうした中、今後は、地域特性を活かした魅力ある商店の育成をはじめ、商工会議所や商工会との連携のもと、商業経営の近代化を図るとともに、消費者ニーズに対応した商業の振興に努める必要があります。

一方、高齢化が進む中、小売商業の廃業や地域のスーパーの撤退なども相次いでおり、市民生活への影響も懸念されることから、交通手段を持たない高齢者等を対象とした商品の宅配などを、商業・サービス業の振興につなげていくことも求められます。

【基本方針】

市民の利便性を高める商業・サービス業の振興を図るため、地域の特性を活かした魅力ある商店会の育成をはじめ、商工会議所や商工会との連携のもと、商業経営の近代化を促進するとともに、消費者ニーズに対応した商業の振興に努めます。

また、超高齢社会に即した多様なサービスを、地域の商業やサービス業の振興につなげるための仕組みづくりに努めます。

【政策展開の方向】

(1) 魅力ある商店の育成

商工会議所や商工会と連携し、魅力ある商店の育成と連携強化を推進するとともに、高齢者など交通弱者にもやさしい商業環境の形成を図り、地域商業の体質強化と活性化を促進します。

また、地域におけるイベントの実施や地元商店での購買を促進することにより、機能分担と連携・交流による市域全体の商業機能の高度化と地域活性化を進めます。

(2) 商業経営の近代化の促進

商工会議所及び商工会による指導体制の強化を図るとともに、専門家による経営診断や経営指導を進め、新規起業家や将来の商業を担う人材の育成を図ります。

また、経営能力の向上と経営体質の改善に向けた指導・相談の充実や、融資制度の展開による経営支援に努めます。

さらに、高齢者等の日常生活を支援するための商品宅配サービスなど、消費者ニーズに対応した新たな取組みを検討します。

(3) サービス業の育成

情報サービス業やリース業など、事業所サービス業の育成や山口県ソフトウェアセンターの運営を支援することにより、地域経済の活性化と地域産業の高度化を促進します。

また、超高齢社会における市民ニーズに対応した福祉サービス業や生活支援サービスなど、多様なサービス業の育成と振興に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策5 豊かな生活を支える工業の振興

【現状と課題】

本市の臨海部には、鉄鋼・薬品の2大企業を中心とする大規模な工場が集積しており、本市の安定的な発展を支えています。また、内陸部に開発した周防工業団地や大和工業団地への企業進出も進んだ結果、本市の工業は順調な推移を続けていましたが、「100年に1度」と例えられる世界的な経済金融危機以降は状況が一転し、平成21年の製造品出荷額は約3,499億円と、ピークである平成19年の約53%の水準まで落ち込むなど、厳しい状況が続いています。

本市では、これまで、事業所設置奨励条例に基づく支援制度の拡充や緊急経済対策としての中小企業への金融支援など、基幹工業や地域工業の振興に努めてきましたが、地域経済の先行きは依然として不透明であることから、引き続き、鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、地元企業の体質強化に向けた経営支援や金融制度等の拡充を図ることが必要です。

また、工業構造の多様化により総合的な工業力を高めるとともに、就労機会の拡大や雇用の安定のため、幅広い分野からの企業誘致や起業化の支援が求められています。

【基本方針】

活力ある地域社会を形成するため、本市の基幹工業の一層の振興や地場企業の高度化をはじめ、多様な工業の創出や中小企業の育成・強化を支援することにより、地域工業の振興に努めます。

また、幅広い分野からの企業誘致や起業化の支援のほか、道路網の整備や工業用水の安定供給など基盤整備の推進に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 基幹工業と地域工業の振興

鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、企業と連携のもと、転勤者等に対するきめ細かな行政情報の提供などの支援に努めます。

また、商工会議所・商工会等との連携のもと、中小企業の組織化、協業化、技術交流等を促進し、経営の近代化を図るとともに、経営診断や経営相談による生産技術の高度化等の支援に努めます。

さらに、財団法人周南地域地場産業振興センターとの連携のもと、中小企業の新商品・

新技術の開発や販路の開拓を側面的に支援します。

(2) 新しい工業の創出と企業誘致の促進

工業構造の多様化を図るため、異業種交流、融合化等の事業活動を促進し、新規工業の育成を支援するとともに、高度情報通信基盤を活用したSOHOなど新分野における起業化への支援に努めます。

また、ひかりソフトパーク関連企業や基幹工業関連企業を中心に、企業や関係団体との連携のもと、積極的な企業誘致活動を展開するとともに、市内への事業所設置や雇用の拡大等を促進するため、優遇措置等による支援を行います。

(3) 基盤整備の推進

物流の基幹となる道路網の整備促進や、工場用水の安定的供給など基盤整備に努めるとともに、山陽自動車道熊毛インターチェンジへのアクセスに優れた周防、大和工業団地周辺等における新たな工業団地の可能性について、中・長期的視点から調査・研究を進めます。

また、住工近接地域においては、工場緑化の推進や周辺環境の整備を促進するとともに、住工分離の促進に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策6 安心して働ける雇用・就業環境の充実

【現状と課題】

産業構造の変化や経済のグローバル化に伴って非正規雇用が増加するなど、就労形態が多様化する一方、景気動向に影響される雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いています。

また、少子高齢化や女性の社会進出など社会環境が変化する中、若者や女性、働く意欲のある高齢者、さらには、障害者の雇用機会の拡大など、働く環境の充実に向けた総合的な対応が求められています。

本市では、関係機関との連携のもと、これまで就労・雇用に関する相談窓口や情報提供の充実、シルバー人材センターを中心とした高齢者の就業機会の確保などに努めてきましたが、引き続き、多様な就労機会の拡大や雇用の安定に向けた取組みを総合的に進めていく必要があります。

また、中小企業における勤労意欲の高揚、勤労者の定着化、雇用の促進を図るため、勤労者福祉共済制度や中小企業退職金共済制度等の普及に努めるとともに、勤労者の福利厚生向上に努めることが必要です。

【基本方針】

全ての勤労者が自己の能力を十分に発揮し、生きがいをもって、安心して働ける労働環境を創出するため、雇用に関する相談窓口や情報提供の充実など、関係機関との連携のもと雇用の確保と安定に努めます。

また、中小企業勤労者の福利厚生向上を促すとともに、職業能力の開発のため、職業訓練、技能取得の機会の拡充を図ります。

【政策展開の方向】

(1) 雇用の確保と安定

関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口や就労・雇用に対する情報提供の充実を促すとともに、勤労者の能力向上のための職業訓練や技能修得の機会の拡充に努めます。

また、関係機関との連携のもと、雇用に関する相談や就労・雇用に関する情報提供を充実し、若者をはじめ、女性や高齢者、障害者に対する雇用の拡大を促進するとともに、IT講習など、職業能力の開発と向上に向けた職業訓練や知識習得機会の拡充に努めま

す。

(2) 勤労者の福利厚生の充実

勤労者福祉共済制度や中小企業退職金共済制度などの普及や、労働福祉金融制度の充実など、中小企業勤労者の福祉の向上と生活の安定に努めるとともに、各種労働団体が行う労働福祉事業、勤労者育成事業等への支援に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標5 地域の魅力を活かすために

政策1 自然や歴史とふれあう観光振興

【現状と課題】

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、市民の観光志向は、従来の団体中心の「見る」観光から、個人・小グループを中心とする「食べる」「遊ぶ」「学ぶ」「滞在する」参加体験型の観光へと大きく変化しています。

本市には、西日本屈指の海水浴場である室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、冠山総合公園や伊藤公記念公園、石城山神籠石や海商通りなど、自然や歴史・文化に育まれた多くの観光資源を有しており、年間約70万人の観光客が訪れていますが、こうした観光拠点のネットワーク化の段階までには至っておらず、既存の観光資源の魅力向上や潜在的な観光資源の掘り起こしなどが課題となっています。

このため、今後は、観光客に「選ばれる観光地」となるよう、新たな観光資源の開発や固有のブランドイメージの創出、周辺市町との広域的な連携などにより、多様な観光ニーズへの対応を図る必要があります。

また、テーマや物語性を持たせた観光拠点のネットワーク化や、地域の魅力を活かした独自の観光プログラムの展開により、回遊性を高め、観光客の滞在時間の延長を促していくことが求められます。

【基本方針】

「観光基本構想」に基づき、自然や歴史・文化に育まれた多くの観光資源を有効に活用し、テーマや物語性を持たせた観光拠点のネットワーク化を促進します。

また、地域の観光資源の魅力の向上や、光ブランドイメージの創造を通じて、観光PRを推進し、地域の活性化につなげていきます。

【政策展開の方向】

(1) 観光資源の創出とネットワークの形成

冠山総合公園、伊藤公記念公園などの観光拠点の活用を促進するとともに、室積・虹ヶ浜海岸など豊かな自然、そして第二奇兵隊や石城山神籠石など歴史をテーマにした総合的な観光振興を図るため、関連施設や周辺環境の整備充実に努めます。

また、観光案内所などの観光拠点や観光資源のネットワーク化を図り、潜在する観光資源を掘り起こすとともに、観光ボランティアの育成や市民による観光応援団の設立や

観光事業者等との連携による推進体制の充実など、本市の魅力を満喫できる観光振興に努め、観光客の滞在時間の拡大を図ります。

さらに、観光客のリピーター化により交流人口の増加を目指すとともに、観光関係者の主体的な取組みを促進し、観光関連産業の育成と活性化に努めます。

(2) 光ブランドイメージの創出と観光PRの推進

豊かな自然環境・歴史資源の活用や地域のアイデンティティを高めるとともに、観光客の要望に応えられる固有の光ブランドイメージの創出を図ります。

また、観光資源やイベント等を県内外に周知するため、ホームページの充実、観光案内看板や観光ガイドブック等の整備を推進するとともに、各種マスメディアを活用した積極的な情報発信を展開します。

さらに、周南地域や国道188号沿線の市町と連携し、圏域内の広域観光ルートの構築に努めます。

(3) 特色ある祭りやイベント等の振興

市のイメージアップと観光客の増加を図るため、海水浴場の安全性の向上を図るとともに、冠山総合公園の「花まつりシリーズ」や伊藤公資料館における特別展、花火大会など、地域資源を活かした特色あるイベント等を展開します。

また、伝統的な祭りや風物詩の振興とPRにより、市内外から集客の増加を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 交流と定住のまちづくり

【現状と課題】

人口減少は、消費をはじめとした経済活動や地域コミュニティ活動を停滞させるなど、地域社会全体の活力の低下につながる重要な問題であり、交流人口や定住人口の増加により、地域活性化を図ることが大きな課題になっています。

本市の人口は、昭和60年から緩やかな減少傾向に入り、平成22年10月現在では53,004人と、5年間で約1,000人減少しています。こうした中、幅広いUJIターン情報の提供や相談窓口の設置など、大量退職期を迎えた団塊の世代に的を絞った定住対策を進めるとともに、平成20年1月には、関東地区在住の光市関係者による「ふるさと光の会」を設立するなど、本市出身者とのネットワークづくりを進めてきました。

今後は、「おっばい都市宣言」など3つの都市宣言の理念を活かした、魅力ある定住施策の展開や、ホームページ等を活用した積極的な情報発信に努め、団塊世代や子育て世代など多世代の定住を促進する必要があります。

また、観光振興に限らず、文化やスポーツなど様々な分野で多様な交流人口の増加を図る必要があります。

【基本方針】

多世代の同居や近居の促進を図るなど、子育て世代の定住を促すとともに、ホームページを通じた情報発信と定住希望者に対する総合的な支援体制の構築に努めます。

また、有形・無形の資源の連携強化を図り、交流人口のさらなる増加と回遊性の向上に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 地域の魅力を活かした多様な定住対策の促進

「ふるさと光の会」との連携により、関東地方在住の本市出身者と故郷をつなぐネットワークを確立し、Uターンや二地域居住など、光市への定住につなげます。

また、多世代の同居や近居の促進を図るなど、子どもたちが心身ともに健やかな成長を支援するための環境づくりを進め、子育て世代の定住を促します。

さらに、定住に必要な基本的情報の一元化や定住希望者への総合的な支援体制を構築するとともに、ホームページ等を活用した積極的な情報発信に努めます。

(2) 地域の特性を活かした多様な交流機会の創出

観光振興をはじめ、文化・スポーツ・産業など様々な視点から、交流を促進するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することにより、交流人口の増加と地域や経済の活性化を推進します。

また、本市における交流の核である冠山総合公園をはじめ、農業振興拠点施設「里の厨」や三島温泉健康交流施設など、有形・無形の資源の連携強化を図ることにより、交流人口のさらなる増加と回遊性の向上に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

4 基本目標Ⅳ 時代を拓く新たな都市経営

重点目標1 信頼と協働の都市経営を目指して

政策1 市民との協働による都市経営

【現状と課題】

地域主権社会の確立を目指した改革が進められる中、まちづくりの手法をこれまでの行政主導型のまちづくりから、市民や地域と行政との協働のまちづくりへと転換し、大きく変化していく社会経済環境や多様化・高度化している市民ニーズに的確に対応できる「新しい公共」の形成が求められています。

これまで本市では、各種審議会等への市民参画や計画策定時における市民検討会議の設置、公民館の自主運営など、市民参加のまちづくりを推進してきましたが、今後は、市民との「対話」によるまちづくりを基本に、市民の目線からの行政運営を推進するため、市政全般における市民参加をさらに促進するとともに、市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みを構築していくことが必要です。

また、協働による都市経営を実現していくためには、市民と行政や議会がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚するとともに、相互の信頼関係をより強固にしていくことが必要です。

【基本方針】

市民と行政や議会との協働によるまちづくりの実現に向けて、市政の様々な場面で市民の参加と参画機会を十分に提供するとともに、市民と行政や議会との適切な役割分担のもと、相互の信頼関係の構築に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 市民参画機会の充実と協働の推進

市民との「対話」によるまちづくりを基本に、市民からの意見や提言を市政に反映する仕組みの充実を図ります。

また、各種審議会等への公募委員の拡充や、世代や性別に配慮した人材の登用を図るとともに、パブリックコメント制度や市民参加によるワークショップ等の展開により、協働型のまちづくりを推進します。

さらに、高度で専門的な知識や技能を有する人々の主体的なまちづくりへの参画を促進します。

(2) 市民と議会・行政との信頼関係の構築

議会制民主主義の中で、予算や政策の審議の場である議会における議論の状況を市民に適切に伝え、市民と議会や行政との信頼関係に基づくまちづくりを推進していくため、議会の傍聴を促進するとともに、ケーブルテレビでの議会中継をはじめ広報広聴活動の充実により、市民の議会への関心を高めます。

また、インターネットによる議会中継の可能性を検討するなど、議会情報の提供手法の充実を進めます。

さらに、住民主権の根幹である選挙の投票率の向上に向けて、政治や議会に対する市民の関心を高めるとともに、投票しやすい環境の整備を進めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策2 満足度の向上を目指すサービスの推進

【現状と課題】

急増する行政需要や多様化する市民ニーズなどに的確に対応した行政経営が求められる中、自己の責任において的確に政策を立案・実行していくためには、市民福祉の向上を最優先に、市民の目線から総合的な政策判断を行うことが重要です。

こうした中、本市では、「市民こそ主権者」であることを自覚し、市広報やホームページ等により、市民への積極的な情報提供を進める一方、毎年度実施する「市民アンケート」による各施策分野における市民満足度の調査や、「市民対話集会」などの広聴活動を通じた市民意識や意見の聴取など、多様化する市民ニーズの把握に努めてきました。引き続き、市政情報の積極的な提供や、様々な手法による市民ニーズの把握に努め、市民志向、成果志向の観点から、サービスのコストにも配慮しながら、市民目線に立った窓口サービスの充実・改善や、ICTの活用と充実による市民サービスの向上などに努めていく必要があります。

また、PDCAサイクルの視点から、施策の成果等について十分に検証することが必要です。

【基本方針】

様々な手法による市民ニーズの把握に努めるとともに、市民志向、成果志向の観点から、市民満足度を踏まえた施策を進めます。

また、市民の目線に立った施策の展開や窓口サービスの推進、さらには、ICTを活用と充実による市民サービスの向上に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 広報・広聴活動の充実

市政に関する様々な情報を的確に提供するため、「広報ひかり」やホームページの充実をはじめ、メールマガジンやデジタルサイネージによる市民への積極的な広報活動を展開するとともに、出前講座による詳細な市政情報の提供を進めます。

また、市民アンケートの定期的な実施による市民意識や市民満足度の把握に加えて、「市民対話集会」や「市長と気軽にミーティング」など、あらゆる機会を通じた広聴活動の充実に努めます。

(2) 情報公開の推進

市政に関する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政運営を進めるため、個人情報保護の保護に配慮しながら、情報公開制度の周知と活用に努め、総合的な情報公開を推進し、市政運営の透明性を確保します。

また、審議会などの附属機関における会議内容の公開を推進するとともに、情報提供コーナーなどの充実を図ることにより、積極的な情報の提供に努めます。

(3) 市民本位のサービス提供

公共施設の開館時間や休館日の見直し、窓口体制の充実など、市民目線に立ったサービスの充実・改善を図るとともに、ワンストップサービスに対応できる窓口のあり方について調査研究を進めます。

また、市民ニーズに応じた権限移譲事務の受け入れやICTの活用により、市民サービスの向上を図るとともに、迅速かつ総合的な行政サービスを展開します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標２ 自立と連携の自治体をめざして

政策１ 地域の自主・自立の確立

【現状と課題】

平成２２年６月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化など、自らの判断と責任のもとで、地域の実情に応じた行政経営を行う「地域主権社会」の確立を目指した取組みが、総合的かつ計画的に推進されています。

こうした中、地域間競争は、今後ますます激しさを増すことが予想されており、住民に最も身近な行政機関である地方自治体では、自立的な財政力や政策形成能力を高め、自己決定・自己責任の原則のもとで、行政サービスの質や効率を高めていくことが課題となっています。

本市では、これまで構造改革特区や地域再生のほか、頑張る地方応援プログラムなどの制度に呼応し、積極的な事業提案を行ってきましたが、引き続き、まちづくりに対する自らの意思を明確にしながら、自主・自立が何よりも求められる分権時代にふさわしいまちの実現に戦略的に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

「地域主権社会」の確立を目指した動きに対応するため、山口県市長会や全国市長会との連携のもと、国への積極的な提案を行うとともに、行財政能力の強化と向上を図り、自ら考え、自ら行動するまちづくりを進めます。

【政策展開の方向】

（１）地域主権の確立

「地域主権社会」の確立を目指した改革が進められる中、市民の利益や地域の自主性、自立性の伸長の観点から、山口県市長会や全国市長会との連携のもと、国への積極的な提案を行います。

また、地方自治を推進するための様々な課題について調査・研究を行うとともに、自立的な財政力や政策形成能力を高め、自ら考え自ら行動するまちづくりを進めます。

（２）国や県との連携強化

国や県との連携により、地域資源を最大限活用した、独創性にあふれる独自のまちづくりを推進します。

また、事業の推進にあたっては、関係市町はもとより、国や県との連携により財源確保に努めるとともに、より事業効果の高い取組みを進めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策２ 都市間連携によるサービスの向上

【現状と課題】

本市では、これまで、消防、ごみ処理、汚水処理、広域水道等の事務に共同で取り組むとともに、住民票の相互交付、イベントを通じた地域活性化対策の展開など、関係市町との連携による広域行政を展開してきましたが、いわゆる「平成の大合併」を経て、周南圏域の構成は４市４町から３市１町に再編されるとともに、広域行政の牽引してきた周南地区広域市町村圏振興整備協議会が平成２２年度末に解散するなど、広域行政の枠組みやあり方は大きく変化しています。

一方、平成２２年４月に合併特例法が改正され、新たな政策として、複数の自治体が協定を結び、圏域全体で必要な生活機能を確保しようとする定住自立圏構想が打ち出されるなど、国においても、多様な都市間連携のあり方が模索されています。

こうした中、広域的な対応を要する課題や住民の様々な要請に対応できる、効率的な事務処理を推進するため、引き続き、周辺市町との多様な連携や機能分担に努めていく必要があります。

また、超高齢社会を見据えた医療連携や安全・安心の基盤となる消防広域化の問題への的確な対応を図ることが求められます。

【基本方針】

市域を越えた行政需要や課題に対応するため、関係自治体との連携のもと、広域的な共同処理や広域行政を推進することにより事務処理の効率化と市民サービスの向上を図ります。

【政策展開の方向】

（１）共同処理事務の推進

関係市町との連携のもと、相互の役割分担を行いながら、広域的な行政課題に対応できる体制を強化し、消防、ごみ処理、汚水処理などの共同処理事務の効果的な展開を図ります。

（２）広域行政の推進

地域の特性を活かしながら、周辺市町との連携、協力による広域行政を展開するとともに、住民相互や企業、団体間の交流・連携を促進することにより、周辺市町を含めた地域全体の発展と市民サービスの向上を図ります。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

重点目標 3 持続可能な行財政運営を目指して

政策 1 時代に即応できる行政基盤の確立

【現状と課題】

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、情報通信技術の発達など、社会経済情勢が大きく変化する中、今後の都市経営には、様々な行政需要に対して、柔軟かつ迅速に対応できる行政基盤の確立が求められています。

本市では、市役所から「株式会社光市」への転換を目指して、効率的で質の高い行政経営に努めてきましたが、時代の大きな転換期を迎え、一層の行政改革と職員の意識改革を進めながら、新しい時代に相応しい行政機構の確立と職員の政策形成能力の向上を進めていくことが求められています。

このため、今後は、市政の改革、進化という観点から、様々な場面で市政に企業論理の視点を加えた質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、個人の意欲や能力が十分に発揮できる組織風土づくりや、総合行政を担える柔軟性にあふれた職員を育成していく必要があります。

また、行政のスリム化が求められる中、民間にできることは民間に委ね、一層の市民サービスの向上と経費の節減を進めていくことが必要です。

【基本方針】

総合行政を担える柔軟性にあふれた職員の育成や、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な行政組織の確立に努めます。

また、民間との適切な役割分担により、一層の市民サービスの向上と経費の節減を図るとともに、施策や事業の成果を客観的に評価する行政評価システムの構築に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 意欲あふれる柔軟な人づくりと組織の構築

人材育成基本計画に基づき、専門性の高い職員の育成や政策形成能力、法務能力の向上に加えて、総合行政を担うことができる柔軟性にあふれた職員を育成します。

また、職員による政策提案制度の充実や、公平公正で客観的な人事評価システムの導入など、個人の意欲や能力が十分に発揮できる組織風土づくりに努めるとともに、職員の資質や能力の向上と意識改革を進めます。

さらに、新たな行政課題や市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政組織の確立を

進めるとともに、従来の縦割り型行政から脱し、連携・協力型の行政が推進できる柔軟で総合的な組織運営を進めます。

(2) 定員適正化の推進と民間能力の活用

地域主権改革の動向等を考慮しつつ、事務事業の見直しや組織の合理化等による職員の適正配置に努めるとともに、定員管理の適正化を進めます。

また、行政が直接実施するよりも効果的・効率的に展開可能な専門的業務や定型的業務については、行政サービスや行政責任の確保等に十分留意して、民間への委託を進めます。

さらに、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、公共施設の管理への指定管理者制度の導入を促進します。

(3) 行政を評価する仕組みの構築

限られた経営資源を最大限に活用し、成果を重視した市民満足度の高い市政運営を進めるため、PDCAサイクルに基づく、施策や事業の成果を客観的に評価する行政評価システムを構築します。

また、総合計画の評価と検証を進めることにより、市民と目標を共有し、成果志向型のまちづくりを推進します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策２ 持続可能な財政基盤の確立

【現状と課題】

本市では、平成19年度には法人市民税額が、過去最高の約43億7千万円に達するなど、市税収入は右肩上がりで推移していましたが、世界的な経済金融危機後の平成21年には、約18億6千万円と、ピーク時の半分以下に落ち込みました。さらに、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費の増大をはじめ、特別会計・公営企業会計などへの繰出金や、公共施設の維持管理に要する経費などが増大するなど、財政構造の硬直化が進んでいます。

東日本大震災の影響により、国や地方を通じた財政状況は、今後も不透明な状況が見込まれ、また、合併に伴う普通交付税の算定の特例措置が、平成27年度から段階的に縮小されるなど、さらなる不安要素が待ち受けることから、今後は、これまで以上に慎重な財政運営が求められています。

このため、最少の経費で最大の効果を基本に、選択と集中による効率的な財政運営を継続するとともに、「財政健全化計画」に基づき、財政構造の健全化に向けた取組みを進めることが急務となっています。

【基本方針】

地域主権社会に対応した行財政運営を図るため、「財政健全化計画」を踏まえ、財政運営の健全性を確保するとともに、基金の充実を図ります。

また、住民負担の公平性の観点から、収納率の向上や使用料、手数料等の適正化に努めます。

【政策展開の方向】

（１）財政運営の効率化の推進

将来の財政負担を考慮しながら、総合計画及び「財政健全化計画」に基づき、事業の計画的な推進を図るとともに、重要度や緊急度の高い事業の重点化や市民生活に密着した社会資本の整備に努めます。

また、行政評価システムにより、事業の実施効果等を見極めながら、最少の経費で最大の効果が図れるよう事務事業の見直しを進めます。

さらに、公共工事のコスト縮減や入札の適正化を推進するとともに、内部事務経費の削減や人件費の縮減、補助金等の適正化を図るなど、経常的経費の節減に努めます。

(2) 安定的な財源の確保

住民負担の公平性の観点から、課税客体の適正な把握と収納率の向上を進めるとともに、使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努めます。

また、年度間の財源の均衡や安定的財政運営を行うため、財政調整基金や減債基金の充実を図るとともに、果実運用型基金の再編と弾力的活用を推進します。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値 (H23)	後期目標 (H28)

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

政策3 公有財産の計画的な管理と活用

【現状と課題】

本市では、高度経済成長期を中心に各種公共施設の整備を進めた結果、多くの施設で老朽化に伴う維持管理や、耐震性の確保が大きな課題となっています。

また、合併を経て誕生した経緯から市内には類似施設の重複も見られ、人口減少や少子高齢化の進展を視野に入れた計画的な再編や効率的な利用を進めるとともに、市有財産の有効活用を図るなど、既存ストックの戦略的かつ効率的な活用が求められています。

こうした中、本市では、老朽化が進む2つの給食センターを統合した新たな学校給食施設の整備に着手するとともに、公立保育園や幼稚園の運営のあり方や再編について、施設の耐震化と合わせた検討を進めています。

今後は、市民ニーズや費用対効果、利用実態などを踏まえつつ、現有施設の有効活用や統廃合を含めた十分な検討を行うとともに、計画的な維持・管理により施設の長寿命化を図るなど、保有財産のより戦略的かつ効率的な活用を図ることが必要です。

【基本方針】

「公共施設マネジメント計画」を策定し、市民ニーズや費用対効果、利用実態などを踏まえつつ、現有施設の長寿命化や維持管理の効率化を図るとともに、再編や統廃合を含めた公共施設の適正配置について検討します。

また、遊休財産の計画的な処分や民間事業者へ貸付を行うことにより、維持管理費の削減や賃料収入の確保等に努めます。

【政策展開の方向】

(1) 公共施設の再編と有効活用の推進

市民ニーズや費用対効果など、現有施設の実情を踏まえた「公共施設マネジメント計画」を策定し、現状把握や評価分析等の手法により、計画的な維持管理による保有施設の長寿命化や維持管理の効率化を図るとともに、再編、統廃合を含めた公共施設の適正配置について検討を行います。

また、新たな施設整備にあたっては、周辺施設や類似施設を集約した複合型施設の可能性を検討します。

(2) 遊休財産の処分と活用

市が保有する土地の使用実態や利用可能性を調査し、遊休財産の計画的な処分を行うとともに、民間事業者へ貸付を行うことにより、維持管理費の削減や賃料収入の確保等

に努めます。

【まちづくりの指標】

まちづくりの指標	近況値（H23）	後期目標（H28）

【主要な事業例】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

第8章 財政計画

後期基本計画に掲げた各種施策の実効性を確保するとともに、将来にわたって健全財政を確保するため、平成24年度から平成28年度までの計画期間における財政のフレーム（総枠）を設定します。

【財政計画（普通会計）】

第9章 地域別整備計画

1 地域別整備計画の目的

活力と魅力にあふれた地域社会を創出するためには、地域が有する個性を活かした施策の展開を図るとともに、地域間の役割分担と相互連携を進める必要があります。

このため、地域の課題や特性に基づく地域別の振興法を示すことにより、多くの市民と協働による地域づくりを推進します。

2 地域の設定

地域の設定は、新市建設計画や前期基本計画において設定した東部地域、西部地域、南部地域、北部地域の4つの地域とします。

【地域の構成】

- 東部地域…岩田・三輪・塩田・束荷・岩田立野地区
- 西部地域…浅江・島田地区
- 南部地域…室積・光井地区
- 北部地域…三井・周防・上島田地区

3 地域別整備計画

(1) 東部地域（岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区）

【特性と課題】

東部地域は、幽玄な石城山をはじめとする低い山々に囲まれた緑と田園風景が広がる自然環境豊かな丘陵地帯です。また、古くから市街地が形成されているＪＲ岩田駅周辺には、各種の公共・公益施設の集積が見られます。

本地域は、古くから優良な米や野菜の生産地として、ほ場をはじめとする農業基盤の整備や農地の集団化が進められており、食育や地産地消の推進などを通じて、農業や農村に対する関心が大きく高まる中、農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、農業と第二、第三次産業を融合した新たな地域ビジネスの展開や、都市と農村の交流の促進など、農業を核とした新たな価値を生み出していくことが期待されています。

また、豊かな自然環境に加え、石城山に現存する重要文化財である石城神社や国指定史跡の石城山神籠石、伊藤公資料館など、多様な歴史的資源を有することから、観光・レクリエーションゾーンとしての発展が期待されています。

さらに、ＪＲ岩田駅周辺にコンパクトに集積する行政施設やコミュニティ施設、医療・福祉施設などを活かし、誰もが安心して住み続けられるまちの実現を目指した環境整備を進めていくことが求められています。

【地域の整備方向】

① 誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまちの形成

行政施設やコミュニティ施設、さらには医療・福祉施設が集積している地域特性を活かし、誰もが安心して住み続けられる、快適で便利なまちの形成に努めます。

都市拠点地区である「岩田駅周辺地区」では、公共施設の整備や再配置のあり方について検討を行うなど、生活の機能のコンパクトな集約や良好な住環境の形成に努めるとともに、空き店舗の活用等を促進し、賑わい空間の創出や魅力の向上を図ります。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

② 多様な地域資源の保全と、歴史と自然を活かしたツーリズムの推進

石城山や伊藤公記念公園などの豊富な自然環境や、地域に散在する特色ある歴史文化資源の保全を進めるとともに、「里の厨」などとの連携による、歴史と自然を活かしたツーリズムの推進に努めます。

地域拠点地区である「伊藤公記念公園周辺地区」では、伊藤公記念公園や「里の厨」を中心に、自然景観と調和した文化・観光機能の充実に努めます。

また、石城山神籠石の適切な保存・継承に努めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

③ 地域特性を活かした農業や工業など産業の振興

田布施川や東荷川流域で展開される農業や大和工業団地を中心とした工業など、多様な地域産業の一層の振興を図るため、集落営農組織等の育成や農村振興総合整備事業のほか、多様な産業活動の基盤となる道路や給配水施設の整備に努めます。

また、「里の厨」を中心に、地産地消や農業後継者の育成・支援を進めるなど、地域農

業の振興を図るとともに、付加価値の高い商品の開発や新たな流通チャンネルの確立など、第六次産業化の推進に努めます

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

(2) 西部地域（浅江・島田地区）

【特性と課題】

西部地域は、島田川の下流部に位置しており、河口に広がる平野や丘陵部の住宅団地を中心に市街地が連なる、市内で最も人口が集積した地域です。また、白砂青松の虹ヶ浜海岸や水鳥が集う島田川は、本市を代表する豊かで潤いある景勝地として広く市民に親しまれています。

こうした豊かな自然に加えて、本地域には、臨海部の大規模工場や高度な技術水準を持つ中小企業群、ひかりソフトパークに立地する情報通信関連産業、先端技術型製造業など、本市の基幹産業である工業機能が集積するとともに、ショッピングモールや大型商業施設などもそろっています。

また、都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線や瀬戸風線など、地域間を結ぶ路線の整備も進んでおり、本市の経済活動や日常の購買活動を支える地域として、さらなる発展が期待されています。

一方、JR光駅を中心に交通結節点としての利便性を高め、自転車や公共交通機関の利用を促進するなど、地域を囲む豊富な自然への配慮を進めるとともに、市の玄関口にふさわしい自然環境と都市環境が調和した都市景観を形成していく必要があります。

【地域の整備方向】

① 市の玄関口にふさわしい顔づくり

都市拠点地区である「光駅周辺地区」は、白砂青松の虹ヶ浜海岸へと続く松林と都市環境が一体となった独特の景観を有した地域であり、駅を中心とした交通結節機能などの利便性を高めるとともに、観光資源である虹ヶ浜海岸の保全と活用を図るなど、市の玄関口にふさわしい自然環境と都市環境とが調和した「おもてなし」の心あふれる都市景観の形成を進めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

② 都市の活力を支える産業の振興

活気とにぎわいのある魅力的な地域づくりを進めるため、既存産業への支援や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線をはじめとした道路網等の産業基盤整備を進めるとともに、ひかりソフトパーク等への企業誘致を推進し、新たなビジネスへの育成・支援に努めます。

また、浅江・島田地区の大型商業施設を核として、地域の魅力を活かした商業活動の推進に努めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

③ 山・川・海などの貴重な自然環境の保全と活用

白砂青松の虹ヶ浜海岸や鶴羽山などの森林、また、島田川に飛来する渡り鳥や本市の固有種であるニジガハマギクなど、山・川・海の貴重な自然環境と、そこに息づく多様な生物の保全を図ります。

また、貴重な自然を、まちづくりの資源として活用し、自然を身近に感じることができ場や機会を整備するなど、潤いのある生活空間の創出に努めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

(3) 南部地域（室積・光井地区）

【特性と課題】

南部地域は、室積半島を境として西に砂浜の室積海岸、東には岩場の伊保木海岸が広がる極めて対照的な景観を有した地域で、室積港から南東へ 8.4 km の海上には有人離島である牛島があります。

白砂青松の室積海岸は虹ヶ浜海岸と並ぶ本市の大きな観光資源ですが、以前から、冬季の季節風や波浪時における海浜の侵食が顕著となっており、背後地の住民の安全確保と海浜の保全対策の両立が課題となっています。

また、本地域は、室積半島を中心に歴史的、自然的、文化的資源に恵まれるとともに、冠山総合公園や山口県スポーツ交流村、フィッシングパーク光などの多くのスポーツ・レクリエーション施設が集積していることから、観光・レクリエーションを中心とした総合的な交流ゾーンとして、本市発展の原動力となることが期待されています。

一方、光井地区には、市役所をはじめとする行政機能や教育・文化機能が集積しており、今後とも行政サービスの中心地域として、新たな時代と市民ニーズに即した機能の充実強化が求められています。

【地域の整備方向】

① 行政拠点としての機能充実

都市拠点地区である「市役所周辺地区」は、行政施設や福祉施設、教育・文化施設が集積した地区として、多様な市民ニーズに対応できる行政機能の充実を図ります。

また、施設間の機能分担と連携の強化により、市民サービスの向上を図るとともに、市民が安心して利用できるよう施設の安全性を高めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

② 歴史資源や自然環境の保全と地域活性化の推進

古い歴史と町並みが残る室積半島を中心に、海商通りや峨嵋山樹林などの歴史的資源や豊かな自然環境の保全や観光の振興を図るとともに、冠山総合公園などとのネットワーク化による、観光・交流機能の強化を進めます。

また、地域拠点地区である「室積公民館周辺地区」は、(仮称)室積コミュニティセンターを中心に、地域に根差した様々な活動の活性化を図り、住民相互の絆を大切にしながら地域づくりを進めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

③ 自然を活用したスポーツ・レクリエーションの振興

冠山総合公園や室積海水浴場などのスポーツ・レクリエーション施設の整備充実を図るとともに、コバルトラインや峨嵋山をはじめとした豊かな自然の保全と活用、さらには、恵まれた自然を活かした市民の健康づくりや交流活動の促進に努めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

(4) 北部地域（三井・周防・上島田地区）

【特性と課題】

北部地域は、島田川上流の内陸部に位置しており、肥沃な農地や緑豊かな丘陵地が広がる自然環境に恵まれた地域です。

三井地区では、平成24年秋にオープン予定の三島温泉健康交流施設を中心に、市民の憩いと健康づくりの場としての機能の充実を図るとともに、島田川の水辺空間や周防の森ロッジ、さらには岡原遺跡や周防柱松など島田川流域に点在する古い歴史・文化に根差した地域資源を融合させた、交流・ふれあい空間を創出していくことが求められています。

また、周防地区や三井地区では、農業振興地域を中心に稲作が活発に行われており、本市の地域農業の一翼を担う地域として、引き続き、地域特性を活かした魅力ある農業の振興に努めることが求められています。

さらに、内陸部に開発した周防工業団地は、山陽自動車道熊毛インターチェンジに近接するなど利便性が高いことから、自動車部品や住宅建材、プラント部品などの加工製品を製造する企業が集積しており、地域の活性化に大きく貢献しています。

【地域の整備方向】

① 地域資源を活用した市民の交流・ふれあい空間の形成

地域拠点地区である「島田駅周辺地区」では、島田川の美しい自然景観を活用した親水空間や、三島温泉健康交流施設を活用した市民の憩いと健康づくりの場の整備を進めます。

また、三島橋の架け替えや市道岩狩線の道路改良により、地域の玄関口であるJR島田駅周辺の交通環境の充実を図るなど、島田川兩岸を結んだ一体的な、交流・ふれあい空間の形成に努めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

② 地域の特性を活かした農業の振興

農村振興総合整備事業などによる農業生産基盤整備を進めるとともに、農業振興拠点施設「里の厨」と連携した地産地消の推進や特産品ブランドの創出など特色ある農業の展開を図り、都市近郊型農業の振興に努めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

③ 高速道路へのアクセスを活かした工業の振興

道路網の整備など産業基盤の充実を図るとともに、周防工業団地については、都市計画の観点から、工業に特化した土地利用が図られるよう誘導します。

また、近接する大和工業団地との一体的な整備と活用も含め、新たな工業団地の可能性について中・長期的な視点から調査・研究を行うなど、山陽自動車道へのアクセスに優れた地域特性を活かした工業の振興に努めます。

【主要施策】

	後期					担 当
	H24	H25	H26	H27	H28	

